

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件

(平成二十二年十二月二十七日)

(金融庁告示第百三十二号)

(定義)

第一条 この告示において使用する用語は、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準を定める件(平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。)、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準(平成三十一年金融庁告示第十三号。以下「連結レバレッジ比率告示」という。)及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準(平成三十一年金融庁告示第十号。以下「最終指定親会社TLAC告示」という。)において使用する用語の例による。

(金融庁長官が定める場合)

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十八第一項に規定する金融庁長官が定める場合は、最終指定親会社が連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率を算出する場合及び最終指定親会社TLAC告示第二条に規定する外部TLAC比率を算出する場合とする。

(事業年度の記載事項)

第三条 最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法(以下「法」という。)第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面(前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「自己資本の充実の状況等を記載した書面」という。)には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、連結レバレッジ比率に関する開示事項及びTLACに関する開示事項を記載するものとする。

- 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。
- 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 連結自己資本規制比率告示第三条の規定により連結自己資本規制比率を算出する対象となる会社の集団(以下この項及び次項において「会社グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表における連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 連結自己資本規制比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連会社等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

三 会社グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

四 信用リスク(第六号に規定するもの並びに第七号及び第七号の二のリスクに該当するものを除く。)に関する次に掲げる事項

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要

ハ 標準的手法を採用した場合にあっては、エクスポートフォリオの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下ハにおいて同じ。)の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む。)

ニ 内部格付手法を採用した場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD(標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポートフォリオの額。以下(1)において同じ。)がEADの総額に占める割合

(2) 内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯

(3) 内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要

(i) 資産区分ごとの格付け与手続

(ii) パラメーター推計(PD、LGD及びEADの推計をいう。)及びその検証体制

(iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制

(4) 標準的手法が適用されるエクスポートフォリオ(第五項に規定する定量的な開示事項のうち、別紙様式第二号第三十八面により作成するものに係るエクスポートフォリオに限る。)について、次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準

- (i) ソブリン向けエクスポート
- (ii) 金融機関等向けエクスポート
- (iii) 株式等エクスポート
- (iv) 購入債権
- (v) 事業法人向けエクスポート(中堅中小企業向けエクスポート及び特定貸付債権を除く。)
- (vi) 中堅中小企業向けエクスポート
- (vii) 居住用不動産向けエクスポート
- (viii) 適格リボルビング型リテール向けエクスポート
- (ix) その他リテール向けエクスポート
- (x) 特定貸付債権
- (xi) 事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	
内部格付手法を段階的に適用する計画がある	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位

場合	資産区分がないとき	又は資産区分の範囲 三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類 五 内部格付手法の適用を除外する事業単位(多数である場合にあっては、主な事業単位)又は資産区分の範囲

五 信用リスク削減手法(派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引(次号において「派生商品取引及びレポ形式の取引等」という。)に関する用いられる信用リスク削減手法を除く。)に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

六 派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク(以下「カウンターパーティ信用リスク」という。)に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要(当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む。)

七 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ 連結自己資本規制比率告示第二百二十六条第一項第一号から第四号まで(連結自己資本規制比率告示第二百八十条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別並びに会社グループの子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該会社グループが行った証券化取引(当該会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該会社グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名

称

- ニ 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響
ホ 証券化取引に関する会計方針
ヘ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む。)
ト 内部評価方式を使用している場合には、その概要

七の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

- イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法(SA—CVA、完全なBA—CVA又は限定期的なBA—CVAをいう。)の名称及び各手法により算出される対象取引の概要
ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要(CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。)
ハ SA—CVA採用最終指定親会社にあっては、次に掲げる事項
(1) CVAに関するリスク管理体制の概要(取締役等の関与の仕組みを含む。)
(2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要(CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。)

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要(次に掲げる事項を含む。)
(1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法
(2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続(低流动性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。)
(3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項
(i) 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値
(ii) 当該振替の理由
(4) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況
ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容
ハ トレーディング・デスク(バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。)の構造及び保有する商品の種類(内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。)
ニ 期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事項(内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。)

- (1) 適用する場合には、その範囲(トレーディング・デスクの概要を含む。)
- (2) 主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待ショート・フォール(SES)によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要
- (3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法(ストレス・テストを含む。)
- (4) 概要(計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。)
- (5) 使用するデータの更新頻度
- (6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要(モデル化可能なりスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。)

ホ モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法(内部モデル方式を用いる場合に限る。)

ヘ DRCモデルに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を用いる場合に限る。)

- (1) 適用する場合は、その範囲(トレーディング・デスクの概要を含む。)
- (2) 概要(計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポートフォリオのネットティングの方法を含む。)
- (3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法(連結自己資本規制比率告示第二百五十五条第三項各号に掲げる要件を含む。)

ト モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方法(内部モデル方式を用いる場合に限る。)

九 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ BIの算出方法

ハ ILMの算出方法

ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無(事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。)

ホ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。)

十 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている株式及び連結自己資本規制比率告示第四十三条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

十一 金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別

紙様式第二号第二十六面、第二十七面及び第二十九面並びに別紙様式第四号第二十一面から第二十三面までを除き、以下同じ。)に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 金利リスクの算定手法の概要

十二 連結貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明(別紙様式第八号により作成するものとする。)

十三 連結自己資本規制比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等(連結自己資本規制比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。)であって最終指定親会社の子法人等であるもののうち、連結自己資本規制比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称及び所要自己資本を下回った額の総額

二 信用リスク(前項第六号に規定するもの、同項第七号及び第七号の二のリスクに該当するもの並びに次号に規定するものを除く。)に関する次に掲げる事項

イ 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳

- (1) 地域別
- (2) 業種別
- (3) 残存期間別

ロ 連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事由が生じた債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

- (1) 地域別
- (2) 業種別

ハ 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高

ニ 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権(連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項第一号から第三号までに掲げる事由が生じた債務者に対する債権を除く。)に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクspoージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額

三 リスク・ウェイトのみなし計算(連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)又は信用リスク・アセットのみなし計

算(連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。)が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は連結自己資本規制比率告示第百四十四条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は連結自己資本規制比率告示第百四十四条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー

ハ 連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー

ニ 連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー

ホ 連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第十項のリスク・ウェイトを用いるエクspoージャー又は連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー

5 第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第二号により作成するものとする。

6 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前事業年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)

7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第三号により作成するものとする。

8 第一項のTLACに関する開示事項は、次に掲げる事項とし、別紙様式第九号により作成するものとする。

一 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項

二 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項

三 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項

(中間事業年度の記載事項)

第四条 最終指定親会社四半期の末日が中間事業年度(事業年度の前半の六月間をいう。)の末日である場合における自己資本の充実の状況等を記載した書面には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、連結レバレッジ比率に関する開示事項及びTLACに関する開示事項を記載するものとする。

- 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。
- 3 前条第三項(第一号、第四号ニ(4)及び第十二号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の」とあるのは「次条第一項の」と、同項第四号中「第六号に規定するもの並びに第七号及び第七号の二のリスク」とあるのは「派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク、証券化取引に係るリスク並びにCVAリスク」と、同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「次条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第二号第三十八面」とあるのは「別紙様式第四号第三十面」と、同項第十二号中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。
- 4 前条第四項(第二号及び第四号を除く。)及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。
- 5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同項第二号中「前事業年度」とあるのは、「前中間事業年度」と読み替えるものとする。
- 6 前条第八項の規定は、第一項のTLACに関する開示事項について準用する。この場合において、同条第八項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

(最終指定親会社四半期の記載事項)

第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、自己資本の充実の状況等を記載した書面に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 連結における自己資本の構成に関する開示事項
- 二 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、連結自己資本規制比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。)に関する契約内容の概要
- 三 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細(前号に掲げる事項を除く。)
- 四 連結自己資本規制比率告示第二条各号の算式における分母の額に関する開示事項

- 五 連結自己資本規制比率告示第二条及び第二条の二に規定する基準に関する開示事項
- 六 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における
変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本規制比率の対比及び要因分
析(当該連結自己資本規制比率に著しい差異がある場合に限る。)
- 七 連結レバレッジ比率の構成に関する事項
- 八 前最終指定親会社四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当
該差異がある場合に限る。)
- 九 連結レバレッジ比率に関する事項
- 十 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における
変更前と変更後との企業会計の基準による連結レバレッジ比率の対比及び要因分析
(当該連結レバレッジ比率に著しい差異がある場合に限る。)
- 十一 最終指定親会社TLAC告示第二条に規定する外部TLAC比率に関する開示事項
- 十二 その他外部TLAC調達手段に関する契約内容の概要
- 十三 その他外部TLAC調達手段に関する契約内容の詳細(前号に掲げる事項を除く。)
- 2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号及び第十二号に掲げる事
項は別紙様式第五号により、同項第四号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第五号
及び第九号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第
三号により、同項第十一号に掲げる事項は別紙様式第十号により、それぞれ作成するものと
する。

附 則

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に
記載すべき事項を定める件の一部を改正する告示(平成二十六年金融庁告示第二十一号)の適
用の日から平成三十年三月三十日までの間における第三条第二項及び第三項第十一号(これ
らの規定を第四条において読み替えて準用する場合を含む。)並びに第五条第一項第九号の規
定の適用については、これらの規定中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式」とす
る。

(附則別紙様式)

[略]

改正文(平成二三年五月二七日金融庁告示第六二号)抄
平成二十三年十二月三十一日から適用する。

附 則 (平成二五年三月二八日金融庁告示第一七号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

附 則 (平成二六年三月二〇日金融庁告示第二一号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。

附 則 (平成二六年三月二八日金融庁告示第二七号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。ただし、次に掲げる規定は同年四月一日から適用する。

一 第一条及び第三条の規定

改正文 (平成二六年一一月二七日金融庁告示第六四号) 抄

平成二十六年十一月二十九日から適用する。

改正文 (平成二七年二月二七日金融庁告示第一〇号) 抄

平成二十七年六月三十日から適用する。

附 則 (平成二七年三月一二日金融庁告示第一四号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件(以下この条において「新最終指定親会社告示」という。)第三条第一項、第六項及び第七項の規定は、適用日から平成二十七年六月二十九日までの間に終了する事業年度に係る経営の健全性の状況を記載した書面(新最終指定親会社告示第三条第一項に規定する経営の健全性の状況を記載した書面をいう。以下この項及び次項において同じ。)及び同月三十日以後に終了する事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面(金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一

部を改正する告示(平成二十七年金融庁告示第十号)の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第一項に規定する自己資本の充実の状況を記載した書面をいう。次項において同じ。)について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る経営の健全性の状況を記載した書面については、なお従前の例による。

- 2 新最終指定親会社告示第四条において読み替えて準用する新最終指定親会社告示第三条第一項並びに新最終指定親会社告示第四条において準用する新最終指定親会社告示第三条第六項及び第七項の規定は、適用日から平成二十七年六月二十九日までの間に終了する中間事業年度に係る経営の健全性の状況を記載した書面及び同月三十日以後に終了する中間事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る経営の健全性の状況を記載した書面については、なお従前の例による。
- 3 新最終指定親会社告示第五条第一項及び第二項の規定は、適用日以後に終了する最終指定親会社四半期(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下この項において同じ。)に係る事項について適用し、適用日前に終了した最終指定親会社四半期に係る事項については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年三月二六日金融庁告示第二四号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。

(金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第八条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件附則別紙様式並びに別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、適用日以後に開始する事業年度に係る書面について適用し、適用日前に開始した事業年度に係る書面については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年三月二六日金融庁告示第二五号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

(金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書

面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第四項第八号ホの規定並びに附則別紙様式及び別紙様式第一号は、適用日以後に終了する事業年度に係る書面について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る書面については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年三月一一日金融庁告示第七号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。

(金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第五項第一号イからニまで及び第三号イの規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面(同条第一項に規定する自己資本の充実の状況を記載した書面をいう。以下この条において同じ。)について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年一二月一一日金融庁告示第四五号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

(金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件(以下この条において「新最終指定親会社告示」という。)第三条(新最終指定親会社告示第四条第三項から第五項までにおいて準用する場合を除く。)の規定及び新最終指定親会社告示別紙様式第二号(第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。)は、適用日以後に終了する事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面(新最終指定親会社告示第三条第一項に規定する自己資本の充実の状況を記載した書面をいう。以下この条において同じ。)の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る自己資本の充実の状況

を記載した書面の作成については、なお従前の例による。

- 2 新最終指定親会社告示別紙様式第二号(第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。)は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成について適用し、同日前に終了した事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成については、なお従前の例による。
- 3 新最終指定親会社告示第四条第一項及び第二項の規定、同条第三項において準用する新最終指定親会社告示第三条第三項(第一号及び第十二号に係る部分に限る。)の規定、新最終指定親会社告示第四条第四項において準用する新最終指定親会社告示第三条第四項(第二号及び第四号を除く。)及び第五項(読み替え後の同項に規定する別紙様式第四号を含む。)の規定並びに新最終指定親会社告示第四条第五項において準用する新最終指定親会社告示第三条第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する中間事業年度(事業年度の前半の六月間をいう。以下この項において同じ。)に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成については、なお従前の例による。
- 4 新最終指定親会社告示第五条第一項第十二号及び第二項の規定並びに新最終指定親会社告示別紙様式第六号(第一面に係る部分に限る。)は、適用日以後に終了する最終指定親会社四半期(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成について適用し、適用日前に終了した最終指定親会社四半期に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成については、なお従前の例による。
- 5 新最終指定親会社告示別紙様式第六号(第一面に係る部分を除く。)は、平成三十年六月三十日以後に終了する最終指定親会社四半期に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成について適用し、同日前に終了した最終指定親会社四半期に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成については、なお従前の例による。

改正文（平成三〇年三月一四日金融庁告示第一〇号）抄

平成三十年三月三十一日から適用する。

附 則（平成三〇年三月二三日金融庁告示第一三号）

この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

附 則（平成三一年三月一日金融庁告示第五号）抄

（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

附 則 (平成三十一年三月一五日金融庁告示第七号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

附 則 (令和二年六月二九日金融庁告示第三二号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、令和二年六月三十日から適用する。

附 則 (令和四年三月二五日金融庁告示第八号)

(適用時期)

1 この告示は、令和四年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の別紙様式第二号は、令和四年三月三十一日以後に終了する最終指定親会社四半期に係る書面について適用し、同日前に終了した最終指定親会社四半期に係る書面については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年三月二八日金融庁告示第二七号)

(適用時期)

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、基準日(最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件(令和五年金融庁告示第二十五号)附則第二条第二項に規定する基準日をいう。以下同じ。)以後に終了する事業年度、中間事業年度又は最終指定親会社四半期に係る書面について適用し、基準日前に終了する事業年度、中間事業年度又は最終指定親会社四半期に係る書面については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年六月八日金融庁告示第六五号)

(適用時期)

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の別紙様式第三号は、基準日(最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件(令和五年金融庁告示第二十五号)附則第二条第二項に規定する基準日をいう。以下同じ。)以後に終了する事業年度、中間事業年度又は最終指定親会社四半期に係る書面について適用し、基準日前に終了する事業年度、中間事業年度又は最終指定親会社四半期に係る書面については、なお従前の例による。この場合(基準日がこの告示の適用の日である場合を除く。)において、この告示による改正前の別紙様式第三号中「

22	連結レバレッジ比率((ホ)／(ヘ))		
----	--------------------	--	--

」とあるのは「

22	連結レバレッジ比率((ホ)／(ヘ))		
	適用する所要連結レバレッジ比率		
	適用する所要連結レバレッジ・バッファー比率		

」と、同様式(注)(5)中「

b 連結レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

」とあるのは「

b 連結レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

c 「適用する所要連結レバレッジ比率」の項には、三パーセント(連結レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合にあっては、当該比率)を記載すること。

d 「適用する所要連結レバレッジ・バッファー比率」の項には、連結自己資本規制比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。

」とする。

附 則 (令和五年六月九日金融庁告示第六九号)

(適用時期)

1 この告示は、令和六年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、この告示の適用の日以後に終了する事業年度、中間事業年度又は最終指定親会社四半期に係る書面について適用し、同日前に終了した事業年度、中間事業年度又は最終指定親会社四半期に係る書面については、なお従前の例による。

改正文（令和五年一二月二七日金融庁告示第一一九号）抄

令和六年三月三十一日から適用する。

附 則（令和六年一月三一日金融庁告示第五号）抄

（適用時期）

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

改正文（令和六年三月二七日金融庁告示第二六号）抄

令和六年四月一日から適用する。

附 則（令和七年三月三一日金融庁告示第四二号）

この告示は、令和七年三月三十一日から適用する。ただし、別紙様式第二号第三十面及び別紙様式第四号第二十四面の改正規定は、令和八年三月三十一日から適用する。

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（最終指定親会社）			
国際様式の該当番号	項目	イ	ロ
		当最終指定親会社四半期末	別紙様式第八号（CC2）の参照項目
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目（1）			
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
1c	うち、自己株式の額（△）		
26	うち、社外流出予定額（△）		
	うち、上記以外に該当するものの額		
1b	普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額		
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額		
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）		
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目（2）			
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
15	退職給付に係る資産の額		
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		

18	少数出資金融機関等の普通株式の額		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
27	その他 Tier1 資本不足額		
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (口)		
普通株式等 Tier1 資本			
29	普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (口)) (ハ)		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)			
30	31a その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		
	31b その他 Tier1 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額		
	32 その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		
	特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額		
34	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額		
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)		
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
42	Tier2 資本不足額		

43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 その他 Tier1 資本	(ホ)		
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) Tier1 資本	(ヘ)		
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) Tier2 資本に係る基礎項目 (4)	(ト)		
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
	Tier2 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額			
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
48	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ) Tier2 資本に係る調整項目 (5)			
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
54a	少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有 TLAC に該当しなくなつたものの額			
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ) Tier2 資本			
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ) 総自己資本			
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル) リスク・アセット (6)			
60	リスク・アセットの額 (ヲ)			

連結自己資本規制比率及び資本バッファー (7)			
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		
63	連結総自己資本規制比率 ((ル) / (ヲ))		
64	最低連結資本バッファー比率		
65	うち、資本保全バッファー比率		
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率		
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率		
68	連結資本バッファー比率		
調整項目に係る参考事項 (8)			
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目 不算入額		
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に係る調整項目不算入額		
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に係る調整項目不算入額		
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)			
76	一般貸倒引当金の額		
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
78	内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポートジャーナル及びリテール向けエクスポートジャーナルの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の項には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号 (バーゼル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日に公表された「開示要件 (第 3 の柱) の統合及び強化—第 2 フェーズ」と題する文

書のテンプレート CC1 における表に記載された番号をいう。) を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

- a 「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表規則第六十九条の五第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が連結自己資本規制比率告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。
なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用最終指定親会社において、事業法人等向けエクスポートジャーヤー及びリテール向けエクスポートジャーヤーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第九項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第九項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第十項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

- b 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、連結自己資本規制比率告示第七条第一項第六号イに掲げる額をいう。
- c 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、連結自己資本規制比率告示第七条第一項第六号ロに掲げる額をいう。

(5) Tier2 資本に係る調整項目

- a 「少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・マイク目的保有 TLAC に該当しなくなったものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第七条第三項第二号及び第三号に掲げる額の合計額をいう。なお、この項は、自金融機関が TLAC 規制対象最終指定親会社でない場合には、記載することを要しない（この場合には、当該項を削除することができる。）。

(6) リスク・アセット

「リスク・アセットの額」とは、連結自己資本規制比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

(7) 連結自己資本規制比率及び資本バッファー

- a 当期に係る別紙様式第七号の開示を行う場合には、項番 64 「最低連結資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 11 「最低連結資本バッファー比率」の項の比率と、項番 65 「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 8 「資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番 66 「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 9 「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番 67 「うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 10 「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。
- b 当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、項番 68 「連結資本バッファー比率」の項の比率は、同面の項番 27 「連結資本バッファー比率」の項の比率と一致する。

(8) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、

その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

- c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(9) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用最終指定親会社にあっては、連結自己資本規制比率告示第百二十八条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用最終指定親会社において、連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(10) その他

- a ロ欄には、この様式と別紙様式第八号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合は、記載することを要しない。）。
- b この様式における「当最終指定親会社四半期末」の表記につき、事業年度の開示においては「当事業年度末」と、中間事業年度の開示においては「当中間事業年度末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- c この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

OV1:リスク・アセットの概要		イ	ロ	ハ	ニ
国際様式 の該当番 号		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、基礎的内部格付手法適用分				
4	うち、スロッティング・クライテリア適用分				
5	うち、先進的内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー				
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7	うち、S A - C C R適用分				
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、中央清算機関連エクスポージャー				
9	その他				
10	C V Aリスク				
	うち、S A - C V A適用分				
	うち、完全なB A - C V A適用分				
	うち、限定期的なB A - C V A適用分				
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー				
12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ルック・スルー方式)				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(マンデート方式)				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式250%)				

	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）				
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）				
15	未決済取引				
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー				
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分				
18	うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分				
19	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				
22	うち、内部モデル方式適用分				
	うち、簡易的方式適用分				
23	勘定間の振替分				
24	オペレーション・リスク				
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャー				
26	フロア調整				
27	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a この面の b 以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）
 1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番 25 に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスクうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク うち、重要な出資のエクスポートジャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。

b 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポートジャー（最終指定親会社及びその子法

人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準を定める件を改正する件（令和五年金融庁告示第二十五号。以下「令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示」という。）附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示による改正前の連結自己資本規制比率告示（以下「令和五年改正前連結自己資本規制比率告示」という。）第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポート・セラーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

- c 項番2 「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第七面の開示を行う場合には、同面の項番 12 「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- d 項番3 「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用最終指定親会社である場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- e 項番3 「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面の開示を行う場合には、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用最終指定親会社である場合は、同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。
- f 項番4 「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第百二十五条に規定するスロッティング・クライテリアを利用して算出する連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- g 項番4 「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十三面の開示を行う場合には、同面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。
- h 項番5 「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用して算出する連結自己資本規制比率告示第百二十八条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用最終指定親会社である場合は、当該欄は記載することを要しない。
- i 項番5 「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面の開示を行う場合には、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポート

ートフォリオ)」の項目欄の額と一致する。

- j 項番2 「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項目欄の額、項番3 「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項目欄の額、項番4 「信用リスク うち、スロックティング・クライテリア適用分」の項目欄の額及び項番5 「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項目欄の額の合計額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番1 「信用リスク」の項目欄の額と一致する。
- k 「信用リスク うち、重要な出資のエクスポートジャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の二の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十六条の二の規定により、1250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポートジャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- l 「信用リスク うち、リース取引における見積残存価額のエクスポートジャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第百五十四条に規定するリース取引における見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- m 「信用リスク その他」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十六条第二項の規定により、100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポートジャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- n 項番6 「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額は、当期に係る第十四面及び第二十一面の開示を行う場合には、第十四面の項番6 「合計」の項目欄の額並びに第二十一面の項番1 「適格中央清算機関へのエクスポートジャー（合計）」の項目欄の額及び項番11 「非適格中央清算機関へのエクスポートジャー（合計）」の項目欄の額の合計額と一致する。
- o 項番6 「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番2 「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額と一致する。
- p 項番7 「カウンターパーティ信用リスク うち、S A - C C R適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- q 項番8 「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポートジャー方式適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十九条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- r 項番8 「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポートジャー方式適用分」の項目欄の額は、

当期に係る第二十面の開示を行う場合には、同面の項番9「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

- s 「カウンターパーティ信用リスク うち、中央清算機関連エクスボージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の三の規定により算出した中央清算機関連エクスボージャーに係るリスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- t 項番 10「CVAリスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- u 項番 10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の四及び第三十七面の開示を行う場合には、第十五面の四の項番2「当期末」の項の額を8パーセントで除して得た額及び第三十七面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。
- v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の三の開示を行う場合には、同面の項番7「合計」の項イ欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。
- w 「CVAリスク うち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の二の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項イ欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。
- x 「CVAリスク うち、限定的なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項ロ欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。
- y 項番 11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスボージャー」の項には、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第二号に掲げる PD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスボージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番 2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。
- z 項番 12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第二項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- aa 項番 13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第六項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第七項の

規定を適用するエクスポートナーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

- bb 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクスポートナーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- cc 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクスポートナーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- dd 項番 14 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第十項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポートナーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- ee 項番 15 「未決済取引」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第五十五条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- ff 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートナー」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の規定により算出した証券化エクスポートナーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- gg 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートナー」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。
- hh 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートナー」の項イ欄の額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番 4 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートナー」の項ハ欄の額と一致する。
- ii 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートナー」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。
- jj 項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートナー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合に

は、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

kk 項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ll 項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

mm 項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn 項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

oo 項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

pp 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

qq 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

rr 項番 20「マーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第六章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、トレーディング業務における証券化エクスボージャーを含み、項番 6「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

ss 項番 21「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十六面の開示を行う場合には、同面の項番 12「合計」の項の額と一致する。

- tt 項番22「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十七面の開示を行う場合には、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額 (ACRtotal)」の項の額から同面の項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (Cu)」の項の額を控除した額を記載すること。
- uu 「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十九面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。
- vv 項番23「勘定間の振替分」の項には、連結自己資本規制比率告示第六章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- ww 項番24「オペレーションル・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第七章の規定により算出したオペレーションル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- xx 項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の規定により、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十六条の三の規定により、250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- yy 項番26「フロア調整」の項には、連結自己資本規制比率告示第十三条の規定により連結自己資本規制比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- zz 「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク その他」の項イ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー」の項イ欄の額の合計額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄の額及びハ欄の額と一致する。
- aaa この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- bbb この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。

ccc この面におけるロ欄及びニ欄の「前期末」が令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示による改正後の連結自己資本規制比率告示の規定により連結自己資本規制比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

(単位：百万円)

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
連続貸借対照表 計上額	連続自己資本規 制上の連続範囲 に基づく連続貸 借対照表計上額		各項目に対応する帳簿価額				
		信用リスク (ニ 欄及びホ欄に該 当する額を除 <。)	カウンターパー ティ信用リスク	証券化エクスポ ージャー (ヘ欄 に該当する額を 除く。)	マーケット・リ スク	所要自己資本 算定対象外の 項目又は規制 資本からの調 整項目	
資産							
現金預け金							
コールローン及び買入手形							
買現先勘定							
債券貸借取引支払保証金							
買入金銭債権							
特定取引資産							
商品有価証券							
金銭の信託							
有価証券							
貸出金							
外国為替							
その他資産							
有形固定資産							
無形固定資産							

繰延税金資産							
再評価に係る繰延税金資産							
支払承諾見返							
貸倒引当金							
.....							
資産合計							
負債							
預金							
譲渡性預金							
コールマネー及び売渡手形							
売現先勘定							
債券貸借取引受入担保金							
コマーシャル・ペーパー							
特定取引負債							
借用金							
外国為替							
短期社債							
社債							
新株予約権付社債							
信託勘定借							
その他負債							
賞与引当金							
役員賞与引当金							
退職給付引当金							

役員退職慰労引当金						
その他の引当金						
特別法上の引当金						
繰延税金負債						
再評価に係る繰延税金負債						
支払承諾						
.....						
負債合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 資産及び負債の内訳は、連結貸借対照表で使用されている勘定科目名に従うこと。
- b 自金融機関における会計上の連結範囲と連結自己資本規制上の連結範囲が同一である場合、イ欄及びロ欄を統合すること。
- c 一つの項目がハ欄からト欄までの複数のリスク・カテゴリーにおいて資本賦課の対象となる場合、当該項目は対象となる全ての欄において計上すること。この場合において、ロ欄の額とハ欄からト欄までの額の合計額は一致しない。
- d この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

項番	LI 2:連結自己資本規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		合計	対応する項目			
			信用リスク（ハ欄及びニ欄に該当する額を除く。）	カウンターパーティ信用リスク	証券化エクスポージャー（ホ欄に該当する額を除く。）	マーケット・リスク
1	連結自己資本規制上の連結範囲に基づく資産の額					
2	連結自己資本規制上の連結範囲に基づく負債の額					
3	連結自己資本規制上の連結範囲に基づく資産及び負債の純額					
4	オフ・バランスシートの額					
5	保守的な公正価値調整による差異					
6	ネッティングルールの相違による差異（項番2に含まれる額を除く。）					
7	引当て及び償却を勘案することによる差異					
8	調整項目（プルデンシャル・フィルター）による差異					
9					
10	連結自己資本規制上のエクスポージャーの額					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番2 「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項口欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ハ欄からヘ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番1 「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番2 「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項口欄からト欄の額の額を控除した額を記載すること。
- b 項番3 「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく資産及び負債の純額」の項には、項番1 「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく資産の額」の項の額から項番2 「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項の額を控除した額を記載すること。
- c 項番4 「オフ・バランスシートの額」の項には、オフ・バランスシートのエクスポートジャー（標準的手法が適用される資産のオフ・バランス取引又は内部格付手法が適用される資産のオフ・バランス資産項目をいう。以下この面において同じ。）に起因する差額（連結自己資本規制比率告示に基づき、オフ・バランスシートのエクスポートジャーに係る信用供与枠の未引出額又は想定元本額に対して所定の掛目を適用した後の額から、項番3の項に既に含まれている未引出額又は想定元本額を差し引いた額とする。）を記載すること。
- d 項番5から項番8までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除できる。
- e 項番10 「連結自己資本規制上のエクスポートジャーの額」の項のうち、口欄については連結自己資本規制比率告示第三章及び第四章に規定する信用リスクの標準的手法及び内部格付手法の計算対象となる資産の額（オフ・バランスシートのエクスポートジャーも含む。ただし、ハ欄及びニ欄の計算対象となるものは除く。）、ハ欄については派生商品取引及びレポ形式の取引等の信用リスク削減手法適用後のエクスポートジャーの額、ニ欄については連結自己資本規制比率告示第五章に規定する証券化エクスポートジャーの信用リスク・アセットの額の計算対象となるエクスポートジャーの額、ホ欄については連結自己資本規制比率告示第六章に規定するマーケット・リスクの計算対象となるネット・ポジションの額を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CR 1: 資産の信用の質		イ	ロ	ハ	ニ
項番		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額 (イ+ロ-ハ)
		デフォルトした エクスポージャー	非デフォルト エクスポージャー		
オン・バランスシートの資産					
1	貸出金				
2	有価証券（うち負債性のもの）				
3	その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）				
4	オン・バランスシートの資産の合計 (1 + 2 + 3)				
オフ・バランスシートの資産					
5	支払承諾等				
6	コミットメント等				
7	オフ・バランスシートの資産の合計 (5 + 6)				
	合計				
8	合計 (4 + 7)				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a 項番1「貸出金」の項には、連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。

- b 項番2「有価証券（うち負債性のもの）」の項には、連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。
- c 項番3「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項には、連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及びトレーディング業務に属する資産を除く。）。
- d 項番4「オン・バランスシートの資産の合計（1+2+3）」の項には、項番1、項番2及び項番3の項に計上される額の合計額を記載すること。
- e 項番5「支払承諾等」の項には、金融機関が提供する保証及びクレジット・デリバティブによるプロテクションに係るエクスポージャーの額を記載すること。
- f 項番6「コミットメント等」の項には、コミットメントのうち、取消し不能なコミットメント（条件の有無にかかわらず取消し可能なコミットメントを除く。）に係る信用供与枠の未引出額に係るエクスポージャーの額（ただし、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額に対して適用される掛け目をいう。以下この面において同じ。）の適用前の額とする。）を対象として、計数を記載すること。
- g 項番7「オフ・バランスシートの資産の合計（5+6）」の項には、項番5及び項番6の項に計上される額の合計額を記載すること。
- h 項番8「合計（4+7）」の項には、項番4及び項番7の項に計上される額の合計額を記載すること。
- i それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。
- j イ欄及びロ欄には、引当金の控除前かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のエクスポージャー額を記載すること。また、当該額は、連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法及びCCFの適用前の額とすること。
- k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。
- l ハ欄には、項番1から項番8までのそれぞれに対応するものとして計上される引当金の合計額を記載すること。
- m ニ欄には、イ欄及びロ欄の合計額から、ハ欄の額を控除した額を記載すること。
- n 「オン・バランスシートの資産」の項番1から項番4までの項ニ欄の額は、それぞれ第六面の項番1から項番4までの項イ欄及びロ欄の合計額と一致する。

- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CR 2: デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動		額
項番		
1	前期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高	
2	貸出金・有価証券等（うち負債性のもの） の当期中の要因別の 変動額	デフォルトした額
3		非デフォルト状態へ復帰した額
4		償却された額
5		その他の変動額
6	当期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの） の残高（1 + 2 - 3 - 4 + 5）	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスボージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスボージャーを含む。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。
- b 項番1「前期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高」の項には、前期末時点においてデフォルト状態にある貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のエクスボージャー額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。（「貸出金」は第四面の項番1「貸出金」の項に計上される資産を、「有価証券等（うち負債性のもの）」は同面の項番2「有価証券（うち負債性のもの）」及び項番3「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項に計上される資産を指すものとする。以下この面において同じ。）
- c 項番2「デフォルトした額」の項には、当期中に新たにデフォルト事由が生じた貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）につき、当該デフォルト事由が生じた時点のエクスボージャー額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。ただし、一の債務者又はエクスボージャーにつき、当期中に複数回デフォルト事由が発生している場合にあっては、最後のデフォルト事由のみを対象に集計すること。
- d 項番3「非デフォルト状態へ復帰した額」の項には、項番1及び項番2の項に計上されている貸出金

及び有価証券等（うち負債性のもの）のうち、当期中にデフォルト事由が全て解消されたものにつき、最初にデフォルト事由が全て解消された時点のエクスポージャー額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。

- e 項番4「償却された額」の項には、項番1及び項番2の項に計上されている貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のうち、当期中に（当期中にデフォルト事由が全て解消された場合にあっては、最初にデフォルト事由が全て解消された時点までの間に）償却された額（部分直接償却を含む。）を記載すること。
- f 項番5「その他の変動額」の項には、合計額が一致するために必要な調整額（負の場合には負数）を記載すること。なお、当該変動額の発生要因のうちの主なものについて説明を付すこと（「デフォルト状態にあるエクスポージャーの回収による残高減少」「デフォルト状態にあるエクスポージャーの売却による残高減少」「デフォルト期間中の追加与信」等）。
- g 項番6「当期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高（ $1 + 2 - 3 - 4 + 5$ ）」の項には、当期末時点においてデフォルト状態にある貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のエクスポージャー額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。
- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CR 3:信用リスク削減手法		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
項目番号	方法	非保全エクスポート	保全されたエクスポート	担保で保全されたエクスポート	保証で保全されたエクスポート	クレジット・デリバティブで保全されたエクスポート
1	貸出金					
2	有価証券（負債性のもの）					
3	その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）					
4	合計（1+2+3）					
5	うちデフォルトしたもの					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a 項番1「貸出金」の項には、連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。
- b 項番2「有価証券（負債性のもの）」の項には、連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。
- c 項番3「その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）」の項には、連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及びトレーディング業務に属する資産を除く。）。

- d 項番4「合計（1+2+3）」の項には、項番1から項番3までの項に計上される額の合計額を記載すること。
- e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。
- f それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。
- g イ欄からホ欄までには、引当金の控除後のエクスポージャー額を記載すること。
- h イ欄には、エクスポージャーの全部が、自金融機関の採用する手法（標準的手法又は内部格付手法）において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ（信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）として利用しない又は利用できないものを含む。）によって保全されていない場合には、当該エクスポージャーの額の合計額を記載すること。
- i ロ欄には、エクスポージャーの全額から、イ欄の額を控除した額を記載すること。
- j ハ欄からホ欄までには、エクスポージャーの一部又は全部が自金融機関の採用する手法（標準的手法又は内部格付手法）において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ（信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法として利用しない又は利用できないものを除く。）によって保全されている額（エクスポージャーの額を超過する部分を除いたヘアカット考慮後の保全実行により回収が見込まれる額）を記載すること。
- k 項番1から項番4までの項のイ欄及びロ欄の額は、それぞれ第四面の「オン・バランスシートの資産」の項番1から項番4までの項ニ欄の額と一致する。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%)

CR 4:標準的手法-信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果						
項目番号	資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		CCF・信用リスク削減手法 適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法 適用後のエクスポージャー		信用リスク・ア セットの額
		オン・バランス シートの額	オフ・バランス シートの額	オン・バランス シートの額	オフ・バランス シートの額	
1 a	日本国政府及び日本銀行向け					
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け					
1 c	国際決済銀行等向け					
2 a	我が国の地方公共団体向け					
2 b	外国の中央政府等以外の公共部門向け					
2 c	地方公共団体金融機関向け					
2 d	我が国の政府関係機関向け					
2 e	地方三公社向け					
3	国際開発銀行向け					
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け					
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け					
5	カバード・ボンド向け					
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）					
	うち、特定貸付債権向け					
7 a	劣後債権及びその他資本性証券等					
7 b	株式等					

8	中堅中小企業等向け及び個人向け						
	うち、トランザクター向け						
9	不動産関連向け						
	うち、自己居住用不動産等向け						
	うち、賃貸用不動産向け						
	うち、事業用不動産関連						
	うち、その他不動産関連						
	うち、ADC向け						
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）						
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞						
11a	現金						
11b	取立未済手形						
	信用保証協会等による保証付						
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
12	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄からニ欄までには、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。

b イ欄には、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘

案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く連結自己資本規制比率告示第三章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。

- c ロ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛け率をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- d ハ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額を記載すること。
- e ニ欄には、CCFを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額を記載すること。
- f ヘ欄には、ホ欄の額をハ欄及びニ欄の合計額で除して得た比率を記載すること。
- g 内部格付手法採用最終指定親会社は、連結自己資本規制比率告示第百二十二条又は第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるとき及び株式等エクスポージャー（令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクspoージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、その記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクspoージャーの内容の説明及び当該エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- h 項番1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番2a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- l 項番2b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）

向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

- m 項番2c「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番2d「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o 項番2e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- p 項番3「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- q 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十条に規定する金融機関向けエクspoージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）及び保険会社向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。
- r 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー及び保険会社向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- s 項番5「カバード・ボンド向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- t 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクspoージャー（同条第三項の規定により 85 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（同条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクspoージャー及び特定貸付債権向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。
- u 「法人等向け うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- v 項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十七条の五の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の二の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他

外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。

- w 項番7b「株式等」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十三条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクspoージャーに係る額を記載すること。
- x 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクspoージャー及び中堅中小企業等向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十四条第一項及び第三項の規定により 75 パーセント又は 45 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- y 「中堅中小企業等向け及び個人向け うち、トランザクター向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十四条第三項の規定により 45 パーセントのリスク・ウェイトが適用される個人向けエクspoージャー及び中堅中小企業等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- z 項番9「不動産関連向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十五条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）、賃貸用不動産向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十六条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）、事業用不動産関連エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）、その他不動産関連エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条の二第一項に規定するその他不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）及びADC向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条の三に規定するADC向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- aa 「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- bb 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- cc 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。
- dd 「不動産関連向け うち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。
- ee 「不動産関連向け うち、ADC向け」の項には、ADC向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- ff 項番 10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクspoージャーを除く。）」の項には、延滞エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- gg 項番 10b「自己居住用不動産等向けエクspoージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクspoージャーのうち延滞エクspoージャーである

ものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

- hh 項番 11a 「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。
- ii 項番 11b 「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- jj 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポートジャヤに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- kk 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポートジャヤに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- 11 項番 12 「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第八面の二の項番 11 「合計」の項ニ欄の額と一致する。
- mm 項番 12 「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番 2 「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。
- nn この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- oo この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるこ。
- pp この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるこ。

(単位：百万円)

CR 5a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクspoージャー								
項番	資産クラス	リスク・ウェイト	信用リスク・エクspoージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）					
			0%	20%	50%	100%	150%	その他
1 a	日本国政府及び日本銀行向け							
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け							
1 c	国際決済銀行等向け							
2 a			0%	10%	20%	50%	100%	150%
	我が国の地方公共団体向け							
	外国の中央政府等以外の公共部門向け							
	地方公共団体金融機関向け							
	我が国の政府関係機関向け							
	地方三公社向け							
3			0%	20%	30%	50%	100%	150%
	国際開発銀行向け							
4			20%	30%	40%	50%	75%	100%
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け							
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険							

	会社向け									
		10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
5	カバード・ポンド向け									
		20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）									合計
	うち、特定貸付債権向け									
		100%	150%	250%	400%		その他		合計	
7 a	劣後債権及びその他資本性証券等									
7 b	株式等									
		45%	75%	100%		その他		合計		
8	中堅中小企業等向け及び個人向け									
		20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計
9 a	不動産関連向け うち、自己居住用不動産等 向け									
		20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件 をみたすもの									

9 b		30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
	不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け									
		30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他	合計
9 c	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									
		70%	90%	110%	150%				その他	合計
	不動産関連向け うち、事業用不動産関連									
9 d		70%	112.5%						その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									
		60%							その他	合計
9 e	不動産関連向け うち、その他不動産関連									
		60%							その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									
10a		100%		150%					その他	合計
	不動産関連向け うち、ADC向け									
		50%		100%		150%			その他	合計
	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスボ									

	一ジャーを除く。)					
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞					
		0%	10%	20%	その他	合計
11a	現金					
11b	取立未済手形					
	信用保証協会等による保証付					
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面には、連結自己資本規制比率告示第三章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛け目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額を記載すること。

b 内部格付手法採用最終指定親会社は、連結自己資本規制比率告示第百二十二条又は第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクspoージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクspoージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用

者にとって重要なと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

- c 項番1a 「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番1b 「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- e 項番1c 「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- f 項番2a 「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番2b 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番2c 「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番2d 「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番2e 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番3 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- l 項番4 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十条に規定する金融機関向けエクspoージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）並びに保険会社向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。
- m 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー及び保険会社向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

- n 項番5「カバード・ボンド向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（同条第三項の規定により 85 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（同条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクspoージャー及び特定貸付債権向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。
- p 「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- q 項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十七条の五の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の二の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第七条の規定により、劣後債権及びその他資本性証券に 150 パーセント以外のリスク・ウェイトを適用する場合は、実際に適用されるリスク・ウェイトの欄を追加し、当該欄に当該劣後債権及びその他資本性証券に係る額を記載すること。
- r 項番7b「株式等」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十三条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第三項各号に掲げるものをいう。）及び株式等エクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば 400% の欄に、それ以外の投資であれば 250% の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- s 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクspoージャー及び中堅中小企業等向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十四条第一項及び第三項の規定により 75 パーセント又は 45 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- t 項番9a「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十五条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- u 「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十五条

第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

- v 項番 9 b 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十六条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9 b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- w 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である賃貸用不動産向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- x 項番 9 c 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9 c に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- y 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連 うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十七条第三項において準用する連結自己資本規制比率告示第三十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である事業用不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。
- z 項番 9 d 「不動産関連向け うち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条の二第一項に規定するその他不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9 d に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- aa 「不動産関連向け うち、その他不動産関連 うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位以下であるその他不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。
- bb 項番 9 e 「不動産関連向け うち、ADC向け」の項には、ADC向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条の三に規定するADC向けエクspoージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番 9 e に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- cc 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクspoージャーを除く。）」の項には、延滞エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- dd 項番 10b 「自己居住用不動産等向けエクspoージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクspoージャーのうち延滞エクspoージャーである

ものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ee 項番 11a 「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ff 項番 11b 「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

gg 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポートジャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポートジャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ii この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。

jj この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

C R 5 b：標準的手法—リスク・ウェイト区別の信用リスク・エクスポートージャーとCCF					
項番	リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ
		オン・バランスシートのエクスポートージャーの額	オフ・バランスシートのエクスポートージャーの額	CCFの加重平均値	信用リスク・エクスポートージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）
1	40%未満				
2	40%—70%				
3	75%				
	80%				
4	85%				
5	90%—100%				
6	105%—130%				
7	150%				
8	250%				
9	400%				
10	1250%				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄、ロ欄及びニ欄には、標準的手法において認識されるエクスポートージャーの額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用

- いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。
- b イ欄には、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く連結自己資本規制比率告示第三章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。
- c ロ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛け率をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- d ハ欄には、CCFを適用し、信用リスク削減手法の効果を勘案する前の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額をロ欄の額で除して得た比率を記載すること。
- e ニ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクspoージャーの額及びCCFを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額の合計額を記載すること。
- f 内部格付手法採用最終指定親会社は、連結自己資本規制比率告示第百二十二条又は第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクspoージャー（令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクspoージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクspoージャーに係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、当該株式等エクspoージャーに係る係数を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクspoージャーの内容の説明及び当該エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- g 項番1「40%未満」の項には、40パーセント未満のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- h 項番2「40%—70%」の項には、40パーセント以上70パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番3「75%」の項には、75パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 「80%」の項には、80パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番4「85%」の項には、85パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。

- 1 項番5 「90%—100%」の項には、90 パーセント以上 100 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番6 「105%—130%」の項には、105 パーセント以上 130 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- n 項番7 「150%」の項には、150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- o 項番8 「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（連結自己資本規制比率告示第四十三条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- p 項番9 「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- q 項番10 「1250%」の項には、1,250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- r 項番11 「合計」の項ニ欄の額は、第七面の項番12 「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。
- s この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「—」を記載すること。
- t この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6: 内部格付手法-ポートフォリオ及びデフォルト率 (PD) 区分別の信用リスク・エクスポートージャー													
項番	PD 区分	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
		オン・パ ラ ンス シ ト・グロ スエク スパー ジヤー の額	CCF・信 用リス ク削減 手法適 用前 の オフ・バ ランス シート ・エクス ボージ ヤーの 額	平均CCF	CCF・信 用リス ク削減 手法適 用後EAD	平均 PD	債務者 の数	平均LGD	平均残 存期間	信用リ スク・ア セット の額	リス ク・ウェ イトの 加重平 均値 (RWA density)	EL	適格引 当金
ソブリン向けエクスポートージャー													
1	0.00 以上 0.15 未満												
2	0.15 以上 0.25 未満												
3	0.25 以上 0.50 未満												
4	0.50 以上 0.75 未満												
5	0.75 以上 2.50 未満												
6	2.50 以上 10.00 未満												
7	10.00 以上 100.00 未満												
8	100.00 (デフォルト)												

9	小計											
	金融機関等向けエクスポートジャー											
	(略)											
...												
	(略)											
	合計 (全てのポートフォリオ)											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポートジャー、(2)金融機関等向けエクスポートジャー、(3)事業法人向けエクスポートジャー（中堅中小企業向けエクスポートジャー及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポートジャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポートジャー（令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるPD/LGD方式が適用されるエクスポートジャーに限る。）、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャー、(10)居住用不動産向けエクスポートジャー及び(11)その他リテール向けエクスポートジャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

c 購入債権に係るポートフォリオにおいて、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合には、ポートフォリオの区分を「購入債権（デフォルト・リスク相当部分）」と「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に分け、「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に係る区分においては項の名称を適

切な名称に置き換えること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。

- d 先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用しているときは、内部格付手法ごとに面を分けて作成すること。
- e 自金融機関における債務者格付又はプールの区分にかかわらず、エクスポージャーに適用した PD 推計値に基づき、当該エクスポージャーをこの面の対応する「PD 区分」に割り当てること（「PD 区分」のレンジの設定は変更しないこと。）。
- f イ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。また当該額は信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前のエクスポージャーの額とすること。
- g ロ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつ CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス資産項目のエクspoージャーの額（CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- h ハ欄には、オフ・バランス資産項目のエクspoージャーの額に係る加重平均 CCF（CCF 適用前かつ信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス資産項目のエクspoージャーの額の合計額に対する、CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案する前のエクspoージャーの合計額の割合）を記載すること。
- i ニ欄には、CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD を記載すること。
- j ホ欄には、PD の値を CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。
- k ヘ欄には、RWA 計算基準日時点における債務者の数を記載すること。概数を記載する場合には、その記載方針についても併せて説明すること。リテール向けエクspoージャーのポートフォリオについては、PD 推計にデフォルトした債権の数を用いている場合、債務者の数に代えて債権の数で開示することができる（債権の数で開示する場合には説明を付すこと。）。
- l ト欄には、LGD の値を CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。LGD は、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の LGD とする。
- m チ欄には、連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている取引のマチュリティを CCF 適用後かつ信用リスク削減手法

の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。当該欄は、RWA 計算においてマチュリティ情報が使用される場合にのみ記載すること。

- n b (6)のポートフォリオ区分を記載する場合において、リ欄には、連結自己資本規制比率告示第百四十三条第九項の規定により算出した信用リスク・アセットの額に、ル欄の額に 1250 パーセントを乗じた額を加算した額を記載すること。
- o ヌ欄には、リ欄の額をニ欄の額で除して得た値を記載すること。
- p ル欄には、連結自己資本規制比率告示第百二十六条の規定により算出された期待損失額を記載すること。
- q ヲ欄には、適格引当金の額を記載すること (PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャーについては、斜線を付すこと。)。
- r 「合計 (全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け (HVC RE) 以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け (HVC RE)」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- s この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- t この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- u この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- v この面に記載する件数及び期間は、この面で指定された単位で記載し、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- w この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CR 7: 内部格付手法-信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響		イ	ロ
項目番号	ポートフォリオ	クレジット・デリバティブ勘案前の信用リスク・アセットの額	実際の信用リスク・アセットの額
1	ソブリン向けエクスポートージャー-FIRB		
2	ソブリン向けエクスポートージャー-AIRB		
3	金融機関等向けエクスポートージャー-FIRB		
4	金融機関等向けエクスポートージャー-AIRB		
5	事業法人向けエクスポートージャー（特定貸付債権を除く。）-FIRB		
6	事業法人向けエクスポートージャー（特定貸付債権を除く。）-AIRB		
7	特定貸付債権-FIRB		
8	特定貸付債権-AIRB		
9	リテール-適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー		
10	リテール-居住用不動産向けエクスポートージャー		
11	リテール-その他リテール向けエクスポートージャー		
12	購入債権-FIRB		
13	購入債権-AIRB		
14	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項目番1から項目番8まで、項目番12 及び項目番13 については、適用手法（基礎的内部格付手法（FIRB）及び先進的内部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。

- c イ欄には、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）としてクレジット・デリバティブを利用しないと仮定した場合（信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブを現に利用していない場合を含む。）の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。
- d ロ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。
- e 必要に応じて、クレジット・デリバティブに係る信用リスク削減手法の効果について説明を付すこと。
- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

CR 8 : 内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポートジャーヤーのリスク・アセット変動表		
項目番号	信用リスク・アセットの額	
1	前期末時点における信用リスク・アセットの額	
2	当期中の 要因別の 変動額	資産の規模
3		ポートフォリオの質
4		モデルの更新
5		手法及び方針
6		買収又は売却
7		為替の変動
8		その他
9	当期末時点における信用リスク・アセットの額	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される信用リスク・アセットの額に係る計数を記載すること（標準的手法を適用するエクスポートジャーヤーについては、この面における開示の対象外とする。）。
- b 項番2「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動は含まない。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- c 項番3「ポートフォリオの質」の項には、債務者及び案件の信用リスクの変化（格付区分の遷移又はこれに類似した影響等）により、保有するポートフォリオの質に対する自金融機関の評価が変動することに起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- d 項番4「モデルの更新」の項には、モデルの導入、モデルの利用範囲の変更又はモデルの欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- e 項番5「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- f 項番6「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番7「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

- h 項番8「その他」の項には、項番2から項番7までに掲げる項目以外の要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については、必要に応じて項番7と項番8との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。
- i 「当期中の要因別の変動額」の項番2から項番8までの項については、変動額が負の場合には負数を記載すること。
- j 「当期中の要因別の変動額」の項番2から項番8までの項については、自金融機関による合理的な見積りに基づいて変動額を記載することができる。ただし、当該見積りに当たって用いた手法や前提等について、説明を付すこと。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- l 開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てるのこと。
- m この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：%、件)

CR 9：内部格付手法-ポートフォリオ別のデフォルト率 (PD) のバック・テスティング													
イ	ロ	ハ				ニ	ホ	ヘ		ト	チ	リ	
ポートフォリオ	PD 区分	相当する外部格付					加重平均 PD (EAD 加 重)	相加平均 PD	債務者の数		期中にデ フォルトし た債務 者の数	うち、期 中にデフ オルトし た新たな 債務者 者の数	過去の年 平均デフ オルト率 (5年 間)
		S&P	Moody , s	Fitch	R&I	JCR			前期末	当期末			
ソブリン													
金融機関等													
事業法人													
特定貸付債権													
…													

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において連結自己資本規制比率告示第二百十二条の比較及び検証（以下「バック・テスティング」という。）の結果を記載する内部モデル（内部格付制度及びプール区分制度）の範囲は、連結自己資本規制上の連結の範囲全体で使用される主要なモデルとする。

- b 先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用しているときは、それぞれ面を分けて作成すること。
- c イ欄については、どのポートフォリオに係るバック・テスティングの結果を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポートージャー、(2)金融機関等向けエクスポートージャー、(3)事業法人向けエクスポートージャー（特定貸付債権を除く。）、(4)特定貸付債権、(5)株式等エクスポートージャー（令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第六条第二項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるPD/LGD方式が適用されるエクスポートージャーに限る。）、(6)購入債権（事業法人等向け）、(7)購入債権（リテール向け）、(8)適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー、(9)居住用不動産向けエクスポートージャー及び¹⁰その他リテール向けエクスポートージャーを含むものとする。上記(3)から(6)まで（同一の内部格付制度を用いている場合に限る。）のポートフォリオ区分並びに(1)、(2)及び(7)から¹⁰までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分((6)のうちトップ・ダウン・アプローチを採用しているものを除く。）のうち任意の二以上のポートフォリオを統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。
- d ロ欄には、各金融機関において適切なPD推計値に係る区分を設定すること。なお、当該区分を設定するに当たり、以下の追加的な取扱いを設けるが、設定したそれぞれのPD区分について、どのような取扱いとしているかにつき説明及び理由を明記すること。
- (1) c(1)及び(2)のそれぞれのポートフォリオにおいては、自金融機関が付与した複数の内部格付（異なる格付帯）を一の項に集約することができる。
- (2) c(3)から(6)までのそれぞれのポートフォリオにおいては（これらのポートフォリオ区分のうち二以上のポートフォリオを統合する場合を含む。）、自金融機関が付与した複数の内部格付（異なる格付帯）を集約することができるが、各ポートフォリオ（又は統合後のポートフォリオ）において五以上のPD区分を設定すること。ただし、全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分は、c(3)から(6)までについて、五以上のPD区分を設定することを要しない。
- e ハ欄には、リテール向けエクスポートージャー以外のポートフォリオの場合には、適格格付機関による外部格付のうち、当該PD区分に相当する当該適格格付機関の外部格付（又は外部格付の区分）を記載すること（リテール向けエクスポートージャーに係るポートフォリオの項には、斜線を付すこと。）。『S&P』の欄にはS&Pグローバル・レーティング、『Moody's』の欄にはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、『Fitch』の欄にはフィッチレーティングスリミテッド、『R&I』の欄には株式会社格付投資情報センター、『JCR』の欄には株式会社日本格付研究所による外部格付（又は外部格付の区分）をそれぞれ記載すること。
- f ニ欄には、PDの値をCCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛け目をいう。）適用後かつ信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。）の効果を勘案した後のEADに

より加重平均した値を記載すること。

- g ホ欄には、債務者別の PD における推計 PD の単純平均値を記載すること。
- h ヘ欄のうち、「前期末」の欄には前期末の債務者の数を、「当期末」の欄には当期末の債務者の数を記載すること。
- i ト欄には、当期中にデフォルトした債務者の数を記載すること。
- j チ欄には、当期中にデフォルトした債務者であって、前期末時点で信用供与されていない債務者の数を記載すること。
- k c(7)から(10)までのポートフォリオ区分を記載する場合において、ヘ欄からチ欄までには、PD 推計にデフォルトした債権の数を用いているときは、債務者の数に代えて債権の数で開示することができる（債権の数で開示する場合にあっては、その旨を明記すること。）。
- l リ欄には、年間の実績デフォルト率の直近5年間の平均値を記載すること。ただし、自金融機関の実際のリスク管理実務と整合している直近5年間より長期間の実績デフォルト率の平均値を記載することができる。その場合にあっては、その旨を明記すること。
- m aに規定する主要なモデルのそれぞれについて、その適用範囲がどのように決定されたかを説明すること。当該説明には、ポートフォリオ別に、各内部モデルが対象とする信用リスク・アセットの額の割合を含めること。この場合において、主要なモデルは、格付け与モデル及び PD 推計モデルを含むものとする。
- n 報告期間においてバック・テスティングの結果に問題が生じる等、PD 推計上の課題が検出された場合には、その主な要因につき説明を付すこと。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する比率等がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- p この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- q この面に記載する件数は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- r この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、%)

C R10 : 内部格付手法—特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リスク・アセットの額	期待損失
					P F	O F	C F	I P R E	合計		
優 (Strong)	2.5 年未満			50%							
	2.5 年以上			70%							
良 (Good)	2.5 年未満			70%							
	2.5 年以上			90%							
可 (Satisfactory)				115%							
弱い (Weak)				250%							
デフォルト (Default)				—							
合計				—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）											
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）				信用リスク・アセットの額（EAD）	期待損失	
優 (Strong)	2.5 年未満			70%							
	2.5 年以上			95%							

良 (Good)	2.5 年未満			95%			
	2.5 年以上			120%			
可 (Satisfactory)				140%			
弱い (Weak)				250%			
デフォルト (Default)				—			
合計				—			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）に係る計数を記載すること。
- b ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。
- d ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果の勘案後のエクスポージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。
- e 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額と一致する。

- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- i この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

CCR 1: 手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		RC	PFE	実効 EPE	規制上のエクスボージャーの算定に使用される α	信用リスク削減手法適用後のエクスボージャー	リスク・アセットの額
1	S A - C C R				1.4		
2	期待エクスボージャー方式						
3	信用リスク削減手法における簡便手法						
4	信用リスク削減手法における包括的手法						
5	エクスボージャー変動推計モデル						
6	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「S A - C C R」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条の規定により S A - C C R を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については連結自己資本規制比率告示第四十七条第二項及び第十七項の規定により算出する額を、ロ欄については連結自己資本規制比率告示第四十七条第六項及び第十八項の規定により算出する額を、ニ欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。
- b 項番2 「期待エクスボージャー方式」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十九条の規定により期待エクスボージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、ハ欄については連結自己資本規制比率告示第四十九条第二項第二号の規定により算出した額を、ニ欄については連結自己資本規制比率告示第四十九条第二項第一号の算式において用いる α 又は連結自己資本規制比率告示第四十九条第四項の規定により独自に推計した α を、それぞれ記載すること。
- c 項番3 「信用リスク削減手法における簡便手法」の項には、連結自己資本規制比率告示第三章第六節第四款に定める簡便手法により算出した額を記載すること。
- d 項番4 「信用リスク削減手法における包括的手法」の項には、連結自己資本規制比率告示第三章第六節第三款に定める包括的手法（ただし、同款第七目の規定により算出する額を除く。）により算出した額を記載すること。
- e 項番5 「エクスボージャー変動推計モデル」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百二十一条の規定により算

出した額を記載すること。

f 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。

g 本欄には、連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポートージャーの額を記載すること。また、連結自己資本規制比率告示第四十六条第五項（連結自己資本規制比率告示第一百三十四条第七項及び第一百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。

h 項番6「合計」の項へ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポートージャー（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポートージャー（合計）」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

i この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。

j この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

CVA 1：限定的なBA-CVA			
項番	イ	ロ	BA-CVAによるCVAリスク相当額
	構成要素の額		
1	CVAリスクのうち取引先共通の要素		
2	CVAリスクのうち取引先固有の要素		
3	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「CVAリスクのうち取引先共通の要素」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における K_{reduced} の算式において、 ρ を一と仮定した場合に算出される K_{reduced} の値を記載する。
- b 項番2 「CVAリスクのうち取引先固有の要素」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における K_{reduced} の算式において、 ρ を零と仮定した場合に算出される K_{reduced} の値を記載する。
- c 項番3 「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を記載すること。
- d 項番3 「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番 10 「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- g この面は、自金融機関が限定的なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

CVA 2 : 完全なBA-CVA		
項番		イ CVAリスク相当額
1	K Reduced	
2	K Hedged	
3	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「K Reduced」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の三の三に定める $K_{reduced}$ の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額を記載すること。
- b 項番2 「K Hedged」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額を記載すること。
- c 項番3 「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- d 項番3 「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10 「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が完全なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

CVA3：SA-CVAのCVAリスク相当額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		CVAリスク相当額	取引相手方の先数
1	金利リスク		
2	外国為替リスク		
3	参照先のクレジット・スプレッド・リスク		
4	株式リスク		
5	コモディティ・リスク		
6	取引相手方のクレジット・スプレッド・リスク		
7	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番6までの項イ欄の額には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を記載すること。
- b 項番7「合計」の項イ欄の額には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。
- d 項番7「合計」の項ロ欄の額には、SA-CVAによるCVAリスク相当額の算出対象となる取引相手方の先数を記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- g この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのCVAリスク相当額の変動表		
項番		CVAリスク相当額
1	前期末	
2	当期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末」の項には、前期末における連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- b 項番1「前期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ニ欄の額と一致する。
- c 項番2「当期末」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- d 項番2「当期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。
- e この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- f 「変動事由の説明」の項には、当期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。
- g 項番1「前期末」が令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示による改正後の連結自己資本規制比率告示の規定により連結自己資本規制比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。
- h この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー															
項番	リスク・ウェイト 業種	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）													
1	日本国政府及び日本銀行向け														
2	外国の中央政府及び中央銀行向け														
3	国際決済銀行等向け														
4	我が国の地方公共団体向け														
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け														
6	国際開発銀行向け														
7	地方公共団体金融機関向け														
8	我が国の政府関係機関向け														
9	地方三公社向け														
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け														
11	法人等向け														
12	中小企業等向け及び個人向け														
13	上記以外														
14	合計														

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄からカ欄までには、連結自己資本規制比率告示第三章第六節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。
- b 内部格付を採用した場合にあっては、連結自己資本規制比率告示第百二十二条又は第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場

合には、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。

- c 項番1 「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番2 「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3 「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4 「我が国的地方公共団体向け」の項には、我が国的地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番5 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番7 「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8 「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十条に規定する金融機関向けエクspoージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクspoージャーをいう。）及び保険会社向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。）に係る額を記載すること。
- m 項番11 「法人等向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、項番12に該当するものは含まないものとする。
- n 項番12 「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクspoージャー及び中堅中小企業等（連結自己資本規制比率告示第三十二条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十四条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%、千件、年)

CCR 4: 内部格付手法-ポートフォリオ別及び PD 区別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポート								
項目番号	PD 区分	イ EAD (信用リスク削減効果勘案後)	ロ 平均 PD	ハ 取引相手方の数	ニ 平均 LGD	ホ 平均残存期間	ヘ 信用リスク・アセット	ト リスク・ウェイトの加重平均値 (RWA density)
ソブリン向けエクスポート								
1	0.00 以上 0.15 未満							
2	0.15 以上 0.25 未満							
3	0.25 以上 0.50 未満							
4	0.50 以上 0.75 未満							
5	0.75 以上 2.50 未満							
6	2.50 以上 10.00 未満							
7	10.00 以上 100.00 未満							
8	100.00 (デフォルト)							
9	小計							
金融機関等向けエクスポート								
	(略)							
...								
	(略)							
合計 (全てのポートフォリオ)								

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番8までの PD の範囲に応じて、リスク・アセットの計算に使用する PD を基に、取引相手方のエクスポートごとに、それぞれの計数を集計すること。
- b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ただし、ポートフォリオ区分には、少なくとも(1)ソブリン向けエクスポート、(2)金融機関等向けエクスポート及び(3)事業法人向けエクスポートを含むものとする。
- c 先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用しているときは、それぞれ面を分けて作成すること。
- d イ欄には、連結自己資本規制比率告示第三章第六節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD の額を記載すること。
- e ロ欄には、PD の値をイ欄の額により加重平均した値を記載すること。

- f ハ欄には、該当する PD の範囲にある取引相手の数を記載すること。概数を記載する場合には、その記載方針についても併せて説明すること。
- g ニ欄には、LGD の値をイ欄の額により加重平均した値を記載すること。
- h ホ欄には、連結自己資本規制比率告示の規定により信用リスク・アセットの額の算出に用いられている取引のマチユリティをイ欄の額により加重平均した値を記載すること。
- i ヘ欄には、内部格付手法により算出した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- j ト欄には、ヘ欄の額をイ欄の額で除して得た値を記載すること。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- m この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- n この面に記載する件数及び期間は、この面で指定された単位で記載し、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- o この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CCR 5:担保の内訳							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		派生商品取引で使用される担保				レポ形式の取引で使用される担保	
		受入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保の公 正価値	差入担保の公 正価値
分別管理さ れている	分別管理さ れていない	分別管理さ れている	分別管理さ れていない	分別管理さ れている	分別管理さ れていない		
1	現金 (国内通貨)						
2	現金 (外国通貨)						
3	国内ソブリン債						
4	その他ソブリン債						
5	政府関係機関債						
6	社債						
7	株式						
8	その他担保						
9	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自金融機関が行う又はレポ形式の取引派生商品取引において使用される担保の額につき、連結自己資本規制比率告示第三章第六節第三款第二目に定める標準的ボラティリティ調整率（エクスポートジャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率を除く。）を勘案した後の額を記載すること（イ欄、ロ欄及びホ欄にはボラティリティ調整率を控除した後の額を、ハ欄、ニ欄及びヘ欄にはボラティリティ調整率を加算した後の額をそれぞれ記載すること。）。
- b イ欄及びハ欄には、取引相手方以外の第三者において分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられている担保に係る額を記載すること。
- c ロ欄及びニ欄には、イ欄及びハ欄に該当するもの以外の担保に係る額を記載すること。
- d ホ欄及びヘ欄には、レポ形式の取引で使用する担保について現金及び有価証券の双方の額（超過担保を差し入れている場合又は受け入れている場合には、超過額を含めた額）をそれぞれ記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CCR 6: クレジット・デリバティブ取引のエクスポートジャー			
項番		イ	ロ
		購入したプロテクション	提供したプロテクション
	想定元本		
1	シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ		
2	インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ		
3	トータル・リターン・スワップ		
4	クレジットオプション		
5	その他のクレジット・デリバティブ		
6	想定元本合計		
	公正価値		
7	プラスの公正価値（資産）		
8	マイナスの公正価値（負債）		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番5までの項には、商品ごとの想定元本の額を記載すること。
- b 項番6「想定元本合計」の項には、項番1から項番5までの項に計上される額の合計額を記載すること。
- c 項番7「プラスの公正価値（資産）」及び項番8「マイナスの公正価値（負債）」の項には、それぞれ正の時価の合計額及び負の時価の合計額を記載すること。
- d この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- e この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

CCR 7:期待エクスポート方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポートのリスク・アセット変動表			
項目番号	変動額		信用リスク・アセットの額
1	前期末時点における信用リスク・アセットの額		
2	資産の規模		
3	取引相手方の信用力		
4	モデルの更新（期待エクスポート方式に係る変動のみ）		
5	手法及び方針（期待エクスポート方式に係る変動のみ）		
6	買収又は売却		
7	為替の変動		
8	その他		
9	当期末時点における信用リスク・アセットの額		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番2「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動を除く。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- b 項番3「取引相手方の信用力」の項には、自金融機関における信用リスク管理の枠組みにおいて、自金融機関が採用する手法に基づき計測された取引相手方の信用力の変化に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- c 項番4「モデルの更新（期待エクスポート方式に係る変動のみ）」の項には、期待エクスポート方式の導入、当該方式の適用する範囲の変更又は当該方式の欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。ただし、期待エクスポート方式に係る変動に限るものとする。
- d 項番5「手法及び方針（期待エクスポート方式に係る変動のみ）」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。ただし、期待エクスポート方式に係る変動に限るものとする。
- e 項番6「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- f 項番7「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番8「その他」の項には、項番2から項番7までに掲げる項目以外の要因（内部格付手法の見直しに係る変動を含む。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番7と項番8との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。

- h 項番9「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番8「カウンターパーティ信用リスクうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- i この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- j 開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- k この面は、与信相当額の算出に当たり期待エクスポージャー方式を用いていない場合には作成することを要しない。

(単位：百万円)

CCR 8: 中央清算機関向けエクスポート		イ	ロ
項目番号	中央清算機関向けエクスポート (信用リスク削減手法 適用後)	リスク・アセットの額	
1	適格中央清算機関へのエクスポート (合計)		
2	適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート (当初証拠金を除く。)		
3	(i) 派生商品取引 (上場以外)		
4	(ii) 派生商品取引 (上場)		
5	(iii) レポ形式の取引		
6	(iv) クロスプロダクト・ネットティングが承認 された場合のネットティング・セット		
7	分別管理されている当初証拠金		
8	分別管理されていない当初証拠金		
9	事前拠出された清算基金		
10	未拠出の清算基金		
11	非適格中央清算機関へのエクスポート (合計)		
12	非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート (当初証拠金を除く。)		
13	(i) 派生商品取引 (上場以外)		
14	(ii) 派生商品取引 (上場)		
15	(iii) レポ形式の取引		
16	(iv) クロスプロダクト・ネットティングが承認 された場合のネットティング・セット		
17	分別管理されている当初証拠金		
18	分別管理されていない当初証拠金		
19	事前拠出された清算基金		
20	未拠出の清算基金		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番 1 「適格中央清算機関へのエクスポート (合計)」の項には、項番 2、項番 8、項番 9 及び項番 10 に計上

される額の合計額を記載すること。

- b 項番 2 から項番 6 までの「適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートージャー（当初証拠金を除く。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の七第二項第一号に規定する適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートージャー並びに連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の七第二項第二号及び第三項に規定する直接清算参加者向けトレード・エクスポートージャーに係る計数を、該当する項目ごとにそれぞれ記載すること。
- c 項番 7 及び項番 17 「分別管理されている当初証拠金」の項には、中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられている差入当初証拠金の額を記載すること。
- d 項番 8 及び項番 18 「分別管理されていない当初証拠金」の項には、項番 7 及び項番 17 に該当するもの以外の差入当初証拠金に係る額を記載すること。
- e 項番 9 及び項番 19 「事前拠出された清算基金」の項には、清算基金のうち、報告基準日時点までに拠出している額に係る額を記載すること。
- f 項番 10 及び項番 20 「未拠出の清算基金」の項には、清算基金のうち、報告基準日時点において未拠出の額を記載すること。ただし、額が定まっていない場合には、各項を空欄とするとともに、額が定まっていない理由の説明を付すこと。
- g 項番 11 「非適格中央清算機関へのエクスポートージャー（合計）」の項には、項番 12、項番 18、項番 19 及び項番 20 に計上される額の合計額を記載すること。
- h 項番 12 から項番 16 までの「非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートージャー（当初証拠金を除く。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の七第一項に規定する中央清算機関に対するトレード・エクスポートージャー（ただし、適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートージャーを除き、自金融機関が中央清算機関（適格中央清算機関を除く。）の間接清算参加者である場合には、直接清算参加者向けトレード・エクスポートージャーを含む）に係る計数を、該当する項目ごとに記載すること。
- i 項番 1 「適格中央清算機関へのエクスポートージャー（合計）」の項口欄の額及び項番 11 「非適格中央清算機関へのエクスポートージャー（合計）」の項口欄の額並びに第十四面の項番 6 「合計」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番 6 「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- k この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計
1	リテール（合計）									
2		担保付住宅ローン								
3		クレジットカード債権								
4		その他リテールに係るエク スポート								
5		再証券化								
6	ホールセール（合計）									
7		事業法人向けローン								
8		商業用モーゲージ担保証券								
9		リース債権及び売掛債権								
10		その他のホールセール								
11		再証券化								

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートの額のみを記載すること。
- b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）とし
て関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポートの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号
に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさない

ときを含む。) には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクspoージャーの額を計上すること。
- d ニ欄には、自金融機関がスポンサー(連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクspoージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクspoージャーを含む。)の額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクspoージャーの額を計上すること。
- e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクspoージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクspoージャーを含む。)の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクspoージャーの額を計上すること。
- f 自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクspoージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクspoージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄は又欄からヲ欄までとするものとする。
- g ト欄からリ欄まで(fの場合においては又欄からヲ欄まで)には、自金融機関が保有する証券化エクspoージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクspoージャーの額を記載すること。
- h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法(連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。)の効果を勘案した後のエクspoージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。
- i 再証券化に関連する全ての証券化エクspoージャーは、項番11「再証券化」の項に記載し、それ以外の項に記載しないこと。

- j 項番2から項番4まで及び項番7から項番10までの項の各項目は、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーの取引内容をより適切に表すことができる場合には、修正することができる。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計
1	リテール（合計）									
2		担保付住宅ローン								
3		クレジットカード債権								
4		その他リテールに係るエク スポート・リース								
5		再証券化								
6	ホールセール（合計）									
7		事業法人向けローン								
8		商業用モーゲージ担保証券								
9		リース債権及び売掛債権								
10		その他のホールセール								
11		再証券化								

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポート・リースの額のみを記載すること。
- b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポート・リースの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさない

ときを含む。) には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。) には、当該取引については原資産に係るエクspoージャーの額を計上すること。

d ニ欄には、自金融機関がスポンサー(連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。) として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクspoージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクspoージャーを含む。) の額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。) には、当該取引については原資産に係るエクspoージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクspoージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクspoージャーを含む。) の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。) には、当該取引については原資産に係るエクspoージャーの額を計上すること。

f 自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクspoージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクspoージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄は又欄からヲ欄までとするものとする。

g ト欄からリ欄まで(f の場合においては又欄からヲ欄まで) には、自金融機関が保有する証券化エクspoージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクspoージャーの額を記載すること。

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法(連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この hにおいて同じ。) の効果を勘案した後のエクspoージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

i 再証券化に関連する全ての証券化エクspoージャーは、項番 11「再証券化」の項に記載し、それ以外の項に記載しないこと。

- j 項番2から項番4まで及び項番7から項番10までの項の各項目は、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーの取引内容をより適切に表すことができる場合には、修正することができる。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

SEC 3: 信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポートージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）															
項番	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ ル ヲ ワ カ ョ														
	合計	資産										合成			
		譲渡型証券化取引(小計)	証券化	裏付けとなるリテール		ホールセール		再証券化		シニア	非シニア	型証券化取引(小計)	証券化	再証券化	
													裏付けとなるリテール	ホールセール	
										シニア	非シニア		シニア	非シニア	
		エクスポートージャーの額（リスク・ウェイト区分別）													
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャー														
2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャー														
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャー														
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャー														
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャー														

	エクスポートの額（算出方法別）												
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポート												
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポート												
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポート												
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート												
	信用リスク・アセットの額（算出の方法別）												
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット												
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット												
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット												
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートに係る信用リスク・アセット												
	所要自己資本の額（算出方法別）												
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本												
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本												

16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本											
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自金融機関が証券化取引にオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号に規定するオリジネーターをいう。）として関与している場合の当該証券化取引に係る額のみを記載すること。
- b 「エクスポートージャーの額（リスク・ウェイト区分別）」の項番1から項番5までの項には、証券化取引の種類に応じ、リスク・ウェイト区分別のエクスポートージャーの額を記載すること。
- c 「エクスポートージャーの額（算出方法別）」の項番6から項番9までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別のエクスポートージャーの額を記載すること。
- d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。
- e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び連結自己資本規制比率告示第二百二十六条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。
- f 項番9「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャー」、項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いてことなく 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーに係る計数を記載すること。
- g 項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

- h 項番 11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- l 項番15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- m 項番16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- n 項番17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

項番	SEC 4: 信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポートージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）														
	イロハニホヘトチリヌルヲワカヨ														
	合計	資産						合成							
		譲渡型証券化取引(小計)	証券化		再証券化		型証券化取引(小計)	証券化		再証券化		シニア	非シニア	シニア	非シニア
			裏付けとなるリテール	ホールセール			シニア	非シニア		裏付けとなるリテール	ホールセール		シニア	非シニア	
	エクスポートージャーの額（リスク・ウェイト区分別）														
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャー														
2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャー														

3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャー													
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャー													
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャー													
エクスポートジャーの額（算出方法別）														
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャー													
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャー													
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャー													
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャー													
信用リスク・アセットの額（算出方法の別）														
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット													
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット													
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット													

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る額のみを記載すること。
 - b 「エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）」の項番1から項番5までの項には、証券化取引の種類に応じ、リスク・ウェイト区分別のエクスポージャーの額を記載すること。
 - c 「エクスポージャーの額（算出方法別）」の項番6から項番9までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別のエクスポージャーの額を記載すること。
 - d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。
 - e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び連結自己資本規制比率告示第二百二十六条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

- f 項番 9 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート」、項番 13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートに係る信用リスク・アセット」及び項番 17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いてことなく 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートに係る計数を記載すること。
- g 項番 10 「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 10 「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート」うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番 11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート」うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート」うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番 13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート」うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート」うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- l 項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート」うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- m 項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用

される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項目 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

- n 項目17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第二十四面の項目17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額と一致する。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項目を削除せず、「-」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

MR 1 : 標準的方式によるマーケット・リスク相当額	
項目番号	マーケット・リスク相当額
1 一般金利リスク	
2 株式リスク	
3 コモディティ・リスク	
4 外国為替リスク	
5 信用スプレッド・リスク (非証券化商品)	
6 信用スプレッド・リスク (証券化商品 (非C T P))	
7 信用スプレッド・リスク (証券化商品 (C T P))	
8 デフォルト・リスク (非証券化商品)	
9 デフォルト・リスク (証券化商品 (非C T P))	
10 デフォルト・リスク (証券化商品 (C T P))	
11 残余リスク・アドオン	
その他	
12 合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 から項番 7 までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十八条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番 8 から項番 10 までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百六十六条第一項第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番 11 「残余リスク・アドオン」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 「その他」の項には、項番 1 から項番 11 までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番 12 「合計」の項には、項番 1 の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f 項番 12 「合計」の項の額は、第一面の項番 21 「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てるこ。
- i この面は、自金融機関が標準的方式採用最終指定親会社の場合又は内部モデル方式採用最終指定親会社の場合にあっては、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

(単位：百万円、回数)

項番	MR 2 : 内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
		算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テス ティングの 超 過 回 数 (99.0%)	前期の算出基準日を含む直 近十二週間の値	
		当期末	平均値	最大値	最小値		前期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))							
2	リスク・ クラス	一般金利リスク						
3		株式リスク						
4		コモディティ・リ スク						
5		外国為替リスク						
6		信用スプレッ ド・リスク						
7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C _i))							
8	モデル化可能なリスク・ファ クターに基づくマーケッ ト・リスク (IMCC)							
9	モデル化不可能なリスク・ファ クターに基づくマーケッ ト・リスク (SES)							

10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)							
11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (C_u) (ロ)							
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)							
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク ($SA_{all\ desk}$) (二)							
16	マーケット・リスクの合計額 (ACR_{total}) $\min((イ) + (ロ); (二)) + \max(0, (ハ))$							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C)) の値を記載すること。
- b 項番2 「一般金利リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- c 項番3 「株式リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- d 項番4 「コモディティ・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- e 項番5 「外国為替リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- f 項番6 「信用スプレッド・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- g 項番7 「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C_i))」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- h 項番8 「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC) の値を記載すること。
- i 項番9 「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの (SES) の値を記載すること。
- j 項番10 「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十五条に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額 (DRC) の値を記載すること。
- k 項番11 「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める

資本サーチャージの値を記載すること。

- 1 項番 12 「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額 ($IMA_{G,A}$) に資本サーチャージを加算した値を記載すること。
- m 項番 13 「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 (C_u) の値を記載すること。
- n 項番 14 「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$ の値から連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{G,A}$) の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15 「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。
- p 項番 16 「マーケット・リスクの合計額」には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。
- q イ欄には、当期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十三条の二第二項に定める全社的なバック・テスティングの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

削除

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引 以外の取引	オプション取引		
		簡便法により算 出した額	デルタ・プラス 法により算出し た額	シナリオ法によ り算出した額	
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額				
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額				
3	コモディティ・リスクの額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポート・ジャマーに係る個別リスクの額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（連結自己資本規制比率告示第二百七十二条に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十二条及び第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（連結自己資本規制比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十二条及び第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

- d 項番4 「外国為替リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十七条及び第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- e 項番5 「証券化エクスポート・ペーパーに係る個別リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十九条の二から第二百八十九条の四までの規定により算出した証券化エクスポート・ペーパーの個別リスクの額並びに連結自己資本規制比率告示第二百八十九条の五及び第二百八十九条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。
- f 項番6 「合計」の項には、項番1 から項番5 までの合計額を記載すること。
- g 項番6 「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額は、第一面の項番 17 「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- h イ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百七十二条から第二百七十五条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。
- i ロ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百七十七条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- j ハ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。
- k ニ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- n この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		\triangle EVE		\triangle NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト				
2	下方パラレルシフト				
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値				
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	Tier1 資本の額				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

- a この面において「 \triangle EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいう。
- b この面において「 \triangle NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいう。
- c この面において「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

通貨	パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）
アルゼンチン通貨	400
オーストラリア通貨	350
ブラジル通貨	400
カナダ通貨	200
スイス通貨	175
中華人民共和国通貨	225
欧州経済通貨統合参加国通貨	225

英國通貨	275
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	225
インドネシア通貨	400
インド通貨	325
本邦通貨	100
大韓民国通貨	225
メキシコ通貨	400
ロシア通貨	400
サウジアラビア通貨	275
スウェーデン通貨	275
シンガポール通貨	175
トルコ通貨	400
アメリカ合衆国通貨	200
南アフリカ共和国通貨	325
その他の通貨	100 から 400 のうち、自金融機関が定める値

d この面において「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、c の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）」にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

e この面において「ステイープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「ステイープ化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{steepener,c}(t)$ は、ステイープ化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この面において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\bar{S}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

$\bar{S}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

x は、4（以下この面において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)
アルゼンチン通貨	500	300
オーストラリア通貨	425	300
ブラジル通貨	500	300

カナダ通貨	275	175
スイス通貨	250	200
中華人民共和国通貨	300	150
欧州経済通貨統合参加国通貨	350	200
英国通貨	425	250
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	375	200
インドネシア通貨	500	300
インド通貨	475	225
本邦通貨	100	100
大韓民国通貨	350	225
メキシコ通貨	500	200
ロシア通貨	500	300
サウジアラビア通貨	375	250
スウェーデン通貨	425	200
シンガポール通貨	250	225
トルコ通貨	500	300
アメリカ合衆国通貨	300	225
南アフリカ共和国通貨	500	300
その他の通貨	100 から 500 のうち、自金融機関が定める値	100 から 300 のうち、自金融機関が定める値

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{flattener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left(\bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right)$$

$\Delta S_{flattener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{short,c}(t) = \bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta S_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

h この面において「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

i 項番 1 「上方パラレルシフト」の項には、上方パラレルシフトに基づく \angle EVE（イ欄及びロ欄）及び \angle NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。

j 項番 2 「下方パラレルシフト」の項には、下方パラレルシフトに基づく \angle EVE（イ欄及びロ欄）及び

△NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。

- k 項番3「ステイプ化」の項には、ステイプ化に基づく△EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
- l 項番4「フラット化」の項には、フラット化に基づく△EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
- m 項番5「短期金利上昇」の項には、短期金利上昇に基づく△EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
- n 項番6「短期金利低下」の項には、短期金利低下に基づく△EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
- o 項番7「最大値」の項イ欄及びロ欄には、それぞれの欄の項番1から項番6までの値のうち最大のものを記載すること。
- p 項番7「最大値」の項ハ欄及びニ欄には、それぞれの欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%)

CCyB 1 : カウンター・シクリカル・バッファー比率に係る国又は地域別の状況				
	イ	ロ	ハ	ニ
国又は地域	各金融当局が定める比率	カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いた当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額	カウンター・シクリカル・バッファー比率	カウンター・シクリカル・バッファーの額
小計				
合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 「国又は地域」の欄には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、最終指定親会社が信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を有し、かつ、対象期間中に国又は地域の金融当局が定める比率（本邦の場合には連結自己資本規制比率告示第二条の二第四項第一号に規定する別に指定した比率をいい、本邦以外の国又は地域の場合には連結自己資本規制比率告示第二条の二第四項第二号に規定する本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率をいう。以下この面において「各金融当局が定める比率」という。）が零を超えた国又は地域をそれぞれ記載すること。
- b イ欄には、「国又は地域」の欄に関して、開示の基準日時点で適用される各金融当局が定める比率をそれぞれ記載すること。
- c ロ欄には、カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いるため、国又は地域別に算出された信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額をそれぞれ記載すること。この場合において、当該算出に用いた地理的配分の方法を開示するとともに、最終リスクベースでの算出を行っていない国又は

地域及び信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の種類について、説明を付すこと。また、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額の主な変動要因及び適用される各金融当局が定める比率との関係性について、簡潔に情報を記載すること。

- d 「小計」の項には、国又は地域別に記載したロ欄の額の合計額を記載すること。
- e 「合計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである全ての国又は地域（各金融当局が定める比率が設定されていない国又は地域及び各金融当局が定める比率を零と設定している国又は地域を含む。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額（ロ欄）、自金融機関のカウンター・シクリカル・バッファー比率（ハ欄）及びカウンター・シクリカル・バッファーの所要水準を満たすために保有する普通株式等 Tier1 資本の額（ニ欄）をそれぞれ記載すること。
- f 「合計」の項ハ欄の比率は、当期に係る別紙様式第七号の開示を行う場合、これらの様式の項番9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項イ欄の比率と一致する。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(単位：百万円)

GSIB 1 : G-SIB 選定指標				
国際様式 の該当番 号			当期末	前期末
1	国際的な活動	対外与信の残高		
2		対外債務の残高		
3	規模	資産及び取引に関する残高の合計額		
4	相互連関性	金融機関等向け与信に関する残高の合計額		
5		金融機関等に対する債務に関する残高の合計 額		
6		発行済の有価証券の残高		
7	代替可能性/ 金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高		
8		決済システムを通じた決済の年間の合計額		
9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額		
10a		債券に係るトレーディング量の合計額		
10b		株式その他有価証券に係るトレーディング量 の合計額		
11	複雑性	金融商品市場等によらないで行う金融機関等 との派生商品取引及び長期決済期間取引に係 る想定元本額の合計額		
12		観察可能な市場データ以外の情報に基づき公 正価値評価された資産の残高		
13		売買目的有価証券及びその他有価証券の残高 の合計額		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 國際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）3「規模 資産及び取引に関する残高の合計額」の項には、次に掲げる額の合計額を記載すること。

- (1) オン・バランス資産の額（連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに(2)及び(3)に掲げる事項に関する連結貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう。）
- (2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下(2)及び(4)において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポートジャーヤーの額（デリバティブ取引等についてカレント・エクスポートジャーヤ方式（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかど

うかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第七十九条の四に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。b及びcにおいて同じ。）又はS A—C C Rで計算した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

- (3) レポ形式の取引に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）の合計額をいう。）
- (4) オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。）
- b 項番4「相互連関性 金融機関等向け与信に関する残高の合計額」の項には、金融機関等（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下b及びcにおいて同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。
- (1) 金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）
- (2) 金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。項番6において同じ。）の保有額
- (3) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）
- (4) 法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（項番11及びcにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式又はS A—C C Rで計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）
- c 項番5「相互連関性 金融機関等に対する債務に関する残高の合計額」の項には、次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。
- (1) 金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。）
- (2) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクspoージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）
- (3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクspoージャー方式又はS A—C C Rで計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）
- d 項番8「代替可能性/金融インフラ 決済システムを通じた決済の年間の合計額」の項には、直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額を記載すること。
- e 項番9「代替可能性/金融インフラ 債券及び株式に係る引受けの年間の合計額」の項には、直近に終

了した事業年度における債券及び株式に係る引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額を記載すること。

- f 項番10a「代替可能性/金融インフラ 債券に係るトレーディング量の合計額」の項には、公的機関の発行した有価証券（ソブリン債を除く。）及びその他の債券に係る売買高の年間の合計額を記載すること。
- g 項番10b「代替可能性/金融インフラ 株式その他有価証券に係るトレーディング量の合計額」の項には、株式及び項番10aに含まれない有価証券に係る売買高の年間の合計額を記載すること。
- h 項番11「複雑性 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本額の合計額」における金融機関等とは、bに規定する金融機関等をいう。
- i 項番13「複雑性 売買目的有価証券及びその他有価証券の残高の合計額」の項には、売買目的有価証券及びその他有価証券（いずれも流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額を記載すること。
- j 項番3から項番6まで、項番11及び項番12においては、保険子会社（最終指定親会社が保険会社若しくは少額短期保険業者又はこれらに準ずる外国の会社を子会社としている場合における当該子会社をいう。）のエクスポートヤーの額を含めること。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- m この面は、会社グループ（第三条第三項第一号イに規定する会社グループをいう。以下 j において同じ。）のうち、項番3の額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるもの及びこれに準ずる会社グループとして金融庁長官が指定するものに限り、作成するものとする。

(単位：百万円、件)

OR 1：オペレーション・リスク損失の推移												
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		当期末	前期末	前々期末	ハの前期 末	ニの前期 末	ホの前期 末	ヘの前期 末	トの前期 末	チの前期 末	リの前期 末	ヌの前期 末
二百万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
千万円を超える損失を集計したもの												
6	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
7	損失の件数											
8	特殊損失の総額											
9	特殊損失の件数											
10	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
オペレーション・リスク相当額の計測に関する事項												

11	I LMの算出への内部損失データ利用の有無									
12	項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーション・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- b 項番2 「損失の件数」の項には、a の二百万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- c 項番3 「特殊損失の総額」の項には、二百万円を超えるオペレーション・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- d 項番4 「特殊損失の件数」の項には、c の控除した特殊損失の件数を記載すること。
- e 項番5 「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除した後のオペレーション・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- f 項番6 「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーション・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- g 項番7 「損失の件数」の項には、f の千万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- h 項番8 「特殊損失の総額」の項には、千万円を超えるオペレーション・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- i 項番9 「特殊損失の件数」の項には、h の控除した特殊損失の件数を記載すること。
- j 項番10 「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーション・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- k 項番11 「I LMの算出への内部損失データ利用の有無」の項には、オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、内部損失データを用いたI LMの算出（連結自己資本規制比率告示第二百八十四条第一項第一号に定める方法による算出をいう。）の有無を記載すること。
- l 項番12 「項番11 で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無」の項には、オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、

連結自己資本規制比率告示第二百八十六条第一項の承認を受けていない場合において、自金融機関の内部損失データに係る基準（連結自己資本規制比率告示第二百八十八条第一号に定める基準をいう。）充足の有無を記載すること。

- m それぞれの項の対象となる範囲に変更が生じている場合は、説明を付すこと。
- n 直近五年以上十年未満の内部損失データを用いて、オペレーション・リスク相当額の算出を行う場合には、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えるものとする。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てるこ

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	前々期末
1	I L D C			
2		資金運用収益		
3		資金調達費用		
4		金利収益資産		
5		受取配当金		
6	S C			
7		役務取引等収益		
8		役務取引等費用		
9		その他業務収益		
10		その他業務費用		
11	F C			
12		トレーディング商品のネット損益 (トレーディング業務等のネット 損益)		
13		トレーディング商品以外のネット 損益(トレーディング業務等以外の ネット損益)		
14	B I			
15	B I C			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又 は事業部門を含むB I			
17	除外特例によって除外したB I			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、連結自己資本規制比率告示第二百八十三条に定める算式及び連結自己資本規制比率告示別表第一に定める用語の意義に基づく計数を記載すること。
- b 項番4「金利収益資産」の項には、財務諸表に掲載される各会計期末の全ての貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産の額の合計額を記載すること。
- c 項番14「B I」の項には、項番1、項番6及び項番11の合計額を記載すること。
- d 項番15「B I C」の項には、項番14「B I」に連結自己資本規制比率告示第二百八十三条第三項に

定める掛目を適用して算出した額を記載すること。

- e 項番 16 「除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むB I」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百九十二条の承認を受け除外した連結子法人等又は事業部門を含むB Iの額を記載すること。
- f 項番 17 「除外特例によって除外したB I」の項には、項番 14 と項番 16 の差額を記載すること。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

OR 3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要		
項番		
1	B I C	
2	I LM	
3	オペレーショナル・リスク相当額	
4	オペレーショナル・リスク・アセットの額	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「B I C」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十三条に定めるB I Cの額を記載すること。
- b 項番2「I LM」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十四条に定めるI LMの値を記載すること。ただし、一部の連結子法人又は事業部門において連結自己資本規制比率告示第二百八十五条第一項第一号に定める方法によりI LMの値を算出している場合には、当該I LMの値と連結自己資本規制比率告示第二百八十四条第一項第一号又は第二号に定める方法により算出したI LMの値をB I Cの値により加重平均して得た値を記載すること。
- c 項番3「オペレーショナル・リスク相当額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十二条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「オペレーショナル・リスク・アセットの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十二条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e この様式に記載する額は、この様式で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- f I LMの値（項番2）は、小数点以下二位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(単位：百万円)

E N C 1 : 担保資産の状況					
項番		イ	ロ	ハ	二
		担保に供されている資産の額	担保に供されていない資産の額	合計	うち、証券化エクスポートヤーの額
1	現金預け金				
2	特定取引資産				
3	有価証券				
4	貸出金				
5	・・・・・				
	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、連結自己資本規制上の連結範囲に基づく資産を対象として計数を記載すること。
- b 項番1から項番4までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。
- c イ欄には、法令、規則、契約その他の制約（市場流動性に関する制約を除く。）により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。
- d この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合は、「-」を記載すること。
- e この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。

(単位：百万円)

項番	CMS 1 : 内部モデルを用いた手法と標準的手法のリスク・アセットの比較	イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセットの額			
		内部モデルを用いて算出したリスク・アセットの額	標準的な手法適用分のリスク・アセットの額	リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的な手法により算出したリスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	信用リスク				
2	カウンターパーティ信用リスク				
3	CVAリスク				
4	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート				
5	マーケット・リスク				
6	オペレーションナル・リスク				
7	その他リスク・アセット				
8	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄には、内部モデルを用いた手法（内部格付手法、内部モデル手法、期待エクスポート方式、エクスポート方式変動額推計モデル及び内部評価方式をいう。以下この面において同じ。）のうち、承認を受けた手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- b ロ欄には、承認を受けた内部モデルを用いた手法以外の手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。

- c ハ欄には、イ欄及びロ欄に計上される額の合計額を記載すること。
- d ニ欄には、ハ欄に計上されるリスク・アセットの額について、内部モデルを用いた手法の承認を得ていないものとみなして算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- e 項番1「信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- f 項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- g 項番3「CVAリスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番 10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤー」の項ハ欄の額は、第一面の項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤー」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番5「マーケット・リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番 20「マーケット・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番6「オペレーションル・リスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番 24「オペレーションル・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスク うち、重要な出資のエクスポートジャヤー」のイ欄の額、「信用リスク うち、リース取引における見積残存価額のエクスポートジャヤー」のイ欄の額、「信用リスク その他」のイ欄の額、項番 11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポートジャヤー」の項イ欄の額、項番 12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スル方式）」の項イ欄の額、項番 13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）」の項イ欄の額、項番 14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項イ欄の額、項番 15「未決済取引」の項イ欄の額、項番 23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャヤー」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- n この面は、自金融機関が内部モデルを用いた手法のうちいずれの承認も受けていない場合には、作成することを要しない。

(単位：百万円)

項番	CMS 2 : ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの比較	イ	ロ	ハ	ニ
		信用リスク・アセットの額			
		内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額	イ欄の内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額について、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	ソブリン向けエクスポージャー				
		うち、我が国的地方公共団体向け			
		うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け			
		うち、国際開発銀行向け			
		うち、地方公共団体金融機構向け			
		うち、我が国の政府関係機関向け			
		うち、地方三公社向け			
2	金融機関等向けエクスポージャー				
3	株式等向けエクspoージャー				
4	購入債権				
5	事業法人向けエクspoージャー（中堅中小企業向けエクspoージャー及び特定貸付債権を除く。）				

	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
6	中堅中小企業向けエクスポートージャー				
		うち、基礎的内部格付手法適用分			
		うち、先進的内部格付手法適用分			
7	居住用不動産向けエクスポートージャー				
8	適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー				
9	その他リテール向けエクスポートージャー				
10	特定貸付債権				
		うち、事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け			
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四及び第一百四十四条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄には、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識されるCCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオーフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）適用後かつ信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

b ロ欄には、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、標準的手法により算出したCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

- c ハ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- d ニ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、標準的手法により算出した、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。また、当該額は資本フロアに係る掛目を勘案する前の額とすること。
- e 「ソブリン向けエクスポージャー うち、我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- f 「ソブリン向けエクspoージャー うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 「ソブリン向けエクspoージャー うち、国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- h 「ソブリン向けエクspoージャー うち、地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 「ソブリン向けエクspoージャー うち、我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 「ソブリン向けエクspoージャー うち、地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番3「株式等エクspoージャー」の項には、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクspoージャーに係る額は含めないこととする。また、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示による改正後の連結自己資本規制比率告示の規定により連結自己資本規制比率の算出を行う最初の日から起算して五年を経過した日（令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条の規定の適用を受けている場合にあっては、当該規定の適用を受けないこととした日）以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（連結自己資本規制比率告示第四十三条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄及びニ欄に記載すること。
- l 項番4「購入債権」の項には、購入債権に係る額を記載すること。また、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合は、その額を含めた額を記載すること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同

様とする。)。

- m 項番 11「合計」の項イ欄の額は、第三十七面の項番 1「信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- n 項番 11「合計」の項ハ欄の額は、第三十七面の項番 1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- o 項番 11「合計」の項ニ欄の額は、第三十七面の項番 1「信用リスク」の項ニ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- r この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

項目番号 (国際様式 (LR1) の該当番号)	項目	当期末	前期末
1	連結貸借対照表における総資産の額		
2	連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額 (△)		
3	リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整		
4	中央銀行預け金に係る除外による調整 (△)		
5	顧客資産のうち、連結貸借対照表に計上されている金額 (△)		
6	有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目		
7	キャッシュ・ポーリング契約に基づく資金の移動に係る調整項目		
8	デリバティブ取引等に関する調整額		
8 a	デリバティブ取引等に関する額		
8 b	デリバティブ取引等に関連する資産の額 (△)		
9	レポ取引等に関する調整額		
9 a	レポ取引等に関する額		
9 b	レポ取引等に関する額 (△)		
10	オフ・バランス取引に関する額		
11	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金) (△)		
12	その他の調整項目		
12 a	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金以外) (△)		
12 b	支払承諾見返勘定の額 (△)		
12 c	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額 (相殺した額に相当する部分に限る。)		
12 d	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額 (△)		
12 e	連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額 (連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)		
13	総エクスポージャーの額		

(注)

- a 項番2 「連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額（△）」には、連結レバレッジ比率告示第三条第三項の規定により連結の範囲に含めないこととなった子法人等の資産の額を記載すること。
- b 項番3 「リスク移転の認識に係る要件を充足しない証券化エクスポージャーに係る調整」とは、連結レバレッジ比率告示第六条第五項の規定によりオン・バランス資産の額に算入することとなった額をいう。
- c 項番4 「中央銀行預け金に係る除外による調整（△）」とは、連結レバレッジ比率告示第六条第六項の規定によりオン・バランス資産の額に算入しないこととなった額をいう。
- d 項番6 「有価証券の売買を約定日基準により会計処理している場合における調整項目」には、連結レバレッジ比率告示第六条第三項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入する有価証券の売却に係る未収金の額が連結貸借対照表に計上されている未収金の額を超過する場合にはその超過する額を加算項目として、当該未収金の額に不足する場合にはその不足する額を控除項目として記載すること。
- e 項番7 「キャッシュ・ブーリング契約に基づく資金の移動に係る調整項目」には、連結レバレッジ比率告示第六条第四項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入するキャッシュ・ブーリング契約に基づく集約後の单一の口座の残高が連結貸借対照表に計上されている参加顧客口座の残高を超過する場合にはその超過する額を加算項目として、当該参加顧客口座の残高に不足する場合にはその不足する額を控除項目として記載すること。
- f 項番8 a 「デリバティブ取引等に関する額」は、第二面の項番 13 「デリバティブ取引等に関する額」と一致すること。
- g 項番8 b 「デリバティブ取引等に関する資産の額（△）」とは、連結レバレッジ比率告示第六条第二項第二号に掲げる額をいう。
- h 項番9 a 「レポ取引等に関する額」は、第二面の項番 18 「レポ取引等に関する額」と一致すること。
- i 項番9 b 「レポ取引等に関する額（△）」とは、連結レバレッジ比率告示第六条第一項第三号及び第二項第三号に掲げる額の合計額をいう。
- j 項番 10 「オフ・バランス取引に関する額」は、第二面の項番 22 「オフ・バランス取引に関する額」と一致すること。
- k 項番 11 「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」とは、連結レバレッジ比率告示第六条第一項第四号に掲げる額をいい、第二面の項番 5 「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」と一致すること。
- l 項番 12 a 「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」とは、連結レバレッジ比率告示第六条第一項第五号に掲げる額をいい、第二面の項番 6 「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」と一致すること。
- m 項番 12 b 「支払承諾見返勘定の額（△）」とは、連結レバレッジ比率告示第六条第二項第一号に掲げる額をいう。
- n 項番 12 c 「デリバティブ取引等に関する差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」とは、連結レバレッジ比率告示第六条第一項第一号に掲げる額をいい、第二面の項番 2 「デリバティブ取引等に関する差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」と一

致すること。

- o 項番 12 d 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」とは、連結レバレッジ比率告示第六条第一項第二号に掲げる額をいい、第二面の項番 3 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」と一致すること。
- p 項番 12 e 「連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額（連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。）」とは、連結レバレッジ比率告示第三条第一項及び第二項の規定により連結の範囲に含まれる子会社の資産の額をいう。
- q 項番 13 「総エクスボージャーの額」は、第二面の項番 24 「総エクスボージャーの額」と一致すること。
- r 「国際様式（LR1）の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表 LR1 に記載された番号をいう。
- s 「当期末」及び「前期末」とあるのは、中間事業年度の開示においては「当中間期末」及び「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」及び「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- t この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、行を削除せず、「-」を記載すること。

(単位：百万円、%)

項目番号 (国際様式 (LR2) の該当番号)	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額 (1)			
1	個別項目調整前のオン・バランス資産の額		
2	デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額 (相殺した額に相当する部分に限る。)		
3	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額 (△)		
4	レポ取引等により受領した証券の計上額 (△)		
5	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金) (△)		
6	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (貸倒引当金以外) (△)		
7	オン・バランス資産の額 (イ)		
デリバティブ取引等に関する額 (2)			
8	デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額		
9	デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額		
10	間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に零とした中央清算機関向けエクスポートの額 (△)		
11	クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
12	クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)		
13	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)		
レポ取引等に関する額 (3)			
14	レポ取引等に関する資産の額		
15	レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)		
16	レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポートの額		
17	代理取引のエクスポートの額		
18	レポ取引等に関する額 (ハ)		
オフ・バランス取引に関する額 (4)			
19	オフ・バランス取引の想定元本の額		

20	オフ・バランス取引に係るエクスポートジャーの額への変換調整の額 (△)	
22	オフ・バランス取引に関する額 (二)	
連結レバレッジ比率 (5)		
23	資本の額 (ホ)	
24	総エクスポートジャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (二)) (ヘ)	
25	連結レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))	
26	適用する所要連結レバレッジ比率	
27	適用する所要連結レバレッジ・バッファー比率	
日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率 (6)		
	総エクスポートジャーの額 (ヘ)	
	日本銀行に対する預け金の額	
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポートジャーの額 (ヘ ^一)	
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ ^一))	
平均値の開示 (7)		
28	レポ ^ト 取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値 ((ト) + (チ))	
	レポ ^ト 取引等に関する資産の額に係る平均値 (ト)	
	レポ ^ト 取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値 (△) (チ)	
29	レポ ^ト 取引等に関する資産の額 (控除後) に係る四半期末の値 ((リ) + (ヌ))	
14	レポ ^ト 取引等に関する資産の額に係る四半期末の値 (リ)	
15	レポ ^ト 取引等に関する資産の額から控除した額に係る四半期末の値 (△) (ヌ)	
30	総エクスポートジャーの額 (レポ ^ト 取引等に関する資産の額 (控除後) に係る平均値を使用し、	

	日本銀行に対する預け金を算入しない場合) (ル)	
30 a	総エクスポートナーの額 (レポ取引等に関する資産の額（控除後）に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入する場合) (ヲ)	
31	連結レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額（控除後）に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入しない場合) ((ホ) / (ル))	
31 a	連結レバレッジ比率 (レポ取引等に関する資産の額（控除後）に係る平均値を使用し、 日本銀行に対する預け金を算入する場合) ((ホ) / (ヲ))	

(注)

(1) オン・バランス資産の額

- a 項番1 「個別項目調整前のオン・バランス資産の額」とは、連結レバレッジ比率告示第六条第二項の規定により算出した額をいう。
- b 項番2 「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」とは、連結レバレッジ比率告示第六条第一項第一号に掲げる額をいい、第一面の項番 12 c 「デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額（相殺した額に相当する部分に限る。）」と一致すること。
- c 項番3 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」とは、連結レバレッジ比率告示第六条第一項第二号に掲げる額をいい、第一面の項番 12 d 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（△）」と一致すること。
- d 項番4 「レポ取引等により受領した証券の計上額（△）」には、連結レバレッジ比率告示第六条第一項第三号に掲げる額を記載すること。
- e 項番5 「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」とは、連結レバレッジ比率告示第六条第一項第四号に掲げる額をいい、第一面の項番 11 「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金）（△）」と一致すること。
- f 項番6 「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」とは、連結レバレッジ比率告示第六条第一項第五号に掲げる額をいい、第一面の項番 12 a 「Tier 1 資本に係る調整項目の額（貸倒引当金以外）（△）」と一致すること。

(2) デリバティブ取引等に関する額

- a 項番8 「デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額」とは、連結レバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる合計額（同条第三項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。）をいう。
- b 項番9 「デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額」とは、連結レバレッジ比率告示

第七条第一項第二号に掲げる合計額（同条第六項第二号イただし書の規定により零とする前の額を含む。）をいう。

- c 項番 10 「間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合に零とした中央清算機関向けエクスポージャーの額（△）」には、連結レバレッジ比率告示第七条第三項第二号イただし書及び第六項第二号イただし書の規定により零とした額の合計額を記載すること。
- d 項番 11 「クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、連結レバレッジ比率告示第七条第一項第三号に掲げる合計額（同条第九項及び第十項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額を控除する前の額をいう。）をいう。
- e 項番 12 「クレジット・デリバティブ等のプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）」には、連結レバレッジ比率告示第七条第九項及び第十項の規定により最終指定親会社等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等の想定元本の額から控除した額及び当該最終指定親会社等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額の合計額を記載すること。

(3) レポ取引等に関する額

- a 項番 14 「レポ取引等に関する資産の額」とは、連結レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）をいう。
- b 項番 15 「レポ取引等に関する資産の額から控除した額（△）」には、連結レバレッジ比率告示第八条第二項の規定により控除した現金の支払債務の額を記載すること。
- c 項番 16 「レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、連結レバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引に関する額

- a 項番 19 「オフ・バランス取引の想定元本の額」には、連結レバレッジ比率告示第九条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）、同条第四項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額をいう。）及び同条第五項におけるオフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額をいう。）の合計額を記載すること。
- b 項番 20 「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）」には、連結レバレッジ比率告示第九条第二項、第四項又は第五項の規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 連結レバレッジ比率

- a 項番 23 「資本の額」とは、連結自己資本規制比率告示第二条第二号の算式に規定する Tier 1 資本の額をいう。
- b 項番 25 「連結レバレッジ比率」は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- c 項番 25 「連結レバレッジ比率」における総エクスポージャーの額は、連結レバレッジ比率告示第六条第六項の規定により日本銀行に対する預け金をオン・バランス資産の額に算入しないこととなった場合における第一面の項番 4 「中央銀行預け金に係る除外による調整（△）」に記載された額を控除し

た額とする。

- d 項番 26 「適用する所要連結レバレッジ比率」には、三パーセント（連結レバレッジ比率告示第六条第六項の規定の適用があるときにあっては、三・一五パーセント）を記載すること。
 - e 項番 27 「適用する所要連結レバレッジ・バッファー比率」には、連結自己資本規制比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に○・五を乗じて得た比率（連結レバレッジ比率告示第二条第一項ただし書に規定するときにあっては、当該比率に○・〇五パーセントを加えて得た比率）を記載すること。
- (6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率
- a 連結レバレッジ比率告示第六条第六項の規定の適用があるときに限り、記載することとし、当該規定の適用がない場合には、この項目に係る行の全体を削除することができる。
 - b 「日本銀行に対する預け金の額」とは、連結レバレッジ比率告示第六条第六項の規定によりオン・バランス資産の額に算入しないこととなった額をいい、第一面の項番 4 「中央銀行預け金に係る除外による調整（△）」と一致すること。
- (7) 平均値の開示
- a 「レポ取引等に関する資産の額に係る平均値」には、連結レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額をいう。）について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。
 - b 「レポ取引等に関する資産の額から控除した額に係る平均値（△）」には、連結レバレッジ比率告示第八条第二項の規定により控除した現金の支払債務の額について対象となる四半期の開始日から算出基準日までの期間において日次で算出した額の平均値を記載すること。
 - c 項番 30 及び項番 30 a 「総エクスポージャーの額」は、項番 18 の額に代えて項番 28、項番 16 及び項番 17 の額の合計額とすること。
- (8) その他
- a 「国際様式（LR2）の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により令和元年十二月十五日に公表された「Consolidated framework - DIS80 Leverage ratio」と題する文書の表 LR2 に記載された番号をいう。
 - b 「当期末」及び「前期末」とあるのは、中間事業年度の開示においては「当中間期末」及び「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」及び「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
 - c この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、行を削除せず、「-」を記載すること。

(単位：百万円)

国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当中間 期末	前中間 期末	当中間 期末	前中間 期末
1	信用リスク				
2		うち、標準的手法適用分			
3		うち、基礎的内部格付手法適用分			
4		うち、スロックティング・クライテリア適用分			
5		うち、先進的内部格付手法適用分			
		うち、重要な出資のエクスポージャー			
		うち、リース取引における見積残存価額のエクス ポージャー			
		その他			
6	カウンターパーティ信用リスク				
7		うち、S A - C C R適用分			
8		うち、期待エクスポージャー方式適用分			
		うち、中央清算機関連エクスポージャー			
9		その他			
10	C V Aリスク				
		うち、S A - C V A適用分			
		うち、完全なB A - C V A適用分			
		うち、限定的なB A - C V A適用分			
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方式 に基づく株式等エクスポージャー				
12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（ルック・スルー方式）				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（マンデート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（蓋然性方式 250%）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（蓋然性方式 400%）				
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア				

	セットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）				
15	未決済取引				
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている 証券化エクスボージャー				
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分				
18	うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分				
19	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				
22	うち、内部モデル方式適用分				
	うち、簡易的方式適用分				
23	勘定間の振替分				
24	オペレーショナル・リスク				
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係 るエクスボージャー				
26	フロア調整				
27	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面の b 以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）
1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番 25 に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスクうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク うち、重要な出資のエクスボージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- b 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスボージャー（令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスボージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

- c 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第五面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- d 項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用最終指定親会社である場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- e 項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第七面の開示を行う場合には、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用最終指定親会社である場合は、同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。
- f 項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第百二十五条に規定するスロッティング・クライテリアを利用して算出する連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- g 項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第九面の開示を行う場合には、同面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。
- h 項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用して算出する連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用最終指定親会社である場合は、当該欄は記載することを要しない。
- i 項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第七面の開示を行う場合には、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した、同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。
- j 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- k 「信用リスク うち、重要な出資のエクスボージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の二の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十六条の二の規定により、1250 パーセントのリスク・ウェイトが適

用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

- 1 「信用リスク うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第百五十四条に規定するリース取引における見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- m 「信用リスク その他」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十六条第二項の規定により、100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- n 項番6 「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十面及び第十六面の開示を行う場合には、第十面の項番6 「合計」の項へ欄の額並びに第十六面の項番1 「適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11 「非適格中央清算機関へのエクspoージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。
- o 項番6 「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第六面の開示を行う場合には、同面の項番2 「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- p 項番7 「カウンターパーティ信用リスク うち、S A—C C R適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- q 項番8 「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクspoージャー方式適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十九条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- r 項番8 「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクspoージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第三面の開示を行う場合には、同面の項番9 「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。
- s 「カウンターパーティ信用リスク うち、中央清算機関連エクspoージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の三の規定により算出した中央清算機関連エクspoージャーに係るリスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- t 項番10 「C V Aリスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の二の規定により算出したC V Aリスク相当額の合計額を8 パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資

本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

- u 項番 10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第六面及び当中間期に係る第十一面の四の開示を行う場合には、同様式第六面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額及び第十一面の四の項番2「当中間期末」の項の額を8パーセントで除して得た額と一致する。
- v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十一面の三の開示を行う場合には、同面の項番7「合計」の項イ欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。
- w 「CVAリスク うち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十一面の二の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項イ欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。
- x 「CVAリスク うち、限定的なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十一面の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項ロ欄の額を8パーセントで除して得た額と一致する。
- y 項番 11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。
- z 項番 12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第二項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- aa 項番 13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第六項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第七項の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- bb 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る

所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクスポートージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

dd 項番 14 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第十項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポートージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ee 項番 15 「未決済取引」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第五十五条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ff 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の規定により算出した証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

gg 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

hh 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第六面の開示を行う場合には、同面の項番 4 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の項ハ欄の額と一致する。

ii 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10 「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

kk 項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要

自己資本」の項目の合計額と一致する。

- 11 項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーナー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項目 11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目の合計額と一致する。
- mm 項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーナー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項目 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポート・ジャーナーに係る所要自己資本」の項目の合計額と一致する。
- nn 項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーナー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項目 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目の合計額と一致する。
- oo 項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーナー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項目 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポート・ジャーナーに係る所要自己資本」の項目の合計額と一致する。
- pp 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーナー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項目 13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャーナーに係る信用リスク・アセット」の項目の合計額と一致する。
- qq 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポート・ジャーナー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項目 17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャーナーに係る所要自己資本」の項目の合計額と一致する。
- rr 項番20 「マーケット・リスク」の項目には、連結自己資本規制比率告示第六章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、トレーディング業務における証券化エクスポート・ジャーナーを含み、項目6 「カウンターパーティ信用リスク」の項目に含まれるものは含まない。
- ss 項番21 「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項目の額は、当中間期に係る第二十一面の開示を行う場合には、同面の項目12 「合計」の項目の額と一致する。
- tt 項番22 「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項目の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第四面の開示を行う場合には、同面の項目16 「マーケット・リスクの合計額 (ACRtotal)」の項目の額から同面の項目13 「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (Cu)」の項目の額を控除した額を記載すること。
- uu 「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項目の額は、当中間期に係る第二十三面の

開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

vv 項番23「勘定間の振替分」の項には、連結自己資本規制比率告示第二章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ww 項番24「オペレーショナル・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第七章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

xx 項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の規定により、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十六条の三の規定により、250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

yy 項番26「フロア調整」の項には、連結自己資本規制比率告示第十三条の規定により連結自己資本規制比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

zz 「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク その他」の項イ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スル一方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー」の項イ欄の額の合計額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第六面の開示を行う場合には、同面の項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄の額及びハ欄の額と一致する。

aaa この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。

bbb この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。

ccc この面におけるロ欄及びニ欄の「前中間期末」が令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示による改正後の連結自己資本規制比率告示の規定により連結自己資本規制比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

(単位：百万円)

項番	CR 1: 資産の信用の質	イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額 (イ+ロ-ハ)
		デフォルトした エクスポート エクスポート	非デフォルト エクスポート エクスポート		
オン・バランスシートの資産					
1	貸出金				
2	有価証券（うち負債性のもの）				
3	その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）				
4	オン・バランスシートの資産の合計（1+2+3）				
オフ・バランスシートの資産					
5	支払承諾等				
6	コミットメント等				
7	オフ・バランスシートの資産の合計（5+6）				
合計					
8	合計（4+7）				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a 項番1「貸出金」の項には、連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。

- b 項番2「有価証券（うち負債性のもの）」の項には、連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。
- c 項番3「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項には、連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及びトレーディング業務に属する資産を除く。）。
- d 項番4「オン・バランスシートの資産の合計（1+2+3）」の項には、項番1、項番2及び項番3の項に計上される額の合計額を記載すること。
- e 項番5「支払承諾等」の項には、金融機関が提供する保証及びクレジット・デリバティブによるプロテクションに係るエクスポージャーの額を記載すること。
- f 項番6「コミットメント等」の項には、コミットメントのうち、取消し不能なコミットメント（条件の有無にかかわらず取消し可能なコミットメントを除く。）に係る信用供与枠の未引出額に係るエクスポージャーの額（ただし、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額に対して適用される掛け目をいう。以下この面において同じ。）の適用前の額とする。）を対象として、計数を記載すること。
- g 項番7「オフ・バランスシートの資産の合計（5+6）」の項には、項番5及び項番6の項に計上される額の合計額を記載すること。
- h 項番8「合計（4+7）」の項には、項番4及び項番7の項に計上される額の合計額を記載すること。
- i それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。
- j イ欄及びロ欄には、引当金の控除前かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のエクスポージャー額を記載すること。また、当該額は、連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法及びCCFの適用前の額とすること。
- k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。
- l ハ欄には、項番1から項番8までのそれぞれに対応するものとして計上される引当金の合計額を記載すること。
- m ニ欄には、イ欄及びロ欄の合計額から、ハ欄の額を控除した額を記載すること。
- n 「オン・バランスシートの資産」の項番1から項番4までの項ニ欄の額は、それぞれ第四面の項番1から項番4までの項イ欄及びロ欄の合計額と一致する。

- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CR 2: デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動		額
項番		
1	前事業年度末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高	
2	貸出金・有価証券等（うち負債性のもの） の当中間期中の要因	デフォルトした額
3		非デフォルト状態へ復帰した額
4		償却された額
5	別の変動額	その他の変動額
6	当中間期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高（1 + 2 - 3 - 4 + 5）	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスボージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスボージャーを含む。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。
- b 項番1「前事業年度末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高」の項には、前事業年度末時点においてデフォルト状態にある貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のエクスボージャー額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。（「貸出金」は第二面の項番1「貸出金」の項に計上される資産を、「有価証券等（うち負債性のもの）」は同面の項番2「有価証券（うち負債性のもの）」及び項番3「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項に計上される資産を指すものとする。以下この面において同じ。）
- c 項番2「デフォルトした額」の項には、当中間期中に新たにデフォルト事由が生じた貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）につき、当該デフォルト事由が生じた時点のエクスボージャー額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。ただし、一の債務者又はエクスボージャーにつき、当中間期中に複数回デフォルト事由が発生している場合にあっては、最後のデフォルト事由のみを対象に集計すること。
- d 項番3「非デフォルト状態へ復帰した額」の項には、項番1及び項番2の項に計上されている貸出金

及び有価証券等（うち負債性のもの）のうち、当中間期中にデフォルト事由が全て解消されたものにつき、最初にデフォルト事由が全て解消された時点のエクスポージャー額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。

- e 項番4「償却された額」の項には、項番1及び項番2の項に計上されている貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のうち、当中間期中に（当中間期中にデフォルト事由が全て解消された場合にあっては、最初にデフォルト事由が全て解消された時点までの間に）償却された額（部分直接償却を含む。）を記載すること。
- f 項番5「その他の変動額」の項には、合計額が一致するために必要な調整額（負の場合には負数）を記載すること。なお、当該変動額の発生要因のうちの主なものについて説明を付すこと（「デフォルト状態にあるエクスポージャーの回収による残高減少」「デフォルト状態にあるエクスポージャーの売却による残高減少」「デフォルト期間中の追加与信」等）。
- g 項番6「当中間期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高（1+2-3-4+5）」の項には、当中間期末時点においてデフォルト状態にある貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のエクスポージャー額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。
- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		非保全エクஸポージャー	保全されたエクஸポージャー	担保で保全されたエクஸポージャー	保証で保全されたエクஸポージャー	クレジット・デリバティブで保全されたエクஸポージャー
1	貸出金					
2	有価証券（負債性のもの）					
3	その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）					
4	合計（1+2+3）					
5	うちデフォルトしたもの					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a 項番1「貸出金」の項には、連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。
- b 項番2「有価証券（負債性のもの）」の項には、連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。
- c 項番3「その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）」の項には、連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及びトレーディング業務に属する資産を除く。）。

- d 項番4「合計（1+2+3）」の項には、項番1から項番3までの項に計上される額の合計額を記載すること。
- e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条に規定するエクスポージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。
- f それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。
- g イ欄からホ欄までには、引当金の控除後のエクスポージャー額を記載すること。
- h イ欄には、エクスポージャーの全部が、自金融機関の採用する手法（標準的手法又は内部格付手法）において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ（信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）として利用しない又は利用できないものを含む。）によって保全されていない場合には、当該エクスポージャーの額の合計額を記載すること。
- i ロ欄には、エクスポージャーの全額から、イ欄の額を控除した額を記載すること。
- j ハ欄からホ欄までには、エクスポージャーの一部又は全部が自金融機関の採用する手法（標準的手法又は内部格付手法）において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ（信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法として利用しない又は利用できないものを除く。）によって保全されている額（エクスポージャーの額を超過する部分を除いたヘアカット考慮後の保全実行により回収が見込まれる額）を記載すること。
- k 項番1から項番4までの項のイ欄及びロ欄の額は、それぞれ第二面の「オン・バランスシートの資産」の項番1から項番4までの項ニ欄の額と一致する。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%)

項番	CR 4:標準的手法-信用リスク・エクspoージャーと信用リスク削減手法の効果	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		CCF・信用リスク削減手法 適用前のエクspoージャー		CCF・信用リスク削減手法 適用後のエクspoージャー		信用リスク・ア セットの額	リスク・ウェイ トの加重平均値 (RWA density)
		オン・バランス シートの額	オフ・バランス シートの額	オン・バランス シートの額	オフ・バランス シートの額		
	資産クラス						
1 a	日本国政府及び日本銀行向け						
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け						
1 c	国際決済銀行等向け						
2 a	我が国の地方公共団体向け						
2 b	外国の中央政府等以外の公共部門向け						
2 c	地方公共団体金融機関向け						
2 d	我が国の政府関係機関向け						
2 e	地方三公社向け						
3	国際開発銀行向け						
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け						
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け						
5	カバード・ボンド向け						
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）						
	うち、特定貸付債権向け						
7 a	劣後債権及びその他資本性証券等						
7 b	株式等						

8	中堅中小企業等向け及び個人向け					
	うち、トランザクター向け					
9	不動産関連向け					
	うち、自己居住用不動産等向け					
	うち、賃貸用不動産向け					
	うち、事業用不動産関連					
	うち、その他不動産関連					
	うち、ADC向け					
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）					
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞					
11a	現金					
11b	取立未済手形					
	信用保証協会等による保証付					
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					
12	合計					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a イ欄からニ欄までには、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。
- b イ欄には、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘

案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く連結自己資本規制比率告示第三章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。

- c ロ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- d ハ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクspoージャーの額を記載すること。
- e ニ欄には、CCFを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額を記載すること。
- f ヘ欄には、ホ欄の額をハ欄及びニ欄の合計額で除して得た比率を記載すること。
- g 内部格付手法採用最終指定親会社は、連結自己資本規制比率告示第百二十二条又は第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクspoージャー（令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクspoージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクspoージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、その記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクspoージャーの内容の説明及び当該エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- h 項番1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番2a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- l 項番2b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）

向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

- m 項番 2c 「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番 2d 「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o 項番 2e 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- p 項番 3 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- q 項番 4 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十条に規定する金融機関向けエクspoージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）及び保険会社向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。
- r 項番 4 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー及び保険会社向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- s 項番 5 「カバード・ボンド向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- t 項番 6 「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクspoージャー（同条第三項の規定により 85 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（同条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクspoージャー及び特定貸付債権向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番 8 に該当するものは含めないものとする。
- u 「法人等向け うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- v 項番 7a 「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十二条の二の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の二の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他

外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。

- w 項番7b「株式等」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十三条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。
- x 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十四条第一項及び第三項の規定により 75 パーセント又は 45 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- y 「中堅中小企業等向け及び個人向け うち、トランザクター向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十四条第三項の規定により 45 パーセントのリスク・ウェイトが適用される個人向けエクspoージャー及び中堅中小企業等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- z 項番9「不動産関連向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十五条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）、賃貸用不動産向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十六条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）、事業用不動産関連エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）、その他不動産関連エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条の二第一項に規定するその他不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）及びADC向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条の三に規定するADC向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- aa 「不動産関連向け うち、自己居住用不動産向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- bb 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- cc 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。
- dd 「不動産関連向け うち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。
- ee 「不動産関連向け うち、ADC向け」の項には、ADC向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- ff 項番10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクspoージャーを除く。）」の項には、延滞エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- gg 項番10b「自己居住用不動産等向けエクspoージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクspoージャーのうち延滞エクspoージャーである

ものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh 項番 11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ii 項番 11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

jj 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポートジャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

kk 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポートジャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ll 項番 12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第六面の二の項番 11「合計」の項ニ欄の額と一致する。

mm 項番 12「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番 2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

nn この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。

oo この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

pp この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(単位：百万円)

C R 5 a : 標準的手法-資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクspoージャー								
項番	リスク・ウェイト 資産クラス	信用リスク・エクspoージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)						
		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
1 a	日本国政府及び日本銀行向け							
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け							
1 c	国際決済銀行等向け							
2 a		0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他
	我が国的地方公共団体向け							
2 b	外国の中央政府等以外の公共部門向け							
2 c	地方公共団体金融機関向け							
2 d	我が国の政府関係機関向け							
2 e	地方三公社向け							
3		0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他
	国際開発銀行向け							
4		20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け							
うち、第一種金融商品取引業者及び保険								

	会社向け									
		10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
5	カバード・ボンド向け									
		20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他
6	法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)									合計
	うち、特定貸付債権向け									
		100%	150%	250%	400%		その他		合計	
7 a	劣後債権及びその他資本性証券等									
7 b	株式等									
		45%	75%	100%		その他		合計		
8	中堅中小企業等向け及び個人向け									
		20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計
9 a	不動産関連向け うち、自己居住用不動産等 向け									
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件 をみたすもの	20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他	合計

		30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
9 b	不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け									
		30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件 をみたすもの									
9 c		70%	90%	110%	150%				その他	合計
	不動産関連向け うち、事業用不動産関連									
		70%	112.5%						その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件 をみたすもの									
9 d		60%						その他		合計
	不動産関連向け うち、その他不動産関連									
		60%						その他		合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件 をみたすもの									
9 e		100%						その他		合計
	不動産関連向け うち、ADC向け									
10a		50%						その他		合計
	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポート）									

10b	自己居住用不動産等向けエクスポートージャーに係る延滞	0%	10%	20%	その他	合計
11a	現金					
11b	取立未済手形					
	信用保証協会等による保証付					
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面には、連結自己資本規制比率告示第三章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛け目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。）の効果の勘案後のエクスポートージャーの額を記載すること。
- b 内部格付手法採用最終指定親会社は、連結自己資本規制比率告示第百二十二条又は第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポートージャー（令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポートージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポートージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にと

つて重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

- c 項番1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- e 項番1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行、欧洲連合、欧洲安定メカニズム及び欧洲金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- f 項番2a「我が国的地方公共団体向け」の項には、我が国的地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなるいるものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番2b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番2c「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番2d「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番2e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番3「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧洲評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- l 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十条に規定する金融機関向けエクspoージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）並びに保険会社向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。
- m 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー及び保険会社向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

- n 項番5 「カバード・ボンド向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o 項番6 「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（同条第三項の規定により 85 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（同条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。
- p 「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- q 項番7a 「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十七条の五の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の二の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第七条の規定により、劣後債権及びその他資本性証券に 150 パーセント以外のリスク・ウェイトを適用する場合は、実際に適用されるリスク・ウェイトの欄を追加し、当該欄に当該劣後債権及びその他資本性証券に係る額を記載すること。
- r 項番7b 「株式等」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十三条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）及び株式等エクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば 400% の欄に、それ以外の投資であれば 250% の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- s 項番8 「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクspoージャー及び中堅中小企業等向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十四条第一項及び第三項の規定により 75 パーセント又は 45 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- t 項番9a 「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十五条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- u 「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十五条

第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

- v 項番 9 b 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十六条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9 b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- w 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である賃貸用不動産向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- x 項番 9 c 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9 c に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- y 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連 うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十七条第三項において準用する第三十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である事業用不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。
- z 項番 9 d 「不動産関連向け うち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条の二第一項に規定するその他不動産関連エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9 d に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- aa 「不動産関連向け うち、その他不動産関連 うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位以下であるその他不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。
- bb 項番 9 e 「不動産関連向け うち、ADC向け」の項には、ADC向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十七条の三に規定するADC向けエクspoージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番 9 e に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- cc 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクspoージャーを除く。）」の項には、延滞エクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条に規定する延滞エクspoージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- dd 項番 10b 「自己居住用不動産等向けエクspoージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクspoージャーのうち延滞エクspoージャーである

ものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ee 項番 11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ff 項番 11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

gg 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポートジャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポートジャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ii この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。

jj この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CR 5b：標準的手法—リスク・ウェイト区別の信用リスク・エクスポートージャーとCCF					
項番	リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ
		オン・バランスシートのエクスポートージャーの額	オフ・バランスシートのエクスポートージャーの額	CCFの加重平均値	信用リスク・エクスポートージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）
1	40%未満				
2	40%—70%				
3	75%				
	80%				
4	85%				
5	90%—100%				
6	105%—130%				
7	150%				
8	250%				
9	400%				
10	1250%				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄、ロ欄及びニ欄には、標準的手法において認識されるエクスポートージャーの額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用

- いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。
- b イ欄には、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く連結自己資本規制比率告示第三章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。
- c ロ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛け率をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- d ハ欄には、CCFを適用し、信用リスク削減手法の効果を勘案する前の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額をロ欄の額で除して得た比率を記載すること。
- e ニ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクspoージャーの額及びCCFを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクspoージャーの額の合計額を記載すること。
- f 内部格付手法採用最終指定親会社は、連結自己資本規制比率告示第百二十二条又は第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクspoージャー（令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクspoージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクspoージャーに係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、当該株式等エクspoージャーに係る係数を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクspoージャーの内容の説明及び当該エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- g 項番1「40%未満」の項には、40パーセント未満のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- h 項番2「40%—70%」の項には、40パーセント以上70パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番3「75%」の項には、75パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 「80%」の項には、80パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番4「85%」の項には、85パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。

- l 項番5 「90%—100%」の項には、90 パーセント以上 100 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番6 「105%—130%」の項には、105 パーセント以上 130 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- n 項番7 「150%」の項には、150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- o 項番8 「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（連結自己資本規制比率告示第四十三条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- p 項番9 「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第一項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- q 項番10 「1250%」の項には、1,250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーに係る額を記載すること。
- r 項番11 「合計」の項ニ欄の額は、第五面の項番12 「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。
- s この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「—」を記載すること。
- t この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6: 内部格付手法-ポートフォリオ及びデフォルト率(PD)区分別の信用リスク・エクspoージャー													
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
項番	PD区分	オン・バ ランス シ一 ト・グロ スエク スパー ジャー の額	CCF・信 用リス ク削減 手法適 用前の オフ・バ ランス シート ・エクス ポージ ヤーの 額	平均CCF	CCF・信 用リス ク削減 手法適 用後EAD	平均 PD	債務者 の数	平均LGD	平均残 存期間	信用リ スク・ア セット の額	リス ク・ウェ イトの 加重平 均値 (RWA density)	EL	適格引 当金
	ソブリン向けエクspoージャー												
1	0.00 以上 0.15 未満												
2	0.15 以上 0.25 未満												
3	0.25 以上 0.50 未満												
4	0.50 以上 0.75 未満												
5	0.75 以上 2.50 未満												
6	2.50 以上 10.00 未満												

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項目を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポートージャー、(2)金融機関等向けエクスポートージャー、(3)事業法人向けエクスポートージャー（中堅中小企業向けエクスポートージャー及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポートージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポートージャー（令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるPD/LGD方式が適用されるエクスポートージャーに限る。）、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー、(10)居住用不動産向けエクスポートージャー及び(11)その他リテール向けエクスポートージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

- c 購入債権に係るポートフォリオにおいて、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合には、ポートフォリオの区分を「購入債権（デフォルト・リスク相当部分）」と「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に分け、「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に係る区分においては項の名称を適切な名称に置き換えること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。
- d 先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用しているときは、内部格付手法ごとに面を分けて作成すること。
- e 自金融機関における債務者格付又はプールの区分にかかわらず、エクスポートージャーに適用した PD 推計値に基づき、当該エクスポートージャーをこの面の対応する「PD 区分」に割り当てること（「PD 区分」のレンジの設定は変更しないこと。）。
- f イ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポートージャーの額を記載すること。また当該額は信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前のエクスポートージャーの額とすること。
- g ロ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつ CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛け目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス資産項目のエクスポートージャーの額（CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- h ハ欄には、オフ・バランス資産項目のエクスポートージャーの額に係る加重平均 CCF（CCF 適用前かつ信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス資産項目のエクスポートージャーの額の合計額に対する、CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案する前のエクスポートージャーの合計額の割合）を記載すること。
- i ニ欄には、CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD を記載すること。
- j ホ欄には、PD の値を CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。
- k ヘ欄には、RWA 計算基準日時点における債務者の数を記載すること。概数を記載する場合には、その記載方針についても併せて説明すること。リテール向けエクスポートージャーのポートフォリオについては、PD 推計にデフォルトした債権の数を用いている場合、債務者の数に代えて債権の数で開示することができる（債権の数で開示する場合には説明を付すこと。）。
- 1 ト欄には、LGD の値を CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。LGD は、信用リスク削減手法の効果を

勘案した後の LGD とする。

- m チ欄には、連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている取引のマチュリティを CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。当該欄は、RWA 計算においてマチュリティ情報が使用される場合にのみ記載すること。
- n b(6)のポートフォリオ区分を記載する場合において、リ欄には、連結自己資本規制比率告示第百四十三条第九項の規定により算出した信用リスク・アセットの額に、ル欄の額に 1250 パーセントを乗じた額を加算した額を記載すること。
- o ヌ欄には、リ欄の額をニ欄の額で除して得た値を記載すること。
- p ル欄には、連結自己資本規制比率告示第百二十六条の規定により算出された期待損失額を記載すること。
- q ヲ欄には、適格引当金の額を記載すること (PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポートナーについては、斜線を付すこと。)。
- r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC RE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- s この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- t この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- u この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- v この面に記載する件数及び期間は、この面で指定された単位で記載し、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- w この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CR 7: 内部格付手法-信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響		イ	ロ
項目番号	ポートフォリオ	クレジット・デリバティブ勘案前の信用リスク・アセットの額	実際の信用リスク・アセットの額
1	ソブリン向けエクスポート- FIRB		
2	ソブリン向けエクスポート- AIRB		
3	金融機関等向けエクスポート- FIRB		
4	金融機関等向けエクスポート- AIRB		
5	事業法人向けエクスポート（特定貸付債権を除く。）- FIRB		
6	事業法人向けエクスポート（特定貸付債権を除く。）- AIRB		
7	特定貸付債権- FIRB		
8	特定貸付債権- AIRB		
9	リテール-適格リボルビング型リテール向けエクスポート		
10	リテール-居住用不動産向けエクスポート		
11	リテール-その他リテール向けエクスポート		
12	購入債権- FIRB		
13	購入債権- AIRB		
14	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。
- b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項目1から項目8まで、項目12 及び項目13 については、適用手法（基礎的内部格付手法（FIRB）及び先進的内部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。

- c イ欄には、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）としてクレジット・デリバティブを利用しないと仮定した場合（信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブを現に利用していない場合を含む。）の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。
- d ロ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。
- e 必要に応じて、クレジット・デリバティブに係る信用リスク削減手法の効果について説明を付すこと。
- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、%)

C R 10 : 内部格付手法—特定貸付債権（スロックティング・クライテリア方式）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロックティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（H V C R E）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポージャーの額（E A D）					信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
					P F	O F	C F	I P R E	合計		
優 (Strong)	2.5 年未満			50%							
	2.5 年以上			70%							
良 (Good)	2.5 年未満			70%							
	2.5 年以上			90%							
可 (Satisfactory)	△△△			115%							
弱い (Weak)	△△△			250%							
デフォルト (Default)	△△△			—							
合計	△△△			—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（H V C R E）											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスボ ージャー の額（E A D）				信用リス ク・アセ ットの額	期待損失	
優 (Strong)	2.5 年未満			70%							
	2.5 年以上			95%							

良 (Good)	2.5 年未満			95%
	2.5 年以上			120%
可 (Satisfactory)				140%
弱い (Weak)				250%
デフォルト (Default)				—
合計				—

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される特定貸付債権（スロッティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）に係る計数を記載すること。
- b ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛け目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。
- d ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果の勘案後のエクスポージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。
- e 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額と一致する。

- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- i この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

CCR 1: 手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポート額

項番	イ RC	ロ PFE	ハ 実効 EPE	ニ 規制上のエク スポート額の算定に使用 される α	ホ 信用リスク削 減手法適用後のエクスポート 額	ヘ リスク・アセ ットの額
1	SA-CRR			1.4		
2	期待エクスポート 方式					
3	信用リスク削減手 法における簡便手 法					
4	信用リスク削減手 法における包括的 手法					
5	エクスポート額 変動推計モデル					
6	合計					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「SA-CRR」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条の規定によりSA-CRRを用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については連結自己資本規制比率告示第四十七条第二項及び第十七項の規定により算出する額を、ロ欄については連結自己資本規制比率告示第四十七条第六項及び第十八項の規定により算出する額を、ニ欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。
- b 項番2 「期待エクスポート方式」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十九条の規定により期待エクスポート方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、ハ欄については連結自己資本規制比率告示第四十九条第二項第二号の規定により算出出した額を、ニ欄については連結自己資本規制比率告示第四十九条第二項第一号の算式において用いる α 又は連結自己資本規制比率告示第四十九条第四項の規定により独自に推計した α を、それぞれ記載すること。
- c 項番3 「信用リスク削減手法における簡便手法」の項には、連結自己資本規制比率告示第三章第六節第四款に定める簡便手法により算出した額を記載すること。
- d 項番4 「信用リスク削減手法における包括的手法」の項には、連結自己資本規制比率告示第三章第六節第三款に定める包括的手法（ただし、同款第七目の規定により算出する額を除く。）により算出した額を記載すること。
- e 項番5 「エクスポート額変動推計モデル」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百二十一条の規定により算

出した額を記載すること。

f 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。

g 本欄には、連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポートージャーの額を記載すること。また、連結自己資本規制比率告示第四十六条第五項（連結自己資本規制比率告示第一百三十四条第七項及び第一百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。

h 項番6「合計」の項へ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポートージャー（合計）」の項へ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポートージャー（合計）」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項へ欄の額と一致する。

i この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。

j この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番	イ	ロ	BA-CVAによるCVAリスク相当額
	構成要素の額		
1	CVAリスクのうち取引先共通の要素		
2	CVAリスクのうち取引先固有の要素		
3	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「CVAリスクのうち取引先共通の要素」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における K_{reduced} の算式において、 ρ を一と仮定した場合に算出される K_{reduced} の値を記載する。
- b 項番2 「CVAリスクのうち取引先固有の要素」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における K_{reduced} の算式において、 ρ を零と仮定した場合に算出される K_{reduced} の値を記載する。
- c 項番3 「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を記載すること。
- d 項番3 「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番 10 「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- g この面は、自金融機関が限定的なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

CVA 2 : 完全なBA-CVA	
項番	イ CVAリスク相当額
1	K Reduced
2	K Hedged
3	合計

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「K Reduced」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の三の三に定める $K_{reduced}$ の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額を記載すること。
- b 項番2 「K Hedged」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 0.65 を乗じて得た額を記載すること。
- c 項番3 「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- d 項番3 「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10 「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が完全なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

CVA3：SA-CVAのCVAリスク相当額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		CVAリスク相当額	取引相手方の先数
1	金利リスク		
2	外国為替リスク		
3	参照先のクレジット・スプレッド・リスク		
4	株式リスク		
5	コモディティ・リスク		
6	取引相手方のクレジット・スプレッド・リスク		
7	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番6までの項イ欄の額には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を記載すること。
- b 項番7「合計」の項イ欄の額には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。
- d 項番7「合計」の項ロ欄の額には、SA-CVAによるCVAリスク相当額の算出対象となる取引相手方の先数を記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てるこ。
- g この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのCVAリスク相当額の変動表		
項番		CVAリスク相当額
1	前期末	
2	当中間期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末」の項には、前期末における連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- b 項番2「当中間期末」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を記載すること。
- c 項番2「当中間期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。
- d この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- e 「変動事由の説明」の項には、当中間期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。
- f 項番1「前期末」が令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示による改正後の連結自己資本規制比率告示の規定により連結自己資本規制比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。
- g この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

CCR 3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー															
項番	業種	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）													
	リスク・ウェイト	0%	10%	20%	30%	40%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け														
2	外国の中央政府及び中央銀行向け														
3	国際決済銀行等向け														
4	我が国の地方公共団体向け														
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け														
6	国際開発銀行向け														
7	地方公共団体金融機関向け														
8	我が国の政府関係機関向け														
9	地方三公社向け														
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け														
11	法人等向け														
12	中小企業等向け及び個人向け														
13	上記以外														
14	合計														

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄からカ欄までには、連結自己資本規制比率告示第三章第六節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。
- b 内部格付手法を採用した場合にあっては、連結自己資本規制比率告示第百二十二条又は第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があ

る場合には、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。

- c 項番1 「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番2 「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3 「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4 「我が国的地方公共団体向け」の項には、我が国的地方公共団体向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番5 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 項番7 「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8 「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十条に規定する金融機関向けエクspoージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクspoージャーをいう。）及び保険会社向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十一条の二に規定する保険会社向けエクspoージャーをいう。）に係る額を記載すること。
- m 項番11 「法人等向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクspoージャーに係る額を記載すること。ただし、項番12に該当するものは含まないものとする。
- n 項番12 「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクspoージャー及び中堅中小企業等（連結自己資本規制比率告示第三十二条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクspoージャー（連結自己資本規制比率告示第三十四条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に

係る額を記載すること。

- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

CCR 4：内部格付手法-ポートフォリオ別及び PD 区別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポート

項番	PD 区分	イ EAD (信用 リスク削 減効果勘 案後)	ロ 平均 PD	ハ 取引相手 方の数	ニ 平均 LGD	ホ 平均残存 期間	ヘ 信用リス ク・アセッ ト	ト リスク・ウエ イトの加重 平均値 (RWA density)
ソブリン向けエクスポート								
1	0.00 以上 0.15 未満							
2	0.15 以上 0.25 未満							
3	0.25 以上 0.50 未満							
4	0.50 以上 0.75 未満							
5	0.75 以上 2.50 未満							
6	2.50 以上 10.00 未満							
7	10.00 以上 100.00 未満							
8	100.00 (デフォルト)							
9	小計							
金融機関等向けエクスポート								
	(略)							
...								
	(略)							
合計 (全てのポートフォリオ)								

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番8までの PD の範囲に応じて、リスク・アセットの計算に使用する PD を基に、取引相手方のエクスポートごとに、それぞれの計数を集計すること。
- b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ただし、ポートフォリオ区分には、少なくとも(1)ソブリン向けエクスポート、(2)金融機関等向けエクスポート及び(3)事業法人向けエクスポートを含むものとする。
- c 先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用しているときは、それぞれ面を分けて作成すること。
- d イ欄には、連結自己資本規制比率告示第三章第六節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD の額を記載すること。
- e ロ欄には、PD の値をイ欄の額により加重平均した値を記載すること。

- f ハ欄には、該当する PD の範囲にある取引相手の数を記載すること。概数を記載する場合には、その記載方針について併せて説明すること。
- g ニ欄には、LGD の値をイ欄の額により加重平均した値を記載すること。
- h ホ欄には、連結自己資本規制比率告示の規定により信用リスク・アセットの額の算出に用いられている取引のマチユリティをイ欄の額により加重平均した値を記載すること。
- i ヘ欄には、内部格付手法により算出した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- j ト欄には、ヘ欄の額をイ欄の額で除して得た値を記載すること。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- m この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- n この面に記載する件数及び期間は、この面で指定された単位で記載し、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- o この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

CCR 5:担保の内訳							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		派生商品取引で使用される担保				レポ形式の取引で使用される担保	
		受入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保の公 正価値	差入担保の公 正価値
分別管理さ れている	分別管理さ れていない	分別管理さ れている	分別管理さ れていない	分別管理さ れている	分別管理さ れていない		
1	現金 (国内通貨)						
2	現金 (外国通貨)						
3	国内ソブリン債						
4	その他ソブリン債						
5	政府関係機関債						
6	社債						
7	株式						
8	その他担保						
9	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自金融機関が行う派生商品取引又はレポ形式の取引において使用される担保の額につき、連結自己資本規制比率告示第三章第六節第三款第二目に定める標準的ボラティリティ調整率（エクスポートジャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率を除く。）を勘案した後の額を記載すること（イ欄、ロ欄及びホ欄にはボラティリティ調整率を控除した後の額を、ハ欄、ニ欄及びヘ欄にはボラティリティ調整率を加算した後の額をそれぞれ記載すること。）。
- b イ欄及びハ欄には、取引相手方以外の第三者において分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられている担保に係る額を記載すること。
- c ロ欄及びニ欄には、イ欄及びハ欄に該当するもの以外の担保に係る額を記載すること。
- d ホ欄及びヘ欄には、レポ形式の取引で使用する担保について現金及び有価証券の双方の額（超過担保を差し入れている場合又は受け入れている場合には、超過額を含めた額）をそれぞれ記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

CCR 6:クレジット・デリバティブ取引のエクスポートジャー			
項番		イ	ロ
		購入したプロテクション	提供したプロテクション
	想定元本		
1	シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ		
2	インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ		
3	トータル・リターン・スワップ		
4	クレジットオプション		
5	その他のクレジット・デリバティブ		
6	想定元本合計		
	公正価値		
7	プラスの公正価値（資産）		
8	マイナスの公正価値（負債）		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番5までの項には、商品ごとの想定元本の額を記載すること。
- b 項番6「想定元本合計」の項には、項番1から項番5までの項に計上される額の合計額を記載すること。
- c 項番7「プラスの公正価値（資産）」及び項番8「マイナスの公正価値（負債）」の項には、それぞれ正の時価の合計額及び負の時価の合計額を記載すること。
- d この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- e この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

CCR 8: 中央清算機関向けエクスポート		イ	ロ
項目番号	中央清算機関向けエクスポート (信用リスク削減手法 適用後)	リスク・アセットの額	
1	適格中央清算機関へのエクスポート (合計)		
2	適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート (当初証拠金を除く。)		
3	(i) 派生商品取引 (上場以外)		
4	(ii) 派生商品取引 (上場)		
5	(iii) レポ形式の取引		
6	(iv) クロスプロダクト・ネットティングが承認 された場合のネットティング・セット		
7	分別管理されている当初証拠金		
8	分別管理されていない当初証拠金		
9	事前拠出された清算基金		
10	未拠出の清算基金		
11	非適格中央清算機関へのエクスポート (合計)		
12	非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート (当初証拠金を除く。)		
13	(i) 派生商品取引 (上場以外)		
14	(ii) 派生商品取引 (上場)		
15	(iii) レポ形式の取引		
16	(iv) クロスプロダクト・ネットティングが承認 された場合のネットティング・セット		
17	分別管理されている当初証拠金		
18	分別管理されていない当初証拠金		
19	事前拠出された清算基金		
20	未拠出の清算基金		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番 1 「適格中央清算機関へのエクスポート (合計)」の項には、項番 2、項番 8、項番 9 及び項番 10 に計上

される額の合計額を記載すること。

- b 項番 2 から項番 6 までの「適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートージャー（当初証拠金を除く。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の七第二項第一号に規定する適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートージャー並びに連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の七第二項第二号及び第三項に規定する直接清算参加者向けトレード・エクスポートージャーに係る計数を、該当する項目ごとにそれぞれ記載すること。
- c 項番 7 及び項番 17 「分別管理されている当初証拠金」の項には、中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられている差入当初証拠金の額を記載すること。
- d 項番 8 及び項番 18 「分別管理されていない当初証拠金」の項には、項番 7 及び項番 17 に該当するもの以外の差入当初証拠金に係る額を記載すること。
- e 項番 9 及び項番 19 「事前拠出された清算基金」の項には、清算基金のうち、報告基準日時点までに拠出している額に係る額を記載すること。
- f 項番 10 及び項番 20 「未拠出の清算基金」の項には、清算基金のうち、報告基準日時点において未拠出の額を記載すること。ただし、額が定まっていない場合には、各項を空欄とするとともに、額が定まっていない理由の説明を付すこと。
- g 項番 11 「非適格中央清算機関へのエクスポートージャー（合計）」の項には、項番 12、項番 18、項番 19 及び項番 20 に計上される額の合計額を記載すること。
- h 項番 12 から項番 16 までの「非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートージャー（当初証拠金を除く。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の七第一項に規定する中央清算機関に対するトレード・エクスポートージャー（ただし、適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートージャーを除き、自金融機関が中央清算機関（適格中央清算機関を除く。）の間接清算参加者である場合には、直接清算参加者向けトレード・エクスポートージャーを含む。）に係る計数を、該当する項目ごとに記載すること。
- i 項番 1 「適格中央清算機関へのエクスポートージャー（合計）」の項口欄の額及び項番 11 「非適格中央清算機関へのエクスポートージャー（合計）」の項口欄の額並びに第十面の項番 6 「合計」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番 6 「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- k この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるこ。

(単位：百万円)

項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型証 券化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計
1	リテール（合計）									
2		担保付住宅ローン								
3		クレジットカード債権								
4		その他リテールに係るエクス ポージャー								
5		再証券化								
6	ホールセール（合計）									
7		事業法人向けローン								
8		商業用モーゲージ担保証券								
9		リース債権及び売掛債権								
10		その他のホールセール								
11		再証券化								

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーの額のみを記載すること。
- b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスボージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさない

ときを含む。) には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクspoージャーの額を計上すること。
- d ニ欄には、自金融機関がスポンサー(連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクspoージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクspoージャーを含む。)の額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクspoージャーの額を計上すること。
- e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクspoージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクspoージャーを含む。)の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクspoージャーの額を計上すること。
- f 自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクspoージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクspoージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄は又欄からヲ欄までとするものとする。
- g ト欄からリ欄まで(fの場合においては又欄からヲ欄まで)には、自金融機関が保有する証券化エクspoージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクspoージャーの額を記載すること。
- h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法(連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。)の効果を勘案した後のエクspoージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。
- i 再証券化に関連する全ての証券化エクspoージャーは、項番11「再証券化」の項に記載し、それ以外の項に記載しないこと。

- j 項番2から項番4まで及び項番7から項番10までの項の各項目は、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーの取引内容をより適切に表すことができる場合には、修正することができる。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。

(単位：百万円)

項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計
1	リテール（合計）									
2		担保付住宅ローン								
3		クレジットカード債権								
4		その他リテールに係るエクス ポージャー								
5		再証券化								
6	ホールセール（合計）									
7		事業法人向けローン								
8		商業用モーゲージ担保証券								
9		リース債権及び売掛債権								
10		その他のホールセール								
11		再証券化								

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポートの額のみを記載すること。
- b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）とし
て関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポートの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号
に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさない

ときを含む。) には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクspoージャーの額を計上すること。
- d ニ欄には、自金融機関がスポンサー(連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクspoージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクspoージャーを含む。)の額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクspoージャーの額を計上すること。
- e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクspoージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクspoージャーを含む。)の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクspoージャーの額を計上すること。
- f 自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクspoージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクspoージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄は又欄からヲ欄までとするものとする。
- g ト欄からリ欄まで(fの場合においては又欄からヲ欄まで)には、自金融機関が保有する証券化エクspoージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクspoージャーの額を記載すること。
- h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法(連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。)の効果を勘案した後のエクspoージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。
- i 再証券化に関連する全ての証券化エクspoージャーは、項番11「再証券化」の項に記載し、それ以外の項に記載しないこと。

- j 項番2から項番4まで及び項番7から項番10までの項の各項目は、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーの取引内容をより適切に表すことができる場合には、修正することができる。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。

(単位：百万円)

SEC 3: 信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）															
項番	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ ル ヲ ワ カ ョ														
	合計	資産							合成						
		譲渡型証券化取引(小計)	証券化			再証券化		シニア	非シニア	型証券化取引(小計)	証券化			再証券化	
			裏付けとなるリテール	ホールセール							裏付けとなるリテール	ホールセール		シニア	非シニア
エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）															
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー														
2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー														
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー														
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー														

5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャー													
	エクスポートージャーの額（算出方法別）													
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャー													
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートージャー													
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャー													
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャー													
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）													
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット													
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット													
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット													
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーに係る信用リスク・アセット													

	所要自己資本の額（算出方法別）												
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本												
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本												
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本												
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本												

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自金融機関が証券化取引にオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号に規定するオリジネーターをいう。）として関与している場合の当該証券化取引に係る額のみを記載すること。
- b 「エクスポートージャーの額（リスク・ウェイト区分別）」の項番1から項番5までの項には、証券化取引の種類に応じ、リスク・ウェイト区分別のエクスポートージャーの額を記載すること。
- c 「エクスポートージャーの額（算出方法別）」の項番6から項番9までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別のエクスポートージャーの額を記載すること。
- d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。
- e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び連結自己資本規制比率告示第二百二十六条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。
- f 項番9「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャー」、項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイト

の算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る計数を記載すること。

- g 項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- l 項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- m 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

- n 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

SEC 4: 信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポートージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）														
項番	イロハニホヘトチリヌルヲカヨ	合計												
		資産譲渡型証券化取引（小計）	証券化		再証券化		合成型証券化取引（小計）	証券化		再証券化		シニア	非シニア	
エクスポートージャーの額（リスク・ウェイト区分別）			裏付けとなるリテール	ホールセール	シニア	非シニア		裏付けとなるリテール	ホールセール	シニア	非シニア			
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャー													
2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャー													
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャー													
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャー													

5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート ジャー														
	エクスポートジャーの額（算出方法別）														
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポート ジャー														
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化 エクスポートジャー														
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャー														
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート ジャー														
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）														
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット														
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用 リスク・アセット														
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット														
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート ジャーに係る信用リスク・アセット														
	所要自己資本の額（算出方法別）														
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポート ジャーに係る所要自己資本														
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化														

	エクスポートジャヤに係る所要自己資本											
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャヤ ーに係る所要自己資本											
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート ジャヤに係る所要自己資本											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自金融機関が保有する証券化エクスポートジャヤのうち、自金融機関がオリジネーター又はポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る額のみを記載すること。
- b 「エクスポートジャヤの額（リスク・ウェイト区分別）」の項番1から項番5までの項には、証券化取引の種類に応じ、リスク・ウェイト区分別のエクスポートジャヤの額を記載すること。
- c 「エクスポートジャヤの額（算出方法別）」の項番6から項番9までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別のエクスポートジャヤの額を記載すること。
- d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。
- e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び連結自己資本規制比率告示第二百二十六条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。
- f 項番9「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャヤ」、項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャヤに係る信用リスク・アセット」及び項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャヤに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いてことなく 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャヤに係る計数を記載すること。
- g 項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャヤ うち、内部格付手法

準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。

- h 項番 11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第十九面の項目番 11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項目番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- i 項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第十九面の項目番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の項目番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- j 項番 13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項目欄の額及び第十九面の項目番 13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項目欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額と一致する。
- k 項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第十九面の項目番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項目番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- l 項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第十九面の項目番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項目番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- m 項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第十九面の項目番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の項目番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項目欄の額と一致する。
- n 項番 17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項目欄の額及び第十九面の項目番 17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項目欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項目欄の額と一致する。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項目を削除せず、「-」を記載すること。

p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額	
項目番号	マーケット・リスク相当額
1 一般金利リスク	
2 株式リスク	
3 コモディティ・リスク	
4 外国為替リスク	
5 信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6 信用スプレッド・リスク（証券化商品（非CTP））	
7 信用スプレッド・リスク（証券化商品（CTP））	
8 デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9 デフォルト・リスク（証券化商品（非CTP））	
10 デフォルト・リスク（証券化商品（CTP））	
11 残余リスク・アドオン	
その他	
12 合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番7までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十八条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番8から項番10までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百六十六条第一項第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番11「残余リスク・アドオン」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 「その他」の項には、項番1から項番11までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番12「合計」の項には、項番1の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f 項番12「合計」の項の額は、第一面の項番21「マーケット・リスクうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- i この面は、自金融機関が標準的方式採用最終指定親会社の場合又は内部モデル方式採用最終指定親会社の場合については、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載する

こと。

(単位：百万円、回数)

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
		算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テス ティングの 超過回数 (99.0%)	前中間期の算出基準日を含 む直近十二週間の値		
		当中間期末	平均値	最大値	最小値		前中間期末	平均値	
1	制約がない期待ショート・フ オール (IMCC (C))								
2	リス ク・クラ ス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リ スク							
5		外国為替リスク							
6		信用スプレッ ド・リスク							
7	制約がある期待ショート・フ オール (IMCC (C _i))								
8	モデル化可能なリスク・ファ クターに基づくマーケッ ト・リスク (IMCC)								
9	モデル化不可能なリスク・フ								

	アクターに基づくマーケット・リスク (SES)							
10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)							
11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (C _u) (ロ)							
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)							
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク (SA _{all desk}) (ニ)							

16	マーケット・リスクの合計額 (ACR_{total}) $= \min((イ) + (ロ); (二)) + \max(0, (ハ))$					
----	--	--	--	--	--	--

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載すること。
- b 項番2 「一般金利リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- c 項番3 「株式リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- d 項番4 「コモディティ・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- e 項番5 「外国為替リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- f 項番6 「信用スプレッド・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- g 項番7 「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C_i))」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- h 項番8 「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC) の値を記載すること。
- i 項番9 「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十六条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの (SES) の値を記載すること。
- j 項番10 「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十五条に定めるDRCモデルにより算出され

たデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額 (DRC) の値を記載すること。

- k 項番 11 「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。
- l 項番 12 「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額 ($IMA_{G,A}$) に資本サーチャージを加算した値を記載すること。
- m 項番 13 「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 (C_u) の値を記載すること。
- n 項番 14 「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$ の値から連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{G,A}$) の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15 「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。
- p 項番 16 「マーケット・リスクの合計額」には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。
- q イ欄には、当中間期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当中間期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当中間期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当中間期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十三条の二第二項に定める全社的なバック・テスティングの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前中間期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前中間期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。

y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引 以外の取引	オプション取引		
		簡便法により算 出した額	デルタ・プラス 法により算出し た額	シナリオ法によ り算出した額	
1	金利リスク（一般市 場リスク及び個別 リスク）の額				
2	株式リスク（一般市 場リスク及び個別 リスク）の額				
3	コモディティ・リス クの額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポート ジャーに係る個別 リスクの額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- b 項番2 「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十二条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- c 項番3 「コモディティ・リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十二条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十七条及び第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポート・ポージャーに係る個別リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十九条の二から第二百八十九条の四までの規定により算出した証券化エクスポート・ポージャーの個別リスクの額及び連結自己資本規制比率告示第二百八十九条の五及び第二百八十九条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。
- f 項番6「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。
- g 項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額は、第一面の「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- h イ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百七十二条から第二百七十五条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。
- i ロ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百七十七条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- j ハ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。
- k ニ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるここと。
- n この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

IRRBB 1:金利リスク		イ	ロ	ハ	ニ
項番		\triangle EVE		\triangle NII	
		当中間期末	前中間期末	当中間期末	前中間期末
1	上方パラレルシフト				
2	下方パラレルシフト				
3	ステイープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値				
		ホ		ヘ	
		当中間期末		前中間期末	
8	Tier1 資本の額				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

- a この面において「 \triangle EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいう。
- b この面において「 \triangle NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいう。
- c この面において「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

通貨	パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）
アルゼンチン通貨	400
オーストラリア通貨	350
ブラジル通貨	400
カナダ通貨	200
イス通貨	175
中華人民共和国通貨	225
欧州経済通貨統合参加国通貨	225

英國通貨	275
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	225
インドネシア通貨	400
インド通貨	325
本邦通貨	100
大韓民国通貨	225
メキシコ通貨	400
ロシア通貨	400
サウジアラビア通貨	275
スウェーデン通貨	275
シンガポール通貨	175
トルコ通貨	400
アメリカ合衆国通貨	200
南アフリカ共和国通貨	325
その他の通貨	100 から 400 のうち、自金融機関が定める値

- d この面において「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、c の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）」にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。
- e この面において「ステイープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「ステイープ化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{steepener,c}(t)$ は、ステイープ化に関する金利変動幅

cは、通貨（以下この面において同じ。）

tは、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\bar{S}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

$\bar{S}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

xは、4（以下この面において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)
アルゼンチン通貨	500	300
オーストラリア通貨	425	300

ブラジル通貨	500	300
カナダ通貨	275	175
イスラエル通貨	250	200
中華人民共和国通貨	300	150
欧州経済通貨統合参加国通貨	350	200
英國通貨	425	250
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	375	200
インドネシア通貨	500	300
インド通貨	475	225
本邦通貨	100	100
大韓民国通貨	350	225
メキシコ通貨	500	200
ロシア通貨	500	300
サウジアラビア通貨	375	250
スウェーデン通貨	425	200
シンガポール通貨	250	225
トルコ通貨	500	300
アメリカ合衆国通貨	300	225
南アフリカ共和国通貨	500	300
その他の通貨	100 から 500 のうち、自金融機 関が定める値	100 から 300 のうち、自金融機 関が定める値

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{flattener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{flattener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{short,c}(t) = \bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta S_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

h この面において「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

- i 項番1 「上方パラレルシフト」の項には、上方パラレルシフトに基づく \angle EVE（イ欄及びロ欄）及び \angle NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。
- j 項番2 「下方パラレルシフト」の項には、下方パラレルシフトに基づく \angle EVE（イ欄及びロ欄）及び \angle NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。
- k 項番3 「スティープ化」の項には、スティープ化に基づく \angle EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
- l 項番4 「フラット化」の項には、フラット化に基づく \angle EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
- m 項番5 「短期金利上昇」の項には、短期金利上昇に基づく \angle EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
- n 項番6 「短期金利低下」の項には、短期金利低下に基づく \angle EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
- o 項番7 「最大値」の項イ欄及びロ欄には、それぞれの欄の項番1から項番6までの値のうち最大のものを記載すること。
- p 項番7 「最大値」の項ハ欄及びニ欄には、それぞれの欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。

(単位：百万円、%)

CCyB 1 : カウンター・シクリカル・バッファー比率に係る国又は地域別の状況				
	イ	ロ	ハ	ニ
国又は地域	各金融当局が定める比率	カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いた当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額	カウンター・シクリカル・バッファー比率	カウンター・シクリカル・バッファーの額
小計				
合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 「国又は地域」の欄には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、最終指定親会社が信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を有し、かつ、対象期間中に国又は地域の金融当局が定める比率（本邦の場合には連結自己資本規制比率告示第二条の二第四項第一号に規定する別に指定した比率をいい、本邦以外の国又は地域の場合には連結自己資本規制比率告示第二条の二第四項第二号に規定する本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率をいう。以下この面において「各金融当局が定める比率」という。）が零を超えた国又は地域をそれぞれ記載すること。
- b イ欄には、「国又は地域」の欄に関して、開示の基準日時点で適用される各金融当局が定める比率をそれぞれ記載すること。
- c ロ欄には、カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いるため、国又は地域別に算出された信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額をそれぞれ記載すること。この場合において、当該算出に用いた地理的配分の方法を開示するとともに、最終リスクベースでの算出を行っていない

国又は地域及び信用リスク・アセット又はデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の種類について、説明を付すこと。また、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額の主な変動要因及び適用される各金融当局が定める比率との関係性に関して、簡潔に情報を記載すること。

- d 「小計」の項には、国又は地域別に記載したロ欄の額の合計額を記載すること。
- e 「合計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである全ての国又は地域（各金融当局が定める比率が設定されていない国又は地域及び各金融当局が定める比率を零と設定している国又は地域を含む。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額とを合算した額（ロ欄）、自金融機関のカウンター・シクリカル・バッファー比率（ハ欄）及びカウンター・シクリカル・バッファーの所要水準を満たすために保有する普通株式等 Tier 1 資本の額（ニ欄）をそれぞれ記載すること。
- f 「合計」の項ハ欄の比率は、当中間期に係る別紙様式第七号の開示を行う場合、これらの様式の項番9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項イ欄の比率と一致する。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(単位：百万円、件)

OR 1：オペレーショナル・リスク損失の推移												
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		当中間期末	前中間期末	前々中間期末	ハの前中間期末	ニの前中間期末	ホの前中間期末	ヘの前中間期末	トの前中間期末	チの前中間期末	リの前中間期末	ヌの前中間期末
二百万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
千万円を超える損失を集計したもの												
6	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
7	損失の件数											
8	特殊損失の総額											
9	特殊損失の件数											
10	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
オペレーショナル・リスク相当額の計測に関する事項												

11	I LMの算出への内部損失データ利用の有無									
12	項番11で内部損失データを利用してない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーション・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- b 項番2 「損失の件数」の項には、a の二百万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- c 項番3 「特殊損失の総額」の項には、二百万円を超えるオペレーション・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- d 項番4 「特殊損失の件数」の項には、c の控除した特殊損失の件数を記載すること。
- e 項番5 「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除した後のオペレーション・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- f 項番6 「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーション・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- g 項番7 「損失の件数」の項には、f の千万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- h 項番8 「特殊損失の総額」の項には、千万円を超えるオペレーション・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- i 項番9 「特殊損失の件数」の項には、h の控除した特殊損失の件数を記載すること。
- j 項番10 「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーション・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- k 項番11 「I LMの算出への内部損失データ利用の有無」の項には、オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、内部損失データを用いたI LMの算出（連結自己資本規制比率告示第二百八十四条第一項第一号に定める方法による算出をいう。）の有無を記載すること。
- l 項番12 「項番11 で内部損失データを利用してない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無」の項には、オペレーション・リスク相当額の算出に当

たって、連結自己資本規制比率告示第二百八十六条第一項の承認を受けていない場合において、自金融機関の内部損失データに係る基準（連結自己資本規制比率告示第二百八十八条第一号に定める基準をいう。）充足の有無を記載すること。

- m それぞれの項の対象となる範囲に変更が生じている場合は、説明を付すこと。
- n 直近五年以上十年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合は、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えるものとする。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「一」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

項番	OR 2 : B I Cの構成要素	イ	ロ	ハ
		当中間期末	前中間期末	前々中間期末
1	I L D C			
2		資金運用収益		
3		資金調達費用		
4		金利収益資産		
5		受取配当金		
6	S C			
7		役務取引等収益		
8		役務取引等費用		
9		その他業務収益		
10		その他業務費用		
11	F C			
12		トレーディング商品のネット損益 (トレーディング業務等のネット 損益)		
13		トレーディング商品以外のネット 損益(トレーディング業務等以外の ネット損益)		
14	B I			
15	B I C			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又 は事業部門を含むB I			
17	除外特例によって除外したB I			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、連結自己資本規制比率告示第二百八十三条に定める算式及び連結自己資本規制比率告示別表第一に定める用語の意義に基づく計数を記載すること。
- b 項番4「金利収益資産」の項には、財務諸表に掲載される各会計期末の全ての貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産の額の合計額を記載すること。

- c 項番 14 「B I」の項には、項番 1、項番 6 及び項番 11 の合計額を記載すること。
- d 項番 15 「B I C」の項には、項番 14 「B I」に連結自己資本規制比率告示第二百八十三条第三項に定める掛目を適用して算出した額を記載すること。
- e 項番 16 「除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むB I」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百九十二条の承認を受け除外した連結子法人等又は事業部門を含むB Iの額を記載すること。
- f 項番 17 「除外特例によって除外したB I」の項には、項番 14 と項番 16 の差額を記載すること。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

OR 3：オペレーション・リスクに対する所要自己資本額の概要		
項番		
1	B I C	
2	I LM	
3	オペレーション・リスク相当額	
4	オペレーション・リスク・アセットの額	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「B I C」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十三条に定めるB I Cの額を記載すること。
- b 項番2 「I LM」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十四条に定めるI LMの値を記載すること。ただし、一部の連結子法人又は事業部門において連結自己資本規制比率告示第二百八十五条第一項第一号に定める方法によりI LMの値を算出している場合には、当該I LMの値と連結自己資本規制比率告示第二百八十四条第一項第一号又は第二号に定める方法により算出したI LMの値をB I Cの値により加重平均して得た値を記載すること。
- c 項番3 「オペレーション・リスク相当額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十二条に定めるオペレーション・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4 「オペレーション・リスク・アセットの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十二条に定めるオペレーション・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e この様式に記載する額は、この様式で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- f I LMの値（項番2）は、小数点以下二位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	二
		担保に供されている資産の額	担保に供されていない資産の額	合計	うち、証券化エクスポートヤーの額
1	現金預け金				
2	特定取引資産				
3	有価証券				
4	貸出金				
5	・・・・・				
	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、連結自己資本規制上の連結範囲に基づく資産を対象として計数を記載すること。
- b 項番1から項番4までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。
- c イ欄には、法令、規則、契約その他の制約（市場流動性に関する制約を除く。）により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。
- d この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合は、「-」を記載すること。
- e この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CMS 2：ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		信用リスク・アセットの額			
		内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額	イ欄の内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額について、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	ソブリン向けエクスポージャー				
	うち、我が国的地方公共団体向け				
	うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け				
	うち、国際開発銀行向け				
	うち、地方公共団体金融機関向け				
	うち、我が国の政府関係機関向け				
	うち、地方三公社向け				
2	金融機関等向けエクスポージャー				
3	株式等向けエクspoージャー				
4	購入債権				
5	事業法人向けエクspoージャー（中堅中小企業向けエクspoージャー及び特定貸付債権を				

	除く。)				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
6	中堅中小企業向けエクスポートージャー				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
7	居住用不動産向けエクスポートージャー				
8	適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー				
9	その他リテール向けエクスポートージャー				
10	特定貸付債権				
	うち、事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四及び百四十四条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a イ欄には、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識されるCCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）適用後かつ信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- b ロ欄には、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、標準的手法により算出したCCF適用後かつ

信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

- c ハ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- d ニ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、標準的手法により算出した、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。また、当該額は資本フロアに係る掛目を勘案する前の額とすること。
- e 「ソブリン向けエクスポージャー うち、我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- f 「ソブリン向けエクspoージャー うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクspoージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 「ソブリン向けエクspoージャー うち、国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- h 「ソブリン向けエクspoージャー うち、地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクspoージャーに係る額を記載すること。
- i 「ソブリン向けエクspoージャー うち、我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- j 「ソブリン向けエクspoージャー うち、地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクspoージャーに係る額を記載すること。
- k 項番3「株式等エクspoージャー」の項には、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクspoージャーに係る額は含めないこととする。また、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示による改正後の連結自己資本規制比率告示の規定により連結自己資本規制比率の算出を行う最初の日から起算して五年を経過した日（令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条の規定の適用を受けている場合にあっては、当該規定の適用を受けないこととした日）以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（連結自己資本規制比率告示第四十三条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄

及びニ欄に記載すること。

- 1 項番 4 「購入債権」の項には、購入債権に係る額を記載すること。また、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合は、その額を含めた額を記載すること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。
- m 項番 11 「合計」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第六面の開示を行う場合には、同面の項番 1 「信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- n 項番 11 「合計」の項ハ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第六面の開示を行う場合には、同面の項番 1 「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- o 項番 11 「合計」の項ニ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第六面の開示を行う場合には、同面の項番 1 「信用リスク」の項ニ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- r この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要	
1	発行者
2	識別のために付された番号、記号その他の符号
3	準拠法
3a	外国法令に準拠する手段（その他外部 TLAC 調達手段に限る。）（1）
	規制上の取扱い（2）
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（3）
7	銘柄、名称又は種類
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（4） 連結自己資本規制比率
9	額面総額（5）
10	表示される科目の区分（6） 連結貸借対照表
11	発行日（7）
12	償還期限の有無
13	その日付
14	償還等を可能とする特約の有無
15	初回償還可能日及びその償還金額（8） 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（9）
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（10）
	剰余金の配当又は利息の支払
17	配当率又は利率の種別（11）
18	配当率又は利率（12）
19	配当等停止条項の有無（13）
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（14）
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無
24	転換が生じる場合（15）
25	転換の範囲（16）
26	転換の比率（17）

27	転換に係る発行者の裁量の有無 (18)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (19)	
31	元本の削減が生じる場合 (20)	
32	元本の削減が生じる範囲 (21)	
33	元本回復特約の有無 (22)	
34	その概要	

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

- (1) 「外国法令に準拠する手段（その他外部 TLAC 調達手段に限る。）」については、その他外部 TLAC 調達手段について外国の法令に準拠する旨の定めがある場合において、最終指定親会社 TLAC 告示第四条第三項第九号本文の要件を満たすとき（当該国の関連法令に基づき、発行者の実質破綻認定時における損失吸収又は資本再構築のために有効に用いることができるることについての法律専門家の法律意見書を具備しているとき）には「法令」と、最終指定親会社 TLAC 告示第四条第三項第九号ただし書の要件を満たすとき（発行者に係る本邦における秩序ある処理が実施された場合に、かかる秩序ある処理に伴う制限に服することについてあらかじめ保有者が同意する旨の特約があるとき）には「契約」と記載し、外国の法令に準拠する旨の定めがない場合には、「該当なし」と記載すること。なお、自己資本調達手段に関する契約内容を記載する場合又は自金融機関が TLAC 規制対象最終指定親会社でない場合には、記載することを要しない（これらの場合には、当該項を削除することができる。）。
- (2) 連結自己資本規制比率告示第二条第一号の算式の普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式のその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式の Tier2 資本に係る基礎項目の額のうち、連結自己資本規制比率告示に基づき自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入されるもの（普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額、Tier2 資本に係る基礎項目の額の別）を記載すること。
- (3) 最終指定親会社のほか、自己資本調達手段がその連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入される子法人等が存在する場合には、当該子法人等を記載すること。
- (4) 直近に公表された連結自己資本規制比率の算出において、自己資本に係る基礎項目の額に算入された額を記載すること。
- (5) 自己資本調達手段につき額面金額が定められていない場合には、記載を要しない。
- (6) 「連結貸借対照表」については、「株主資本」、「非支配株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。
- (7) 発行日を特定することが困難である場合には、記載を要しない。
- (8) 「初回償還可能日」とは、発行後五年を経過した日以後の日であって、発行者が初めて償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。以下同じ。）を行うことが可能な日をいう。
- (9) 「特別早期償還特約」とは、その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段においては一定の事由が生じた場合に発行後五年、その他外部 TLAC 調達手段においては一定の事由が生じた場合に発行後一

年をそれぞれ経過する日前に償還等を行うことを可能とする特約をいう。

- (10) 「任意償還可能日」とは、発行者による償還等が可能な日をいう。
- (11) 配当率（利率）が、固定配当率（利率）の場合には「固定」と、変動配当率（利率）の場合には「変動」と、当初は固定配当率（利率）であって一定期間経過後に変動配当率（利率）に変更される場合は「固定から変動」と、当初は変動配当率（利率）であって一定期間経過後に固定配当率（利率）に変更される場合は「変動から固定」と記載すること。
- (12) 変動配当率（利率）については、その基準とする市場金利の名称及びこれに加算する百分率を記載すること。

ただし、私募や相対取引の方法により行われたため配当率又は利率が一般に公表されていない資本調達手段については、これらを資本調達手段の特性（通貨・満期の有無及び償還期限・期限前償還条項の有無等）ごとに区分し、当該区分ごとに基準日における加重平均利率を開示することができる。
- (13) 「配当等停止条項」とは、剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における同等以上の質の自己資本調達手段に係る剰余金の配当又は利息の支払に関する発行者に対する制約事項を定める条項をいう。
- (14) 発行者の有する剰余金の配当又は利息の支払いについての裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。
- (15) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合の概要を記載すること。
- (16) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、当該転換が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部転換」、「全部転換又は一部転換」又は「常に一部転換」のうち、該当するものを記載すること。
- (17) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、自己資本調達手段一つにつき交付される他の資本調達手段の数を記載すること。なお、転換比率の修正に関する条項が定められている場合には、当該転換比率の修正に係る概要も記載すること。
- (18) 他の種類の資本調達手段への転換に係る発行者の有する裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。
- (19) 「元本の削減」には、自己資本調達手段の元本金額が減額される場合のほか、当該自己資本調達手段が無償で発行者に譲渡される場合等、実質的に元本の削減と同じ効果が生じる場合を含む。
- (20) 元本の削減が生じる場合の概要を記載すること。
- (21) 元本の削減が生じる場合において、元本の削減が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部削減」、「全部削減又は一部削減」又は「常に一部削減」のうち、該当するものを記載すること。
- (22) 「元本回復特約」とは、元本の削減後に一定の事由を満たすことを条件として当該削減された元本部分の全部又は一部の回復を可能とする旨の特約をいう。
- (23) 「劣後性の手段」については、その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段においては「法令上の劣後」又は「契約上の劣後」のうち該当するものを、その他外部 TLAC 調達手段においては「法令上の劣後」、「契約上の劣後」又は「劣後性要件の例外としての構造劣後」のうち該当するものを、それぞれ記載すること。
- (24) 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部 TLAC 調達手段が存在しない場合には、「一般債務」と記載すること。

(25) 「非充足資本等要件」とは、自己資本調達手段又はその他外部 TLAC 調達手段の額の全部又は一部が算入される自己資本又は外部 TLAC に係る基礎項目の額の区分に応じ、連結自己資本規制比率告示に定める普通株式の要件、その他 Tier1 資本調達手段の要件、Tier2 資本調達手段の要件又はその他外部 TLAC 調達手段の要件のうち、当該自己資本調達手段又は当該その他外部 TLAC 調達手段が充足しないものをいい、複数の非充足資本等要件がある場合には、自己資本調達手段における実質破綻認定時損失吸収条項（連結自己資本規制比率告示第六条第四項第十五号又は第七条第五項第十号に掲げる要件をいう。）など、自己資本調達手段又はその他外部 TLAC 調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる。

(単位：百万円)

国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、基礎的内部格付手法適用分				
4	うち、スロッティング・クライテリア適用分				
5	うち、先進的内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポート				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポート				
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7	うち、S A - C C R 適用分				
8	うち、期待エクスポート方式適用分				
	うち、中央清算機関連エクスポート				
9	その他				
10	C V A リスク				
	うち、S A - C V A 適用分				
	うち、完全なB A - C V A 適用分				
	うち、限定的なB A - C V A 適用分				
11	経過措置により適用されるマーケット・ベー ス方式に基づく株式等エクスポート				
12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リス ク・アセットのみなし計算（ルック・スルー 方式）				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リス ク・アセットのみなし計算（マンデート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リス ク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リス				

	ク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）				
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）				
15	未決済取引				
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー				
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分				
18	うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分				
19	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				
22	うち、内部モデル方式適用分				
	うち、簡易的方式適用分				
23	勘定間の振替分				
24	オペレーション・リスク				
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスボージャー				
26	フロア調整				
27	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面の b 以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）
 1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番 25 に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスクうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク うち、重要な出資のエクスボージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- b 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスボージャー（令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスボージャー

を除く。) に係る信用リスク・アセットの額の合計額 (イ欄及びロ欄) 並びにこれらに係る所要自己資本の額 (リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に 8 パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。) (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。

- c 項番2 「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第七面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 12 「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- d 項番3 「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用最終指定親会社である場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。
- e 項番3 「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第九面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第七面の開示を行う場合には、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応したそれぞれの面の「合計 (全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用最終指定親会社である場合は、別紙様式第二号第九面又は別紙様式第四号第七面の「合計 (全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額と一致する。
- f 項番4 「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第百二十五条に規定するスロッティング・クライテリアを利用して算出する連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- g 項番4 「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十三面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第九面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第十三面又は別紙様式第四号第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け (H V C R E) 以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け (H V C R E)」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。
- h 項番5 「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用して算出する連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用最終指定親会社である場合は、当該欄は記載することを要しない。
- i 項番5 「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第九面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号

第七面の開示を行う場合には、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応したそれぞれの面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。

- j 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- k 「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の二の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十六条の二の規定により、1250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- l 「信用リスク うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第百五十四条に規定するリース取引における見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- m 「信用リスク その他」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十六条第二項の規定により、100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- n 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十四面及び第二十一面の開示並びに当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十面及び第十六面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第十四面又は別紙様式第四号第十面の項番6「合計」の項ヘ欄の額並びに別紙様式第二号第二十一面又は別紙様式第四号第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番 11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。
- o 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- p 項番7「カウンターパーティ信用リスク うち、S A—C C R適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- q 項番8「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十九条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第七項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の

相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

r 項番8「カウンターパーティ信用リスク うち、期待エクスポート方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第三面の開示を行う場合には、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

s 「カウンターパーティ信用リスク うち、中央清算機関連エクスポート」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の三の規定により算出した中央清算機関連エクスポートに係るリスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

t 項番10「CVAリスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第五面及び第六面の開示を行う場合には、第五面の項番2「当四半期末」の項の額及び第六面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十五面の三の開示、当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十一面の三の開示を行う場合には、それぞれの面の項番7「合計」の項イ欄の額と一致する。

w 項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポート」の項には、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポートの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

x 項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第二項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクスポートに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

y 項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第六項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第七項の規定を適用するエクスポートに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る

所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

- z 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクスポートージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- aa 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクスポートージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- bb 項番 14 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第十項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポートージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- cc 項番 15 「未決済取引」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第五十五条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- dd 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の規定により算出した証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- ee 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第四号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第四号第二十面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。
- ff 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の項イ欄の額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番 4 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の項ハ欄の額と一致する。
- gg 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第四号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第四号

第二十面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

hh 項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10 「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

kk 項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ll 項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

mm 項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

- oo 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。
- pp 項番20「マーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第六章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、トレーディング業務における証券化エクスポージャーを含み、項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。
- qq 項番21「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十六面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項の額と一致する。
- rr 項番22「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期に係る第四面の開示を行う場合には、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額（ACRtotal）」の項の額から同面の項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク（Cu）」の項の額を控除した額を記載すること。
- ss 「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期に係る別紙様式第二号第二十九面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。
- tt 項番23「勘定間の振替分」の項には、連結自己資本規制比率告示第二章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- uu 項番24「オペレーションル・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第七章の規定により算出したオペレーションル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- vv 項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の規定により、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十六条の三の規定により、250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- ww 項番26「フロア調整」の項には、連結自己資本規制比率告示第十三条の規定により連結自己資本規制比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- xx 「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク その他」の項イ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の

額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番7「その他リスク・アセット」の項口欄及びハ欄の額と一致する。

yy この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。

zz この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。 aaa この面における口欄及びニ欄の「前四半期末」が令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示による改正後の連結自己資本規制比率告示の規定により連結自己資本規制比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

CR 8: 内部格付手法を適用した信用リスク・エクspoージャーのリスク・アセット変動表		
項目番号	変動要因別	信用リスク・アセットの額
1	前四半期末時点における信用リスク・アセットの額	
2	当四半期中の要因別 変動額	資産の規模
3		ポートフォリオの質
4		モデルの更新
5		手法及び方針
6		買収又は売却
7		為替の変動
8		その他
9		当四半期末時点における信用リスク・アセットの額

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される信用リスク・アセットの額に係る計数を記載すること（標準的手法を適用するエクspoージャーについては、この面における開示の対象外とする。）。
- b 項番2「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動は含まない。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- c 項番3「ポートフォリオの質」の項には、債務者及び案件の信用リスクの変化（格付区分の遷移又はこれに類似した影響等）により、保有するポートフォリオの質に対する自金融機関の評価が変動することに起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- d 項番4「モデルの更新」の項には、モデルの導入、モデルの利用範囲の変更又はモデルの欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- e 項番5「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- f 項番6「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番7「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

- h 項番8「その他」の項には、項番2から項番7までに掲げる項目以外の要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については、必要に応じて項番7と項番8との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。
- i 「当四半期中の要因別の変動額」の項番2から項番8までの項については、変動額が負の場合には負数を記載すること。
- j 「当四半期中の要因別の変動額」の項番2から項番8までの項については、自金融機関による合理的な見積りに基づいて変動額を記載することができる。ただし、当該見積りに当たって用いた手法や前提等について、説明を付すこと。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- l 開示に使用する額の単位については、当四半期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- m この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

CCR 7:期待エクスポート方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポート方式のリスク・アセット変動表		信用リスク・アセットの額
項目番号		
1	前四半期末時点における信用リスク・アセットの額	
2	当四半期末中の要因別額	資産の規模
3		取引相手方の信用力
4		モデルの更新（期待エクスポート方式に係る変動のみ）
5		手法及び方針（期待エクスポート方式に係る変動のみ）
6		買収又は売却
7		為替の変動
8		その他
9		当四半期末時点における信用リスク・アセットの額

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番2「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動を除く。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- b 項番3「取引相手方の信用力」の項には、自金融機関における信用リスク管理の枠組みにおいて、自金融機関が採用する手法に基づき計測された取引相手方の信用力の変化に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- c 項番4「モデルの更新（期待エクスポート方式に係る変動のみ）」の項には、期待エクスポート方式の導入、当該方式の適用する範囲の変更又は当該方式の欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。ただし、期待エクスポート方式に係る変動に限るものとする。
- d 項番5「手法及び方針（期待エクスポート方式に係る変動のみ）」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。ただし、期待エクスポート方式に係る変動に限るものとする。
- e 項番6「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- f 項番7「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番8「その他」の項には、項番2から項番7までに掲げる項目以外の要因（内部格付手法の見直しに係る変動を含む。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番7と項番8との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。

- h 項番9「当四半期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番8「カウンターパーティ信用リスクうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- i この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- j 開示に使用する額の単位については、当四半期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- k この面は、与信相当額の算出に当たり期待エクスポージャー方式を用いていない場合には作成することを要しない。

(単位：百万円、回数)

項番	リスク・クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
		算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テス ティングの 超過回数 (99.0%)	前四半期の算出基準日を含 む直近十二週間の値	
		当四半期末	平均値	最大値	最小値		前四半期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))							
2	一般金利リスク							
3	株式リスク							
4	コモディティ・リスク							
5	外国為替リスク							
6	信用スプレッド・リスク							
7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C _i))							
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)							
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)							

10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)							
11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (C_u) (ロ)							
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)							
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク ($SA_{all\ desk}$) (二)							
16	マーケット・リスクの合計額 (ACR_{total}) $\min((イ) + (ロ); (二)) + \max(0, (ハ))$							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載すること。
- b 項番2 「一般金利リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- c 項番3 「株式リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- d 項番4 「コモディティ・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- e 項番5 「外国為替リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- f 項番6 「信用スプレッド・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- g 項番7 「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C_i))」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- h 項番8 「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC) の値を記載すること。
- i 項番9 「モデル化不可能リスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの (SES) の値を記載すること。
- j 項番10 「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十五条に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額 (DRC) の値を記載すること。
- k 項番11 「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める

資本サーチャージの値を記載すること。

- l 項番 12 「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額 ($IMA_{G,A}$) に資本サーチャージを加算した値を記載すること。
- m 項番 13 「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 (C_u) の値を記載すること。
- n 項番 14 「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$ の値から連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{G,A}$) の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15 「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。
- p 項番 16 「マーケット・リスクの合計額」には、連結自己資本規制比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。
- q イ欄には、当四半期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当四半期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当四半期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当四半期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十三条の二第二項に定める全社的なバック・テスティングの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前四半期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前四半期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポート・リージャーのリスク・アセット変動表		
項番		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	前四半期末	
2	当四半期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前四半期末」の項には、直前の四半期末における連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番1「前四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項口欄の額と一致する。
- c 項番2「当四半期末」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番2「当四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- f 「変動事由の説明」の項には、当四半期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。
- g 項番1「前四半期末」が令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示による改正後の連結自己資本規制比率告示の規定により連結自己資本規制比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。
- h この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

項番	CMS 1：内部モデルを用いた手法と標準的手法のリスク・アセットの比較	イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセットの額			
		内部モデルを用いて算出したリスク・アセットの額	標準的な手法適用分のリスク・アセットの額	リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的な手法により算出したリスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	信用リスク				
2	カウンターパーティ信用リスク				
3	CVAリスク				
4	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー				
5	マーケット・リスク				
6	オペレーションナル・リスク				
7	その他リスク・アセット				
8	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄には、内部モデルを用いた手法（内部格付手法、内部モデル手法、期待エクスポートージャー方式、エクスポートージャー変動額推計モデル及び内部評価方式をいう。以下この面において同じ。）のうち、承認を受けた手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- b ロ欄には、承認を受けた内部モデルを用いた手法以外の手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。

- c ハ欄には、イ欄及びロ欄に計上される額の合計額を記載すること。
- d ニ欄には、ハ欄に計上されるリスク・アセットの額について、内部モデルを用いた手法の承認を得ていないものとみなして算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- e 項番1「信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロッティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- f 項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- g 項番3「CVAリスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の項ハ欄の額は、第一面の項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートージャー」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番5「マーケット・リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番20「マーケット・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番6「オペレーションナル・リスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番24「オペレーションナル・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスク うち、重要な出資のエクスポートージャー」のイ欄の額、「信用リスク うち、リース取引における見積残存価額のエクスポートージャー」のイ欄の額、「信用リスク その他」のイ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポートージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スル一方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンデート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項イ欄の額、項番15「未決済取引」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポートージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- n この面は、自金融機関が内部モデルを用いた手法のうちいずれの承認も受けていない場合には、作成することを要しない。

(単位：百万円、%)

KM 1 : 主要な指標		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
国際様式の 該当番号		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
資本						
1	普通株式等 Tier 1 資本の額					
2	Tier 1 資本の額					
3	総自己資本の額					
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額					
4 a	リスク・アセットの額 (フロア調整前)					
	リスク・アセットの額 (フロア調整最終実 施ベース)					
自己資本比率						
5	連結普通株式等 Tier 1 比率					
5 a	連結普通株式等 Tier 1 比率 (フロア調整前)					
	連結普通株式等 Tier 1 比率 (フロア調整最 終実施ベース)					
6	連結 Tier 1 比率					
6 a	連結 Tier 1 比率 (フロア調整前)					
	連結 Tier 1 比率 (フロア調整最終実施ベ ース)					
7	連結総自己資本比率					
7 a	連結総自己資本比率 (フロア調整前)					
	連結総自己資本比率 (フロア調整最終実施 ベース)					
資本バッファー						
8	資本保全バッファー比率					
9	カウンター・シクリカル・バッファー比率					
10	G-SIB/D-SIB バッファー比率					
11	最低連結資本バッファー比率					
12	連結資本バッファー比率					
連結レバレッジ比率						

13	総エクスポートの額				
14	連結レバレッジ比率				

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び連結レバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 國際様式の該当番号（以下この様式において「項番」という。）10 の「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項には、連結自己資本規制比率告示第二条の二第五項各号に定める比率を記載すること。
- b 当期に係る別紙様式第一号の開示を行う場合には、項番8「資本保全バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 65 「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 66 「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番 10 「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 67 「うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率と、項番 11 「最低連結資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 64 「最低連結資本バッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。
- c 当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、項番4「リスク・アセットの額」の項の額は同面の項番 23 「リスク・アセットの額」の項の額と、項番8「資本保全バッファー比率」の項の比率は同面の項番 29 「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同面の項番 30 「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番 10 「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率は同面の項番 31 「うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率と、項番 11 「最低連結資本バッファー比率」の項の比率は同面の項番 28 「最低連結資本バッファー比率」の項の比率と、項番 12 「連結資本バッファー比率」の項の比率は同面の項番 27 「連結資本バッファー比率」の項の比率と、項番 13 「総エクスポートの額」の項の額は同面の項番 24 「総エクスポートの額」の項の額と、それぞれ一致する。
- d 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母について、連結自己資本規制比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。
- e 「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母について、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示による改正後の連結自己資本規制比率告示の規定により連結自己資本規制比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。
- f 項番5 a 「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二条第一号に規定する連結普通株式等 Tier 1 比率について、連結自己資本規制比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。
- g 「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二条第一号に規定する連結普通株式等 Tier 1 比率について、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。た

だし、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示による改正後の連結自己資本規制比率告示の規定により連結自己資本規制比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

- h 項番6 a 「連結 Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二条第二号に規定する連結 Tier 1 比率について、連結自己資本規制比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。
- i 「連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二条第二号に規定する連結 Tier 1 比率について、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示による改正後の連結自己資本規制比率告示の規定により連結自己資本規制比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。
- j 項番7 a 「連結総自己資本比率（フロア調整前）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二条第三号に規定する連結総自己資本比率について、連結自己資本規制比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。
- k 「連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二条第三号に規定する連結総自己資本比率について、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示による改正後の連結自己資本規制比率告示の規定により連結自己資本規制比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。
- l 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」、「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」、項番5 a 「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番6 a 「連結 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番7 a 「連結総自己資本比率（フロア調整前）」及び「連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が令和五年連結自己資本規制比率告示改正告示による改正後の連結自己資本規制比率告示の規定により連結自己資本規制比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- m この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「-」を記載すること。
- n この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- o この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(単位：百万円)

CC2：連結貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表 連結貸借対照表	規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表	別紙様式第一号 (CC1) の参照項目
資産の部			
現金預け金			
コールローン及び買入手形			
買現先勘定			
債券貸借取引支払保証金			
買入金銭債権			
特定取引資産			
商品有価証券			
金銭の信託			
有価証券			
貸出金			
外国為替			
その他資産			
有形固定資産			
無形固定資産			
繰延税金資産			
再評価に係る繰延税金資産			
支払承諾見返			
貸倒引当金			
.....			
資産の部合計			
負債の部			
預金			
譲渡性預金			
コールマネー及び売渡手形			
売現先勘定			
債券貸借取引受入担保金			

コマーシャル・ペーパー			
特定取引負債			
借用金			
外国為替			
短期社債			
社債			
新株予約権付社債			
信託勘定借			
その他負債			
賞与引当金			
役員賞与引当金			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
その他の引当金			
特別法上の引当金			
繰延税金負債			
再評価に係る繰延税金負債			
支払承諾			
.....			
負債の部合計			
純資産の部			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
自己株式			
その他有価証券評価差額金			
繰延ヘッジ損益			
土地再評価差額金			
.....			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例による。

- a この様式の各項の内訳は、自金融機関の連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「公表連結貸借対照表」という。）の勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表連結貸借対照表の内容を記載すること。
- c ロ欄には、連結自己資本規制比率告示第三条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。）の内容を、公表連結貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。
- d ロ欄を記載する場合において、規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表連結貸借対照表で使用されていない項目がある場合には、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。
- e ハ欄には、この様式と別紙様式第一号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない。）。
- f 公表連結貸借対照表の勘定科目が別紙様式第一号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの様式に添付するものとする。付表を用いる場合には、この様式と当該付表との対応関係を示すため、ニ欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を付表及びこの様式のニ欄に記載すること。
- g 会計上の連結範囲と連結自己資本規制上の連結範囲が同一である最終指定親会社にあっては、ロ欄を記載することを要しない。この場合には、会計上の連結範囲と連結自己資本規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。
- h この様式で指定する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるここと。
- i 当期において公表連結貸借対照表を作成していない場合には、この様式を記載することを要しない。

(単位：百万円、%)

TLAC 1 : TLAC の構成		
国際様式の該当番号	項目	当最終指定親会社四半期末
想定される処理方針について (1)		
...		
連結自己資本規制比率上の外部 TLAC (2)		
1	普通株式等 Tier1 資本の額 (イ)	
2	TLAC 調整項目適用前のその他 Tier1 資本の額 (ロ)	
3	子会社発行の TLAC 非適格その他 Tier1 資本の額 (ハ)	
4	その他のその他 Tier1 資本に係る調整項目 (ニ)	
5	外部 TLAC 適格のその他 Tier1 資本の額 ((ロ) - (ハ) - (ニ)) (ホ)	
6	TLAC 調整項目適用前の Tier2 資本の額 (ヘ)	
7	残存期間が1年以上5年以下の Tier2 資本のうち、連結自己資本規制比率の算定上控除されている額 (ト)	
8	子会社発行の TLAC 非適格 Tier2 資本の額 (チ)	
9	その他の Tier2 資本に係る調整項目 (リ)	
10	外部 TLAC 適格の Tier2 資本の額 ((ヘ) - (ト) - (チ) - (リ)) (ヌ)	
11	連結自己資本規制比率上の外部 TLAC の額 ((イ) + (ホ) + (ヌ)) (ル)	
連結自己資本規制比率外の外部 TLAC (3)		
12	その他外部 TLAC の額 (ヲ)	
13	特例外部 TLAC 調達手段 (=劣後性要件を除く全ての外部 TLAC 適格要件を満たすもの) の総額	
14	特例外部 TLAC 調達手段のうち、外部 TLAC への算入が認められている額	
15	TLAC 完全適用以前に資金調達ビーグルによって発行された外部 TLAC	
16	資本再構築のための事前のコミットメント相当額 (ワ)	
17	調整項目適用前の連結自己資本規制比率外の外部 TLAC の額 ((ヲ) + (ワ)) (カ)	
連結自己資本規制比率外の外部 TLAC (調整項目) (4)		

18	外部 TLAC の額（調整前）((ル) + (カ))	(ヨ)	
19	破綻処理グループ間のエクスポートジャヤー	(タ)	
20	自己保有のその他 TLAC 負債の額	(レ)	
21	その他調整項目	(ゾ)	
22	外部 TLAC の額（調整後）(ヨ) - (タ) - (レ) - (ゾ)	(ツ)	
リスク・アセットの額及び総エクスポートジャヤー (5)			
23	リスク・アセットの額	(ネ)	
24	総エクスポートジャヤーの額	(ナ)	
外部 TLAC 比率及び資本バッファー (6)			
25	資本バッファー勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率 (ツ) / (ネ)		
25a	リスク・アセットベース外部 TLAC 比率		
26	総エクスポートジャヤーベース外部 TLAC 比率 (ツ) / (ナ)		
27	連結資本バッファー比率		
28	最低連結資本バッファー比率		
29	うち、資本保全バッファー比率		
30	うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率		
31	うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポートジャヤーベース外部 TLAC 比率 (7)			
	総エクスポートジャヤーの額	(ナ)	
	日本銀行に対する預け金の額		
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポートジャヤーの 額	(ナ')	
	日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポートジャヤーベ ース外部 TLAC 比率	(ツ) / (ナ')	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面は、自金融機関が TLAC 規制対象最終指定親会社でない場合には、作成することを要しない。
- b この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「-」を記載すること。
- c この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てるこ

と。

d この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 想定される処理方針について

自金融機関を含むグループ全体に係る想定される処理方針（SPE アプローチ又はMPE アプローチのいずれか）を記載した上、必要に応じて補足説明を記載すること。

(2) 連結自己資本規制比率上の外部 TLAC

a 当期に係る別紙様式第一号の開示を行う場合は、項番 1「普通株式等Tier1 資本の額」の項の額は同様式の項番 29「普通株式等 Tier1 資本の額」の項の額と、項番 2「TLAC 調整項目適用前のその他 Tier1 資本の額」の項の額は同様式の項番 44「その他 Tier1 資本の額」の項の額と、項番 6「TLAC 調整項目適用前のTier2 資本の額」の項の額は同様式の項番 58「Tier2 資本の額」の項の額と、それぞれ一致する。

b 項番 3「子会社発行のTLAC 非適格その他 Tier 1 資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行しているその他 Tier 1 資本で、自金融機関の連結自己資本規制比率の算出に当たってその他 Tier 1 資本の額に算入されている額を記載すること。

c 項番 4「その他のその他 Tier 1 資本に係る調整項目」の項には、連結自己資本規制比率告示第六条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち最終指定親会社 TLAC 告示第四条第一項第二号から第七号までに掲げる額に該当しないものの額及び連結自己資本規制比率告示第六条第一項第五号に掲げるその他 Tier 1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額の合計額を記載すること。

d 項番 7「残存期間が 1 年以上 5 年以下の Tier2 資本のうち、連結自己資本規制比率の算定上控除されている額」の項には、Tier2 資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が一年以上五年以内であるものにつき、連結自己資本規制比率告示第七条第一項柱書ただし書の規定による調整を行った後の額から当該調整を行う前の額を控除した額を負数で記載すること。

e 項番 8「子会社発行のTLAC 非適格 Tier 2 資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行している Tier 2 資本で、自金融機関の連結自己資本規制比率の算出に当たって Tier 2 資本の額に算入されている額を記載すること。

f 項番 9「その他の Tier 2 資本に係る調整項目」の項には、連結自己資本規制比率告示第七条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち最終指定親会社 TLAC 告示第四条第一項第五号から第七号までに掲げる額に該当しないものの額及び連結自己資本規制比率告示第七条第一項第五号に掲げる Tier 2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額の合計額を記載すること。

(3) 連結自己資本規制比率外の外部 TLAC

a 項番 12「その他外部 TLAC の額」の項には、その他外部 TLAC 調達手段の額の合計額を記載すること。

b 項番 16「資本再構築のための事前のコミットメント相当額」の項には、自金融機関が最終指定親会社 TLAC 告示第二条第二項の規定を適用して外部 TLAC 比率を算出している場合には、同項に規定する額を記載すること。

(4) 連結自己資本規制比率外の外部 TLAC (調整項目)

- a 項番 19 「破綻処理グループ間のエクスポート」の項には、自金融機関を含むグループに係る想定される処理方針がMPE アプローチである場合における最終指定親会社 TLAC 告示第四条第二項第五号に掲げる額の合計額を記載すること。
- b 項番 20 「自己保有のその他 TLAC 負債」の項には、最終指定親会社 TLAC 告示第四条第二項第四号に掲げる自己保有のその他外部 TLAC 関連調達手段の額を記載すること。
- c 項番 22 「外部 TLAC の額 (調整後)」の項の額は、当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、同様式の項番 1 「外部 TLAC の額」の項の額と一致する。

(5) リスク・アセットの額及び総エクスポート

- a 当期に係る別紙様式第七号の開示を行う場合は、項番 23 「リスク・アセットの額」の項の額は同様式の項番 4 「リスク・アセットの額」の項の額と、項番 24 「総エクスポートの額」の項の額は同様式の項番 13 「総エクスポートの額」の項の額と、それぞれ一致する。
- b 当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合は、項番 23 「リスク・アセットの額」の項の額は同様式の項番 2 「リスク・アセットの額」の項の額と、項番 24 「総エクスポートの額」の項の額は同様式の項番 4 「総エクスポートの額」の項の額と、それぞれ一致する。
- c 自金融機関を含むグループに係る想定される処理方針が SPE アプローチである場合において、当期に係る別紙様式第一号の開示を行うときは、項番 23 「リスク・アセットの額」の項の額は、同様式の項番 60 「リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

(6) 外部 TLAC 比率及び資本バッファー

- a 当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、項番 25a 「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率は同様式の項番 3a 「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率と、項番 26 「総エクスポートベース外部 TLAC 比率」の項の比率は同様式の項番 5 「総エクスポートベース外部 TLAC 比率」の項の比率と、それぞれ一致する。
- b 項番 25a 「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項には、項番 25 「資本バッファー勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率」から、項番 27 「連結資本バッファー比率」と項番 28 「最低連結資本バッファー比率」のいづれか小さい比率を控除して得られる比率を記載する。
- c 項番 27 「連結資本バッファー比率」の項の比率は、連結自己資本規制比率告示第七条の二第二項の規定により算出した資本バッファーに係る普通株式等 Tier1 資本の額を項番 23 「リスク・アセットの額」の項の額で除して得られる比率を記載すること。なお、当期に係る別紙様式第一号の開示を行う場合には、同様式の項番 68 「連結資本バッファー比率」の項の比率と一致し、当期に係る別紙様式第七号の開示を行う場合には、同様式の項番 12 「連結資本バッファー比率」の項の比率と一致する。
- d 当期に係る別紙様式第七号の開示を行う場合は、項番 28 「最低連結資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 11 「最低連結資本バッファー比率」の項の比率と、項番 29 「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 8 「資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番 30 「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 9 「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番 31 「うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率」

の項の比率は同様式の項番 10 「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

(7) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポートジャーベース外部 TLAC 比率

- a 連結レバレッジ比率告示第六条第六項の規定の適用があるときに限り、記載することとし、当該規定の適用がない場合には、この項全体を削除することができる。
- b 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、連結レバレッジ比率告示第六条第六項の規定により、総エクスポートジャーベース外部 TLAC 比率を記載する。

(単位：百万円)

TLAC 2：内部 TLAC 等の債権者順位（主要子会社別）									
[主要子会社グループに含まれる子会社の名称]									
国際様式の該当番号	項目	債権者順位							合計
		1	1	(略)	…	(略)	n	n	
		最劣後	最劣後				最優先	最優先	
1	破綻処理対象法人が債権者か否か	✓	—				✓	—	
2	債権者順位に関する説明								
3	資本及び負債の合計（信用リスク削減手法勘案後）（イ）								
4	うち除外債務（ロ）								
5	資本及び負債の合計（除外債務控除後）（イ） —（ロ）								
6	うち内部 TLAC 適格のもの								
7	残存期間	1 年以上 2 年未満							
8		2 年以上 5 年未満							
9		5 年以上 10 年未満							
10		10 年以上（永久債を除く）							
11		満期がないもの（永久債を含む）							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面は、自金融機関が TLAC 規制対象最終指定親会社でない場合には、作成することを要しない。
- b この面は、自金融機関に係る主要子会社（外国に所在する子会社に対して当該外国において最低所要内部 TLAC 額に係る基準に準ずる基準が適用されている場合における当該子会社を含む。以下この面において同じ。）及び当該主要子会社に係る主要子会社グループに含まれる子会社ごとに記載することを要する。ただし、主要子会社の子会社であって、その他内部 TLAC 調達手段を発行していない子会社については、作成することを要しない。
- c この面において債権者順位とは、破産手続における法的な債権者順位をいう。普通株式に相当するものを「最劣後」の欄に記載し、その他内部 TLAC 調達手段のうち最も債権者順位が高いもの及びこれと同順位のものを「最優先」の欄に記載するものとする（したがって、その他内部 TLAC 調達手段よりも優先順位が高い負債については、記載することを要しない。）。
- d 項番 2「債権者順位に関する説明」の項には、説明を任意の方法で記載すること。
- e 項番 3「資本及び負債の合計（信用リスク削減手法勘案後）」の項には、自金融機関の主要子会社の資本及び負債の額（信用リスク削減手法を勘案した額とする。）を、債権者順位ごとに、その債権者（株主を含む。以下この面において同じ。）が自金融機関かそれ以外かに応じて、それぞれ記載すること。債権者たる当該主要子会社の親会社等が自金融機関の子会社等である場合には、自金融機関を債権者とみなして記載すること。
- f 項番 6「うち内部 TLAC 適格のもの」の項には、最終指定親会社 TLAC 告示の規定により内部 TLAC に係る基礎項目の額に算入可能なものの額を、債権者順位ごとに、その債権者が自金融機関かそれ以外かに応じて、それぞれ記載すること。債権者たる当該主要子会社の親会社等が自金融機関の子会社等である場合には、自金融機関を債権者とみなして記載すること。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「-」を記載すること。
- h この面に記載する額は、額面価額とし、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

TLAC 3：外部 TLAC 等の債権者順位		債権者順位						合計
国際様式の該当番号	項目	1	2	(略)	…	(略)	n	
		最劣後					最優先	
1	債権者の優先順位に関する説明							
2	資本及び負債の合計（信用リスク削減手法勘案後）（イ）							
3	うち除外債務（ロ）							
4	資本及び負債の合計（除外債務控除後）（イ）－（ロ）							
5	うち外部 TLAC 適格のもの							
6	残存期間	1 年以上 2 年未満						
7		2 年以上 5 年未満						
8		5 年以上 10 年未満						
9		10 年以上（永久債を除く）						
10		満期がないもの（永久債を含む）						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面は、自金融機関が TLAC 規制対象最終指定親会社でない場合には、作成することを要しない。
- b この面において債権者順位とは、破産手続における法的な債権者順位をいう。普通株式に相当するものを「最劣後」の欄に記載し、その他外部 TLAC 調達手段のうち最も債権者順位が高いもの及びこれと同順位のものを「最優先」の欄に記載するものとする（したがって、その他外部 TLAC 調達手段よりも優先順位が高い負債については、記載することを要しない。）。
- c 項番 1「債権者順位に関する説明」の項には、説明を任意の方法で記載すること。
- d 項番 2「資本及び負債の合計（信用リスク削減手法勘案後）」の項には、自金融機関が外部に発行している資本及び負債の額（信用リスク削減手法を勘案した額とする。）を、債権者順位ごとにそれぞれ記載すること。
- e 項番 5「うち外部 TLAC 適格のもの」の項には、最終指定親会社 TLAC 告示の規定により外部 TLAC に係る基礎項目の額に算入可能なものの額を記載すること。
- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「一」を記載すること。
- g この面に記載する額は、額面価額とし、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%)

国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期末	前四半期末	前々四半期末	ハの前四半期末	ニの前四半期末
1	外部 TLAC の額					
2	リスク・アセットの額					
3	資本バッファー勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率					
3a	リスク・アセットベース外部 TLAC 比率					
4	総エクスポートジャーベースの額					
5	総エクスポートジャーベース外部 TLAC 比率					
6a	法令の規定に基づいて除外債務がペイリレンジの対象から除外される法域か否か					
6b	特例外部 TLAC 調達手段が認められる法域か否か					
6c	特例外部 TLAC 調達手段のうちその他外部 TLAC 調達手段に相当するとして認められているものが占める割合					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この様式は、自金融機関が TLAC 規制対象最終指定親会社でない場合には、作成することを要しない。
- b 項番 1 「外部 TLAC の額」の項の額は、当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、同号の項番 22 「外部 TLAC の額（調整後）」の項の額（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額）と一致する。
- c 項番 2 「リスク・アセットの額」の項の額は、当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 23 「リスク・アセットの額」の項の額（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額）と一致する。
- d 項番 3 「資本バッファー勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率は、当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 25 「資本バッファー勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の比率）と一致する。
- e 項番 3a 「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率は、当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 25a 「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率（当期

に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の比率)と一致する。

- f 項番4 「総エクスポートジヤーの額」の項の額は、当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 24 「総エクスポートジヤーの額」の項の額 (当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額) と一致する。
- g 項番5 「総エクスポートジヤーベース外部 TLAC 比率」の項の比率は、当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 26 「総エクスポートジヤーベース外部 TLAC 比率」の項の比率 (当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の比率) と一致する。
- h この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「-」を記載すること。
- i この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- j この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。